

標題
米国のドイツ財産処理(25.9)
在スイスドイツ財産処理

年 月 日から

年 月 日まで
文保書庫

分類記号番号 B.60.1.1	類別 *1類
完結年月 昭 25.9	保存期間 永久
部局名 理財局	主管課

(大蔵省製本表紙1-B5)

国立公文書館	
分類	大蔵省
	平成12年度
排架番号	つくば書庫5
	5-53
	2912

在外財産国際先例9

2912
B60.1.1
*1
8
永久

保存文書





秘

30
中
12号

昭和廿五年九月

米国の独乙財産処理

(講和条約、研究資料部)

理財面外債課

0000 0438

目次

序説	一頁
第一章 对敵取引禁止法	六頁
(一) 对敵取引禁止法	六頁
(二) 敵人の觀念	七頁
(三) 敵産申告及び引渡の義務	八頁
(四) 敵産の売却	九頁
(五) 敵人権利者の名義抹消	一二頁
(六) 工業所有権及び著作権	一三頁
(七) 敵産に対する請求権	一五頁
(八) 敵産の返還	一六頁
第二章 ウィンスロー法	二一頁

第一節 ウィンズロー法の成立まで……………二一頁

(一) ベルリン平和條約……………二一頁

(二) 混合請求権委員会……………二四頁

第二節 ウィンズロー法の内容……………二九頁

(一) 一万ドルの解放……………二九頁

(二) 差押財産の分割……………三二頁

(三) 集合信託財産……………三四頁

(1) 有価証券……………三四頁

(2) 現金資産……………三六頁

(四) アメリカ会社の株式……………三八頁

(五) 保険会社……………四一頁

(六) 遺産の解放……………四二頁

(七) 戦前所有者……………四六頁

第三章 戦時請求権処理法……………八〇頁

第一節 序説……………八〇頁

第二節 旧敵国民の請求権……………八六頁

(一) ドイツ人の請求権……………八六頁

(1) 差押財産の返還……………八六頁

(2) 差押財産の損害賠償……………一〇〇頁

(イ) 商船	一〇二頁
(ロ) 無線電信局	一〇六頁
(ハ) 特許及特許出願	一〇九頁
(ニ) 損害賠償の仲裁審判	一一一頁
(三) オーストリア人及びハンガリー人の請求権	一一五頁
第三節 アメリカ国民の請求権	一一八頁
(一) 対独請求権	一一八頁
(二) 対奥及び対洪請求権	一二七頁
(三) 期間懈怠の対独請求権	一二九頁
第四節 特別預託勘定	一三一頁
(一) ドイツ特別預託勘定	一三一頁
(二) オーストリア及びハンガリー特別預託勘定	一三七頁
第五節 特別規定	一三九頁

(一) 課税	一三九頁
(二) 債権者保護	一四一頁
(三) 代理料	一四五頁
(四) 財務長官の決定	一四七頁
(五) ドイツ保険会社	一四七頁
(六) 「デイテリクセン」号及び「ヨハンネ」号事件	一四八頁
第六節 戦時請求処理法以後	一五〇頁

附録第一	アメリカ合衆国に於ける敵産	一五五頁
附録第二	対敵取引禁止法(一九一七年)	一九二頁
附録第三	ウインスロー法(一九二三年)	二四二頁
附録第四	独乙特別預託勘定による戦時請求権処理計画	二六〇頁

序 説

講和條約と在外資産¹（講和條約の研究第二部、昭和二四年五月）は、対日講和條約で日本國民の在外資産が、どのような取扱をうけるかという問題を念頭におきながら、ヴェルサイユ條約の規定を研究したのである。この問題を、いつそう深く研究するためには、ヴェルサイユ條約のもとで、實際に、各連合国がどのようにドイツ國民の在外資産を処理したかを知る必要がある。ただし、ヴェルサイユ條約は、ドイツ國民の在外資産の処理に關して、きわめて、おおまかな規率を定めたのに過ぎないのであつて、實際には、各連合國の国内法令によつて、具體的處理が行われるからである（第二九七條四号第二項）。このことは、イタリー平和條約についてもあてはまる（第七九條第二項）。対日講和條約においても、おそらく、同様であろうと思われる。

ところで、ヴェルサイユ條約においても、またイタリー平和條約においても、戦敗國民の財産を、賠償の担保として、留置・清算することは、戦勝國の権利であつて、これを完全に行使するか、または全然行使しないかは、もつぱら、戦勝國の任意に定め得るところ

である。第一次世界大戦後の各国の實際をみるに、留置・清算権を、ヴェルサイユ條約の許す範囲において、完全に行使した国はない。この権利を全然行使しなかつた国はあつたけれども、反対に完全に行使した国はなかつた。多くの連合国は、留置・清算権を制限して行使したのである。もつとも共通な制限は、一定の少額のドイツ財産の解放または返還であつた。それは、生活困窮者の救済という社会政策的考慮にもとづくものであつた。連合国の留置・清算権の放棄または制限は、條約にもとづく場合と、連合国の国内法令にもとづく場合とがある。條約にもとづいて請求権の放棄または制限が行われた場合としては次の例がある。

- (1) 一九二〇年十二月三十日調印「ヴェルサイユ條約第二九七條適用に関する英独協定」(講和條約研究資料第二巻七七頁以下、資料一三)第一一條によつて、五〇〇ポンドにみたないドイツ財産が返還せられることになつた。なお第二部一九三頁参照。
- (2) 一九二〇年二月六日「ヴェルサイユ條約第二九七條適用に関する独併協定」(資料第二巻八八頁以下、資料一四)第八條によつて、少額の物件の返還が行われることと

なつた。なお、第二部一八九一―一九〇頁参照。

- (3) 一九一九年十一月十五日「アルサス・ローレン動産解放協定」(独・併向)へこの協定は資料第三巻で引出の予定)によつて、アルサス・ローレンのドイツ人財産は留置・清算をまぬがれた。なお、第二部一九二頁参照。

- (4) 一九二〇年六月二十九日調印「ヴェルサイユ條約第二九七條適用に関するドイツ・チェッコスロヴァキア同協定」(資料第二巻七一頁以下、資料一ニ)第一一條によつて、ドイツ国民所有の鉄道、鉱山業、製鉄業及び鉱泉業施設のみが清算せられた。第二部二〇八―一九頁参照。

- (5) 一九四七年八月十四日調印「アメリカ合衆国に在るイタリア国の資産及び合衆国民の請求権についての米伊覚書第一條によると、特別な例外をのぞき、原則としてアメリカの清算権は放棄せられた。

連合国が国内法によつて戦敗国民の財産を解放・返還した、もつとも顕著な例は、第一次大戦後におけるアメリカである。本稿は、このアメリカにおいて、第一次世界大戦中、

及びその後において、ドイツ国民その他の敵国民の財産が、いかに取扱われたかを、概観するものである。

第一章は、対敵取引禁止法のもとで、ドイツ財産が、いかに取扱われたかを論じたものがある。これについては、第二部二三一頁以下で簡単にのべた。対敵取引禁止法は附録第二として訳出した。

第二章は、ウインスロー法の下における、ドイツ財産の一部（一万ドル以下）返還について概観した。ウインスロー法は、附録第三として訳出した。この法律が成立するまでの興味ある経緯をのべたものとして、ヘイズの論文を訳出した（附録第一）。

第三章は、戦時請求権処理法による、大部分のドイツ財産の返還を、アメリカ国民の請求権の問題とあわせて、概観した。この法律は、講和條約研究資料第三巻に「資料二八」として訳出した。この法律の計数的基礎は、附録第四を参照せられたい。

対敵取引禁止法、ウインスロー法及び戦時請求権処理法の三者は、アメリカにおける敵国財産処理法の根幹をなすもので、その内容は、後述で難解をきわめている。アメリカの

法律専門家の間でも、異向とせられる處が多い。本稿は、左の著述を参照してかゝれたものである。

① René Wilmser, *Collection of International War Damage Claims*, 1944 New York.

② Krüger und Koenenfeld, in "Die Beschlagnahme, Liquidation und Freigabe deutschen Vermögens im Ausland", *Erster Teil* (Berlin 1924), S. 57-.

③ Krüger und Gremmann, *Das amerikanische Freigabegesetz vom 10. März 1928*, in "Die Beschlagnahme u. S. W.", *Viertes Teil* (Berlin 1929), S. 3-.

なお、本稿で引用された法令で、訳出されているものは、講和條約研究資料で、後述に見て訳出する予定である。

第一章 对敵取引禁止法

(一) 对敵取引禁止法

第一次世界大戦において、アメリカが敵国私有財産に対してとつた処置の法的根拠をなすものは、一九一七年十月六日の「对敵取引禁止法」 *Trading with the Enemy Act* (詳しくは「敵人との取引を定義し規律し処罰するため、またその他の目的のための法律」という、附録第二参照。) 及びその修正法である。この法律は、合衆国大統領に「外国財産管理人」 *Alien Property Custodians* を任命する権限をあたえた。外国財産管理人の任務及び権限は、「敵人または敵国の同盟国民に支払われ、または届する、敵国にある現金または財産であつて、本法の規定にもとずき(外国財産)管理人に支払われ、譲渡せられ、または引渡さるべきいっさいの現金または財産を受領すること」及び、右現金及び財産を「大統領の一般指令にもとずき、または本法の定めるところに依り、保管し、管理し、出納を明らかにすること」にある(第六節)。外国財産管理人は差押財産

に対して「普通法上の受託者」としての権能を有する(第一二節第四項)。

(二) 敵人の概念

对敵取引禁止法上の「敵人」とは、敵国領土または敵国が占領する地方に住所を有するもの、または、合衆国以外の国に住所を有して、敵国領土において事業上の活動をなす者をいう(第二節)。従つて、敵人たることを決定する要素は、「住所」であつて、「国籍」ではない。たとえアメリカ国民の所有する財産であつても、その所有者の住所がドイツ国内にあるときは、「敵産」であつて、对敵取引禁止法の適用をうけることになる。これに反して、たとえドイツ国民の所有する財産であつても、その所有者たるドイツ国民が合衆国内に住所を有するときは、それは敵産ではない(もつとも、この場合一応さういふことになっているのであつて、尚例外がないでもない)。組合、社団、法人等の人の組織体についても、自然人と同様である。

右のほか、敵国の官吏または代表者は、たとえその住所がアメリカにあつても、やはり「敵人」として取扱われる。また、敵国系の合衆国国民または中立国民、または合衆国に

住所を有する敵国民であつても、大統領が「合衆国の安全または戦勝のために」必要と思ふときは、敵人とみなされることがある（第二節の項）。

一九一八年二月五日の大統領布告は、右の投進にもとずいて発せられたものであつて、ドイツ系、オーストリア系またはハンガリー系の合衆国民であつて抑留せられた者を敵人とみなすとしたのである。一九一八年五月三十一日の大統領布告は、(1) いっさいのドイツ人捕虜、オーストリア人捕虜及びハンガリー人捕虜、(2) 合衆国の同盟国が抑留している私人、(3) ブラック・リストにのせられたドイツ人、オーストリア人及びハンガリー人を敵人とみなすことにした。

(三) 申告及び引渡の義務

合衆国に住所を有する者であつて、敵産を保管している者、または敵人に金銭債務を負っている者は、外国財産管理人に対して、明細書を提出して申告しなければならぬ（第七節の項第三段）。また、合衆国にある法人、法人格をもたない社団、組合、受託者であつて、株式証書その他の持分証書を発行しているものは、敵入たる役員、理事、株主の姓

名とその所有する株式または持分の金額を完全に記載したリストを、外国財産管理人に引渡さねばならぬ（全上第一段）。

外国財産管理人の請求があつたときは、敵人に属するいつさいの現金または財産を引渡さなければならぬ（第七節の項）。大統領が一九一八年二月二十六日の命令によつて定めた施行規則に依ると、引渡請求書の交付とともに敵産管理権は外国財産管理人に移転したものとみなされる。外国財産管理人は、この手続によつて敵産を差押える。

外国財産管理人の差押権は、一九二一年七月二日まで存続した。一九二一年七月一日といふのは、議会の合同決議（ノワクス・ポーター決議）が大統領によつて署名せられた日であつて、この日より前は、外国財産管理人は敵産を差押える権能をもたない。ただし、一九二一年七月二日以前に敵産の引渡を請求しているときは、このかぎりでない。したがつてまた、外国財産管理人は、一九二一年七月二日以前において弁済を請求しているものでなければ、ドイツ人に負うている金銭債務を取立てることはできない。

(四) 敵産の売却

一九一七年十月六日の対敵取引禁止法によると、原則として、外国財産管理人は敵産を売却することはできない。敵産の売却が許される場合は、敵産の喪失を防止するため止むを得ない場合、にかぎられる（第一二節才四項）。たとえば、敵産がさわめて破損し易く不当な保管費用がかかる場合においてのみ、売却することができ、元来、対敵取引禁止法の目的は、取引禁止の脱法行為を処罰し、敵人所有の財産を管理し、敵人に属する現金資産を、アメリカの戦争目的に利用しようというのであったから、敵産の売却を原則としてみとめないことは、対敵取引禁止法の目的にも合致していたのである。敵人に属する現金をアメリカの戦争目的に利用するために、対敵取引禁止法才一節及び一九一八年月二十六日の執行命令は、いっさいの敵人の現金が、合衆国財務省 *Treasury of United States* に預託せらるべきこと、ならびに、財務長官が、預託せられた現金を国債に投資することができ、を定めている。実際にこれらの敵人に属する現金は、大規模に合衆国の戦時公債 *Liberty Bonds* に投資せられた。

かように、差押えられた敵産を売却することは、初めのうちは、原則としてみとめられ

なかつたのであるが、一九一八年三月二十八日の修正法によつて、対敵取引禁止法第一二節が改正せられ、一般に差押財産の売却が可能となつたのである。すなわち、この修正法は、外国財産管理人に対して、いっさいの差押財産を売却し得る権限、その他適当と思われる方法で処分することのできる権限をあたえた。もつとも、売却は公売でなければならぬ。また事前に公告しなければならぬ。しかし、一九一八年四月二日の大統領命令によつて、ある場合には公売によらず、また事前の公告を要しないことになつた。

一九一八年三月二十八日の修正法が目的としていることは、戦後に於けるドイツの企業等の活動を封ずることにあつた。初代の外国財産管理人であつた *Dr. Mitchell Palmer* は、一九一九年二月二十二日大統領に提出した報告書のなかで、次のようにのべている。

可 売却命令権を管理人にあたえる修正法を議会が採択したときに、目的とせられたことは、アメリカ領土に於けるドイツの産業軍隊を捕虜とし、それを壊滅することにあつた。この目的を達成するために、私は、できるだけ迅速に、いっさいのことをなしとげた。

私は単なる敵産保管人たるに止まることなく、敵産を合衆国の兵器とするように努力した。

パーマーが、外国財産管理人の職にあつた長期間において、一九一八年三月二十八日の修正法によつてあたえられた売却命令権を行使した方法は、アメリカ副においても、しばしば非難せられるほど、徹底したものであつた。アメリカの著名な弁護士 *Arthur J. Field Hays* が、その著書 *Enemy Property in America*, (*Markus Bender & Co.*) p. 37. に指摘してゐるところによると、*Buck Magnate* 事件において、敵産が実際の価格よりも数百万ドルも安価格で、パーマーの友人・知己に売却せられたということがある。

(五) 敵人権利者の名義の抹消

一九一八年十一月四日の修正法によつて、公の登記簿、登録簿において、敵産とくに特許、商標権、著作権の名義を外国財産管理人にかきかえることができるようになった。さらに、外国財産管理人の請求があつたときは、いっさいの法人・会社は、株主名簿または

出資者名簿中より敵人の名を抹消し、出資を証する証書を新しく外国財産管理人に発行しなければならぬ。

(六) 工業所有権及び著作権

一九一七年の対敵取引禁止法才一〇條によれば、敵人は戦争中といえども、特許出願、商標登録を行うことができる(四項)。また、アメリカ市民または法人は、公益上必要と思われ、また実施の意思と能力があるときは、敵人の所有する工業所有権、著作権等について専用免許の附与を求めることができ(四項)。この専用権は、原則として、工業所有権、著作権等の存続期間の限度において効力を有する。かような専用権があたえられたときは、専用権者は、定められた期日に、専用料を外国財産管理人に支払わねばならない(第一〇節四項)。

敵人たる工業所有権者または著作権者は、戦争終了後一年以内に衡平法訴訟を提起して、実施権者に対してその利用に対する相当なる補償金を要求することができ、裁判所が認められた実施料は、実施権者が外国財産管理人に支払った金額から控除しなければならぬ(一三)

敵国国民は、工業所有権または著作権の侵害を理由として、アメリカ国民を相手として戦争中といえども、訴訟を提起することができない(オ一〇節(六項))。しかし、実際にはほとんど不可能なことであった。というのは、外国財産管理人は、これらの権利を、一九一八年十一月四日の修正法によって差押え、一九一八年三月二十八日の修正法によって売却しているからである。実際に、当時の外国財産管理人 *H. D. Garrison* は、同人が社長である財団 *Chemical Foundation (Inc.)* に対して、五五〇〇件にも及ぶ工業所有権その他、とくに化学特許を、総額二五万ドルという、おどろくべき価格で売却した。ユニケル会社は、この財団を相手として、特許権侵害を事由として、訴訟をおこしたが、この訴訟は却下せられた。理由は、原告は特許権差押の結果として特許を有せざるにいたったのであった。化学特許売却における外国財産管理人のやり口は、いたるところで非難せられた。というのは、サルバルサン特許だけ考えてもあきらかに数百万ドルの価値のあるものであったからである。その結果は、合衆国政府をも動かし、政府は、同財団

を相手として、売却無効の訴えをおこした。オ一審で政府の敗訴になって、大審院まで上訴せられた(この事件の詳細については、別稿で論ずる)。なお、この項については、オ二部「講和條約と在外資産」ニ三八頁、オ三部「講和條約と工業所有権」一三二ニ〇頁参照。(七) 敵産に対する請求権

差押えられた敵産に対して、非敵人が有する請求権は、外国財産管理人に対して主張することができない(オ九節オ一項)。もつとも、かような請求権を満足するために、差押財産を引渡し、または差押財産より弁済するためには、検事総長の命令がなければならぬ。一九一七年の対敵取引禁止法では、このほか、敵人たる所有者の同意を必要としたのであるが、この条件は、一九一九年七月十一日の修正法によって不要となった。検事総長の命令が、請求権の主張が行われてから六〇日以内に発せられなかったときは、戦争終了後六ヵ月以内に、衡平法上の訴いによって、この請求権を主張することができる。この期間はその後、まず一八ヵ月に、ついで三〇ヵ月に延長せられたが、ウインスロー法では、完全に期間を廃止した。

外国財産管理人が譲受け売却した敵産に対するいつさいの請求権は、一九一八年十一月四日の修正法によって、外国財産管理人が收受した売却純残高の範囲において認められた。非敵人は、その請求権について利息を要求することができるか、アメリカ人に対する敵国人のマルク表示債券は、いかなる換算率でドルに換算せられるか、という問題があった。初代の外国財産管理人 *Palmer* は、一般に、開戦の日における為替相場でマルク債務をドルに換算したが、才二代の外国財産管理人 *Miller* は、「州際貿易外国貿易委員会」 *Committee on Interstate and Foreign Commerce* における証言において、その就任以来七セントリーマルクの換算率によったことを述べている。

(八) 敵産の開放
才一次大戦末期から、きわめて限られた範囲において、対敵取引禁止法を修正する形式で、敵産の差押解除が行われはじめた。

一九一九年七月十一日の修正法、——この法律は、一九一七年の対敵取引禁止法才九節を修正する形式で、敵国が占領する地方に住所を有してただけの理由で敵人とみなされ

た者が所有する差押財産に対して、差押を解除することができることを定めた。解放の申請は外国財産管理人に対して行う。

一九二〇年六月五日の修正法、——この修正法も亦、対敵取引禁止法才九節を修正する形式をとった。この修正法に依り、解放の範囲はさらに拡大した(才九節(四項))。新しく左の者が差押解除を申請することができる。

- (1) 差押のときにおいても、解放のときにおいても、ドイツ国またはオーストリア・ハンガリー国の国民でなかった者。実際に *Swiss National Insurance Co. v. Alien Property Custodian* 事件において、原告は、中立国の「市民」であることを理由として、この才一号の規定にもとずき、差押財産の開放を求めた。しかし裁判所は、才六号の規定が適用せらるべきものとなし、いつさいの敵人が会社に肉与していないことが立証せられたときのみ、解放が許される、と判断した。

(2) 婚姻締結のとき中立国国民または合衆国の同盟国の国民であった女子であつて、

イツ国またオーストリア・ハンガリー国の国民と、一九一七年四月六日（合衆国参戦の日）以前において婚姻したる者。ただし、解放を要求した財産が、直接にもあれ、間接にもあれ、ドイツ国またオーストリア・ハンガリー国の国民から取得せられたものでないことを要する。

(3) 出生のとき合衆国国民であつた女子であつて、一九一七年四月六日以前にドイツ国またはオーストリア・ハンガリー国の国民と婚姻したる者。ただし、解放を要求した財産が、直接にもあれ、間接にもあれ、ドイツ国またはオーストリア・ハンガリー国の国民から取得せられたものでないことを要する。

(4) 外交関係断絶のとき外交官または領事官として合衆国に在任していたドイツ国またはオーストリア・ハンガリー国の国民、その妻及び未成年の子。ただし解放を申請した財産が、その官職に關し合衆国に持参せられたものたることを要する。

(5) 戦時中抑留せられたドイツ国またはオーストリア・ハンガリー国の国民であつて、戦後再び合衆国で生活する者。この場合においても、解放申請権者が、現金資産また

は売却代金が外国財産管理人の手に移つたときからのち、差押財産上の収益を請求することかできるかと云う問題がある。 *Shan* は「これに対する正しい解答は、外国財産管理人は、資産を受託者たる地位において保管しているのであるから、保管資産に關して取得せられた収益がいかなる性質のものであつても、これを資産の所有者に支払うべきである」といつている（前掲書三九一四〇頁参照）。

- (6) 合衆国以外に住所を有する組合、会社、法人または、人の集団であつて、その財産がもつばら、ドイツ国またはオーストリア・ハンガリー国の国民でない者に属したものは属したもの。
- (7) ブルガリア国政府及びトルコ政府。
- (8) ドイツ国政府及びオーストリア国政府。ただし、外交機関または領事機関の財産にかぎる。

なお、平和條約によつて当然に、旧敵国の国籍を失つた者または国籍送還によつて旧敵国の国籍を失つた者は、ドイツ国またはオーストリア国の国民とはみなされない。すなわち

ち、ダンチヒ自由市、メーメル地方、ポーランド、チエツコスロヴァキアの市民、及び
ルサス・ローレン、オイヤン・マルメデイー、北シユレスウイツヒ地方に住所を有して
た旧ドイツ国民であつて他の国籍を当然にまたは国籍選抜によつて取得した者は、すべて
の差押財産の解放を申請することができる。解放申請権者が死亡しているときは、その法
定代理人が申請することができる(オ九節(三)項)。

一九二一年二月二十七日の修正法。—この修正法によつて、前記の(2)及び(3)に該当す
る女子に及する差押財産を、一九一七年一月一日以前にドイツ国民またはオーストリア國
民が取得したときは、解放から除外せられないことになつた。

第二章 ウィンズロー法

第一節 ウィンズロー法成立まで

(一) ベルリン平和條約

アメリカ合衆國が、ヴェルサイユ條約を批准しなかつたので、アメリカとドイツとは
一九二一年八月二十五日、ベルリンで米独平和條約を締結した。批准書交換は、一九二一
年十一月十一日ベルリンで行われた。休戦後滿三年で初めて米独間に正規の平和關係が
立したわけである。

ベルリン條約は、その前文において、合衆國が、一九二一年七月二日大統領が署名した
西院合同決議において、一九一八年十一月十一日の休戦條約及びその補充協定にもとづい
て、請求し得るいっさいの権利、あるいは、参戦によつて取得したいっさいの権利、ある
いは、ヴェルサイユ條約で認められたいっさいの権利、あるいは、主なる同盟・連合國の

二二
一回として議会の法律その他にもとづいて請求し得るいつさいの権利を留保したことを指
摘している。さらに、ドイツ帝国政府、その承継者及びドイツ国民に属するいつさいの財
産は、ドイツ政府に対する合衆国国民のいつさいの請求権を満足せしめるため受諾し得る
提案がドイツ政府によつてなされるまで、留置せらるべきことを定めた。前記合同決議オ
五節の規定をかゝっている。

第一條において、ドイツ国が、合衆国に対して、前記合同決議にかかげられたいつさい
の権利、特権、補償、賠償または利益、及び、ヴェルサイユ條約によつて合衆国のために
定められ、合衆国がこの條約を批准しなかつたにもかゝらず合衆国によつて完全に享有
せらるべき、いつさいの権利及び特権を保証する義務を負うべきことを定めた。

第二條の号において、ドイツ国が合衆国に対して保証すべきヴェルサイユ條約上の権利
及び利益の範囲を定めている。それは、左の條項にふくまれる権利及び利益である。

- (1) 第四編第一款（ドイツ国植民地）
- (2) 第五編（陸軍、海軍及び航空條項）

- (3) 第六編（俘虜及び遺棄）
 - (4) 第八編（賠償）
 - (5) 第九編（財政條項）
 - (6) 第一〇編（經濟條項）
 - (7) 第一一編（航空）
 - (8) 第一二編（港、水路及び鉄道）
 - (9) 第一四編（保障）
 - (10) 第一五編（雜則）
- 第二條(2)号及び(3)号において、合衆国を拘束しないヴェルサイユ條約の規定がかゝら
れている。かゝる規定は、左の各編に属する規定である。

- (1) 第一編（國際連盟規約）
- (2) 第二編（ドイツ国の境界）
- (3) 第三編（歐洲政治條項）

- (4) 第四編第二八款
(5) 第一三編(勞働)

第二條(4)号においては、合衆國が賠償委員会その他ヴェルサイユ條約によつて設置せられた委員に参加する権利はもつが、義務はもたないことを明示した。
第三條は批准について規定している。

(三) 混合請求権委員会

アメリカは、戦時中、對敵取引禁止法を制定し、ドイツ國民がアメリカにおいて有する財産を差押え管理した。その目的は、

- (1) 敵國國民の利益の保護
- (2) 敵國による敵産利用の防止
- (3) 敵産を利用する自國の戦力の増強
- (4) 敵國に対する自國民の請求権の担保

にあつた。しかし戦争が終つたのちにおいては、(1) (3)の目的はおのずから消滅し、これ

らの理由で、敵産をひきつゞき差押えることは理由がないことである。したがつて、(4)の理由のみがドイツ財産差押の理由となる。このことは、ベルリン條約でも確認された。何となれば、同様條約オニ條(1)号は、ヴェルサイユ條約オ一〇編にもとずいて、アメリカに認められた権利及び利益を、ドイツ國が保証すべきことを定め、したがつて、ヴェルサイユ條約オ一〇編オ四款(財産、権利及び利益)の規定(オニ九七條(4)号)にもとずいて、アメリカは、アメリカにあるドイツ財産を留置し清算することができらうである。第四款附及書オ四條によれば、アメリカ國民がドイツ國において有する財産に関する請求権にもとずく賠償、及び潜水艦作戦による損害賠償(いわゆるルシタニア條項による損害賠償)第二部「講和條約と在外資産」九八頁、第三部「講和條約と外國財産」八一九頁参照)をアメリカにあるドイツ財産の清算或高によつて行われる(なお、オニ九七條(4)号(二)を参照)。このことは、全体としてみれば、アメリカ國民のドイツ政府に対する請求権の担保としてドイツ國民の在米財産が差押えられていることを意味する。

したがつて、ドイツ國民の差押財産が最終的処理をうけることのできる前提として、ア

メリカ国民がドイツ政府に対して有する請求権の金額が決定せられなければならない。^{三六}
この要求をみたすために、一九二二年八月十日ベルリンにおいて、米独間に協定が調印された。この協定は、正確には「一九二一年八月二十五日にアメリカ政府とドイツ政府との間に締結せられた條約にもとづくドイツ国の財政上の義務を履行するにあたってドイツ国が支払うべき金額を決定する任務をもった混合委員会に關する合衆国及びドイツ国内協定」といい、調印と同時に実施せられた（オ七條）。これによつて「米独混合請求権委員会」
United States - Germany Mixed Claims Commission (以下混合委員会と
いう)が設置せられた。

混合委員会は三名の委員より成る。合衆国政府及びドイツ国政府は、それぞれ、一名の委員 *Commissioner* を選任する。西国政府の協定で一名の委員長 *umpire* を選任する。委員長の任務は、委員の意見が一致しなかつた事件を決定すること、審理中におこつた意見の相違について決定することにある（オ二條）。委員のほか、西国政府は一名宛の書記 *secretary* を任命する。書記は各国政府の使用人ではなく、委員会の共同の

使用人である。書記の任務は、委員会の審判記録を作成保管することである（第四條オ一項）。委員会は、自ら補助的職員を任命、雇傭することができる（オ二項）。各国政府は代理人及び顧問（*agents and counsel*）を任命することができる。政府の代理人及び顧問は、委員における口頭審理または書面審理に参加することができる（オ六條オ一項）。委員会の決定及び委員長の決定は終局とし、西国政府を拘束する（オ六條オ三項）。委員会の所在地はワシントンとする（手続規則オ二節オ一項）。

混合委員会の管轄する事件は次の三つである（オ一條）。

(1) ドイツ国領土（一九一四年八月一日現在）において一九一四年七月三十一日以降に生じた、アメリカ国民（アメリカ国民が利害關係を有する会社及び組合をふくむ）の財産、権利及び利益に關する損害または差押にもとづくアメリカ国民の請求事件。

(2) 戦争の結果として、一九一四年七月三十一日以降において、アメリカ合衆国またはその国民（アメリカ国民が利害關係を有する会社及び組合をふくむ）が、身体、財産、権利及び利益の侵害によつてうけた喪失または損害を理由とする請求事件。

③ ドイツ政府またはドイツ国民がアメリカ国民に負っている債務に關する事件。

なお、混合委員会の管轄は、一九二八年十二月三十一日調印の「合衆国及びドイツ国間文書公文による協定—合衆国及びドイツ国間混合請求権委員会管轄の拡張」によつて拡張せられた。これは、一九二八年の戦時請求権処理法（資料二九参照）の制定に原因するものである。（オ三章オ三節（三）を参照）。

ウインスロー法審議に際して行われた、「州際貿易及び外国貿易委員会」の公聴会での証言によると、混合委員会に提起せられた、アメリカ国民の請求は、次のようなものであった。

- (1) ルシタニア号、サセックス号及びエセックス号撃沈による「生命の喪失」に対する請求。当時申請せられていた件数は、一九〇件で、請求総額は約一、五〇〇万ドルであった。鑑定人の証言によると、この總額は五〇〇万ドルで十分であるといわれた。
- (2) 戦争中ドイツにあるマルク預金を処分することができなかった銀行及び個人の請求。これらの債権者は、その資金が下落したマルクで返済せられることを拒絶して、南欧

のとき（一九一七年四月六日）の為替相場を対価をうけとることを要求した。当時の外国財産管理人であった *Miller* は、請求総額四、〇〇〇万ドルにのぼると証言している。

(3) 北フランス及びベルギーに於ける企業の損壊を理由とするアメリカ大会社の請求。数百万ドルにのぼると評価せられた。

(4) 保険に關する請求。全申請額の九〇パーセントを占める重要なものである。これには、魚雷攻撃で撃沈せられた船舶及びその積荷に対する保険金支払を理由とする保命会社の請求のほか、潜水艦作戦のために保険料が高くなったことを理由とする荷物の請求がふくまれている。特に後者が理由のない請求であるというのが鑑定人の証言であった。

第二節 ウインスロー法の内容

(一) 一千万ドルの解放。

アメリカ国民がドイツ政府に対して有する請求権の金額が決定せられなければならない。
 この要求をみたすために、一九二二年八月十日ヘルリンにおいて、米独間に協定が調印された。この協定は、正確には「一九二一年八月二十五日にアメリカ政府とドイツ政府との間に締結せられた條約にもとづくドイツ国の財政上の義務を履行するにあたってドイツ国が支払うべき金額を決定する任務をもった混合委員会に關する合衆国及びドイツ国内協定」といい、調印と同時に実施せられた（オ七條）。これによつて「米独混合請求権委員会」
United States - Germany Mixed Claims Commission (以下混合委員会といふ)が設置せられた。

混合委員会は三名の委員より成る。合衆国政府及びドイツ国政府は、それぞれ、一名の委員 *Commissioner* を選任する。兩國政府の協定で一名の委員長 *umpire* を選任する。委員長の仕事は、委員の意見が一致しなかつた事件を決定すること、審理中におこつた意見の相違について決定することにある（オ二條）。委員のほかは、西国政府は一名の書記 *secretary* を任命する。書記は各國政府の使用人ではなく、委員会の共同の

使用人である。書記の任務は、委員会の審判記録を作成保管することである（第四條中一項）。委員会は、自ら補助的職員を任命、雇傭することができる（オ二項）。各國政府は代理人及び顧問（*agents and Counsel*）を任命することができる。政府の代理人及び顧問は、委員における口頭審理または書面審理に参加することができる（オ六條中一項）。委員会の決定及び委員長の決定は終局とし、西国政府を拘束する（オ六條中三項）。委員会の所在地はワシントンとする（手続規則オ二節オ一項）。

- 混合委員会の管轄する事件は次の三つである（オ一條）。
- (1) ドイツ國領土（一九一四年八月一日現在）において一九一四年七月三十一日以降に生じた、アメリカ国民（アメリカ国民が利害關係を有する会社及び組合をふくむ）、財産、権利及び利益に關する損害または差押にもとづくアメリカ國民の請求事件。
 - (2) 戦争の結果として、一九一四年七月三十一日以降において、アメリカ合衆国またはその国民（アメリカ國民が利害關係を有する会社及び組合をふくむ）が、身体、財産、権利及び利益の侵害によつてうけた喪失または損害を理由とする請求事件。

(3) ドイツ政府またはドイツ国民がアメリカ国民に負っている債務に關する事件^{三八}。
なお、混合委員会の管轄は、一九二八年十二月三十一日調印の「合衆国及びドイツ国同
文書公文による協定—合衆国及びドイツ国同混合請求権委員会管轄の拡張」によつて拡張
せられた。これは、一九二八年の戦時請求権処理法（資料二九参照）の制定に原因するも
のである（オ三章オ三節（三）を参照）。

ウインスロー法審議に際して行われた、「州際貿易及び外国貿易委員会」の公聴会で
の証言によると、混合委員会に提起せられた、アメリカ国民の請求は、次のようなもので
あった。

- (1) ルシタニア号、サセックス号及びエセックス号撃沈による「生命の喪失」に対する
請求。当時申請せられていた件数は、一九〇件で、請求總額は約一、五〇〇万ドルで
あった。鑑定人の証言によると、この總額は五〇〇万ドルで十分であるといわれた。
- (2) 戦争中ドイツにあるマルク預金を処分することができなかった銀行及び個人の請求。
これらの債権者は、その資金が下落したマルクで返済せられることを拒絶して、南戦

- のとき（一九一七年四月六日）の為替相場場で対価をうけとることを要求した。当時の
外国財産管理人であった *Miller* は、請求總額四、〇〇〇万ドルにのぼると証言して
いる。
- (3) 北フランス及びベルギーに於ける企業の損壊を理由とするアメリカ大会社の請求。
数百万ドルにのぼると評価せられた。
 - (4) 保険に關する請求。全申請額の九〇パーセントを占める重要なものである。これに
は、魚雷攻撃で撃沈せられた船舶及びその積荷に対する保険金支払を理由とする保
会社の請求のほか、潜水艦作戦のために保険料が高くなったことを理由とする商
の請求がふくまれている。特に投資者が理由のない請求であるというのが鑑定人の証言
であった。

第二節 ウインスロー法の内容

(一) 一万ドルの解放。

一九二三年三月四日、ウインスロー法 *Windsor Act* が制定せられた（附録オ三参
照）。この法律も、形式のうえでは、一九一七年の対敵取引禁止法を修正するという形を
とった。まず一九二〇年六月五日の修正法で改正せられた対敵取引禁止法オ九節を修正す
るとともに（オ一節）、それに伴って、オ二〇節乃至オ二四節の五節を対敵取引禁止法に
追加した（オ二節）、ウインスロー法成立までの経緯については、附録オ一「アメリカ合
衆国における敵産」（アーサー・ガーフィールド・ヘイス）を参照。

一九二〇年六月五日の修正法によると、対敵取引禁止法オ九節（四号）によって、オ一号一
オ八号までの八種類のものについて、敵産解放が行われたのであるが（オ一章（八）を参
照）、ウインスロー法は、これに、次の三種類の者を追加して、その財産が返還せらるべ
きことを定めた。すなわち、

(1) 差押のとき、ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハン
ガリー国（以下単に敵国と略称する）の国民であったいっさいの個人。ただし、差押
財産の価額または売却代金が一万ドルを超えないときにかぎり解放せられる。一万ド

ルをこえるときは、分割し得る財産につき一万ドルの限度において返還する。外国財
産管理人に譲渡、移転、引渡されたとき、または外国財産管理人によって差押えられ
たとき、組合、法人格をもたない人の集団、または法人によつて所有せられていた財
産につき、オ九節（四号）により返還をうける権利をもっていないことを要する（オ九号
一）。

(2) 組合、法人格をもたない人の集団または法人であつて、オ九節により他に差押財産
の返還をうける権利をもたないもの。ただし、差押財産の価額または売却代金が一万
ドルをこえないときにかぎり返還せられる。一万ドルをこえるときは、分割し得る財
産につき一万ドルの限度において返還する。もつとも、本号が効力を発したときか
ら六十日以内に、アメリカ国民により請求を提起せられた（外国財産管理人を経て）
保険組合または保険会社は、右請求が満足せしめられるまでは、本号の規定を援用す
ることのできない（オ一〇号）。

(3) 敵国以外の国に主たる営業所を有する組合、法人格なき人の集団、または敵国以外

の國で組織されまたは設立せられた法人、たゞし、差押のときにおいても、返還のときにおいても、敵國以外の國の國民によつて、管理せられてゐるか、出資または表決権の五〇パーセントが右國民によつて占められてゐることを要する（オ一〇号）。

茲に特に重要なのは、オ九号及びオ一〇号の規定、すなわち、ドイツ國民、ドイツの組織、ドイツの法人等に、一萬ドルを限度として、差押財産を解放（返還）する規定である。この規定は、他の各号とちがつて、該当者の差押財産のすべてを返還するものでなく、単に一萬ドルを限度としている。それは、主として、ウインスロー法制定の経緯（前掲論文参照）から知られるように、困窮者救済を目的としたものである。ウインスロー法は、それ自体、いたつて簡単なものであるが、その實際の適用について、種々な複雑な問題をふくんでいる。

（二） 差押財産の分割

一萬ドル以下の差押財産は、完全に返還せられるから、この場合は、分割という問題は

おこらない。ところが一萬ドル以上の差押財産については、そのうちから一萬ドル以下の返還をなすことができるから、差押財産が、返還される部分と、返還されない部分とに割ることが問題となる。現金資産、有価証券、宝石類が差押えられているときは、分割の問題は容易に解決できる。問題は、土地が差押えられている場合である。この場合は、一萬ドルに相当するだけ土地を売却しなければならぬ。土地の売却には、所有者の同意を必要とするであらう。

実際に、一九二三年十二月三十一日までの活動を大統領に報告した。一九二四年一月三日の外國財産管理人の書翰で述べられたところによつても、一萬ドル以上の価格をもつて土地の一部を返還するにあつては、外國財産管理人は、ドイツ人権利者の同意を得たのちに、土地の売却を行つてゐる。解放せらるべき土地を売却する場合の買主は、通常合衆國國民であらう。しかし、アメリカ國民にかざられるわけではない。その他の外國人に売却することもできる。ただし、その外國人の本國で、合衆國國民の土地所有を許していないければならない。土地が所在する州の法令で、旧敵國人による土地所有を禁止していない

ときには、ドイツ国民が買主になることも可能である。所有者自らが買主になって、買戻
することもできる。所有者自らが買主となって、全部の所有地を買戻すときは、買戻価格
から一万ドルを控除した残額を現実に外国財産管理人に支払えよことになる。この支
払残額が、所有者の差押財産としてのこることになる。外国財産管理人が差押えられてい
る土地を低当として金を借入れ、借入金の中から一万ドルを返還するということも、理
論的には不可能ではないが、かような取引より生ずる複雑な問題を考えると、おそらく実
行困難であろう。

(三) 合同運用信託

(1) 有価証券。敵取引禁止法九節 四項オ一〇号の規定によると、合同運用信託の
場合について問題がある。すなわち、多数のドイツ国民が有価証券をドイツ銀行に預託し、
そのドイツ銀行が預託せられた有価証券をさらに銀行名義でアメリカ銀行に預託した場合
ある。この場合、ドイツ銀行がアメリカ銀行に預託した有価証券は、敵産として差押えら
れているわけであるが、この差押有価証券の返還につき、

(1) ドイツ銀行が、ただ一度だけ一万ドルの返還をうけるにすぎないか、それとも、(2)
この合同運用信託に利害關係を有する各個のドイツ人がそれぞれ自己の持分について一万
ドル宛の返還をうけることがあるか、ということが問題とせられる。

(2) の可能性を主張する者がある (Jd. A. Simon, in "Bankers' Mr. 12,
1923, S. 157)". それによると、合衆国においては、中立国民または連合国民たるドイ
ツ銀行の顧客の預託物及び預金の場合には、無条件に信託的關係 *fiduciary relation*
ship が認められ、ドイツ銀行のあたえた「返還申請同意書」 *Assent to allowance*
of claim にもとずいて、右顧客に属する財産が直ちに返還せられる。ということを経
由としている。実際に(2)の見解は、ドイツ銀行名義でアメリカ銀行に預託せられている
名称式(登録株式)に関するかぎり、外国財産管理人がごる見解でもあった。

右のような場合において、ドイツ人たる顧客が各個に一万ドル宛の返還をうけるため
は、(1) ドイツ銀行の通知書原本を提出して、当該有価証券が一九一七年十二月六日(敵
敵取引禁止法制定の日)以前に、本人のために購入せられたものなることを立証し、(2)

ドイツ銀行においても、当日以後の当該有価証券に関する一連の勘定抄録を示して、右有価証券が現に右顧客の所有に属することを証明し、(ハ) いわゆる「返還申請同意書」(顧客が顧客に対して当該有価証券の返還を外国財産管理人に申請することに同意した旨を記載する書面)を発給して、解放に同意の意思表示をしなければならぬ。アメリカ銀行が外国財産管理人に請求を提起して、ドイツ銀行の預託物または預金によって、混合委員会に同様のときの為替相場にて対価をうけるべきことを要求している。ドイツ銀行に対するマシク表示債権の弁済をうけようとしているときは、外国財産管理人は、右の要求が却下せられないかぎりには、ドイツ銀行の顧客が提起した預託物返還の請求に応ずることはできない(ヘーネ一七七年の対敵取引禁止法第九節一修正せられていないもの)。この場合、アメリカ銀行とドイツ銀行との間の折衝によって、アメリカ銀行の請求を撤回せしめるよりにかに方法はない。

(2) 現金資産。この場合においても、有価証券と同じような問題がおこる。たとえば、ドイツ銀行名義でアメリカ銀行に預託せられていたドイツ人顧客の所有する有価証券が、一

九一七年十月六日(対敵取引禁止法制定の日)以前に売却せられ、その売却代金をアメリカ銀行が保管しているような場合である。このときは、ドイツ人顧客がその売却代金の返還を求め得るためには、右の売却代金がドイツ銀行の貸方に計上せられたときから、外国財産管理人によって差押えられたときまでの間に、アメリカ銀行がドイツ銀行の計算において何らの支払もなさなかつたことが明らかであることを要する。そうでなければ、売却代金をアイデンティファイすることができない。したがって又、それをドイツ人顧客に返還することもできない。かような要件が満たされることは、きわめて稀であって、通常の場合、合同運用信託よりする現金資産の解放は不可能であるというのが、外国財産管理人の意見であった。また、対敵取引禁止法第九節(四)項によると(ケインズロー法第九節)、^コ第九節(四)項オ五号及びオ一〇号の場合においては、蓄積せられた純収益、配当金、利息、年金、その他の利得は、元金の一部とみなす。と規定されているが、この規定によると、顧客名義でなく、ドイツ銀行名義で有価証券があずけられている場合には、この有価証券より生じた収益(配当金)中より、年々一万

ドルの金額の支払をうけることのできる者は、ドイツ銀行であつて、個々の顧客ではない。個々の顧客は、ドイツ銀行が返還をうけた金額につき満足をうるほかはない。個々のドイツ人顧客は、前の(1)でのべたような条件が充たされたときにおいて、一万ドル以下の有価証券の返還をうけるだけであつて、一九一七年以降の配当金、利息については、返還をうけることはできない。これに反して、自己名義でアメリカ銀行に有価証券をあずけられていたドイツ人は、一万ドル以下の有価証券であるときは、完全にその返還をうけることができる。のみならず、有価証券と収益(配当金、利息)との合計が一万ドルを超えない限度において、配当金または利息のような現金資産の返還をうけることができる。一万ドルを超える有価証券の場合には、一万ドルを限度として有価証券の返還をうけたう。残余の有価証券の配当金または利息については、年々一万ドルを限度として返還をうけることができるのである。

(四) アメリカ会社の株式

対敵取引禁止法第七節(四)項によつて、外国財産管理人は、株主名義によつて、ドイツ人に属する、いっさいのアメリカ会社株式を差押えた。ところでかような株式の株式証書(株券)であつて、ドイツ銀行名義でイギリスでイギリス銀行にあずけられていたものが、相当の数のほり、これらは、戦争中、イギリスの公認受託官 *Public Trustee* によつて差押えられた。かようなアメリカ会社の株式については、二重の差押えが行われたわけである。平和が回復したのち、外国財産管理人は、イギリスの公認受託官に対して、合衆国で差押えられた記名株式の株式証書の引渡しを求めた。引渡請求の理由は、記名株式の所在地は、発行会社の住所にあるというのが、一般に認められた法理であるということにあつた(オニ部「講和條約と在外資産」五三一―四頁参照)。イギリスの公認受託官はこの要求をしりぞけることはできなかつた。そこで、外国財産管理人によつても、公認受託官によつても差押えられたアメリカ会社の株式証書は、外国財産管理人に引渡された。一方において、外国財産管理人は、外国財産管理人によつて差押えられたけれども、その株式証書が外国財産管理人の手にわたつていない。アメリカ会社株式の一覽表を公表し

た。
一紙に承認せられたところによると、記名株式であつて、株主名簿に登録されたことによつてドイツ財産であると推定せらるべき理由のあるものは、株券の所在地がどこであるうとも、外国財産管理人によつて差押えられることができないものとされた。したがつてまた、記名株式の証書がロンドン、パリまたはブラッセル等に預託せられていて、戦争中イギリス政府、フランス政府またはベルギー政府によつて差押えられていても、かような株式の解放（返還）を外国財産管理人に申請することかできるわけである。

これと反対に、株式名簿上、株式の所有者が非ドイツ人名義となつていた場合には、かような株式はドイツ人財産でなく、外国財産管理人もこれを差押えることはできなかった。かような株式は相当数にのほつた。かような株式の証書が、ドイツ財産としてイギリスで差押えられた場合において、イギリスの公認受託官がとつた立場は、かような株式証書は公認受託官において清算し得るといふのであつた。その理由は、かような記名株式は、アメリカ銀行名義で発行され無記名株式として取扱われていたから、実際上は無記名株式に

ひとしいものであるといふのであつた。

(五) 保険会社

対敵取引禁止法第九節(四)項オ一〇号後段の規定によれば、ドイツの保険会社であつて、同号発行の日（一九二三年三月四日）から六十日以内に、合衆国市民から請求を提起せられたものは、一万ドルの範囲においての財産の返還をうけることはできない。具体的には、この規定の適用をうけるドイツ保険会社は三つである。これらの会社は、一九〇六年のサンフランシスコ大震災にあつて、被害者たるアメリカ人——その数は二十人にのぼり、多くは貧民であつた——に保険金を支払わなかつた。この規定は、かような貧しいアメリカ市民の権利を満足させるために設けられたものであつて、これらの市民がドイツ保険会社の右アメリカ資産につき各自の請求権の満足をうけるため、外国財産管理人に請求をなすことを認めたものである。これら二十人のアメリカ市民の請求の総額は一〇〇万ドルであつて、三のドイツ保険会社の在アメリカ資産の総額は、四三〇万ドルであつたといわれ

(六) 遺産の解放

送還請求者が死亡しているときは、その法定代理人 *legal representative* が送還請求をすることが出来る。ただし、必要な保証を与えなければならぬ。(第九節(三)項)。茲に法定代理人というのは、同じ言葉が使用されているケルサイエ條約第三〇六條第一項について、ドイツ政府が質問書を提出して、その語義を質したとき、違合国が解答したように *heirs, executors and assigns* すなわち相続人、遺言執行者及び譲受人を意味すると解せられる。

遺産相続の場合においても、相続人が数人あるときは、各相続人が各個に一万ドル宛の送還をうけるか、それとも、相続人が全体として一万ドルの送還をうけるにすぎないか、という問題がおこるわけである。この場合、被相続人死亡の時期が問題である。被相続人

が対英取引禁止法実施の日(一九一七年十月六日)または、相続財産差押の日より以前に死亡しているときは、差押財産はすでに各相続人に帰属していると考えられるから、各相続人が各個に、相続財産中より一万ドル宛の送還をうけることができる。これに反し、被相続人が一九一七年十月六日または差押の日以後に死亡しているときは、各相続人に送還せらるべき金額は、合して一万ドルをこえることはできない。ただし相続人が各個に一万ドル宛送還をうけるか、それとも合して一万ドルの送還を請求することができるにすぎないか、と云う問題に關係があることは、右のほか、相続の時期である。相続がウインズロ(法制定の日(一九二三年三月四日)以前に行われたか、それとも、それ以後に行われたか)によっても取扱をことにする(次項のを参照)。

相続の場合、実際の取扱において問題となることは、被相続人死亡の場所である。被相続人がアメリカで死亡した場合と、ドイツで死亡した場合によつてことなる取扱をうけることになるであらう。

(1) アメリカで死亡した場合、被相続人がアメリカで死亡し、アメリカに住所を有する

者が共同相続人である場合、または被相続人がアメリカで死亡し、遺産についてアメリカに住所を有する者の請求権が提起せられた場合には、遺産管理の手続が行われなければならない。そのために、アメリカ市民が遺産管理人に選任せられなければならない。ドイツに住所を有する相続人は、相続権を立証しなければならない。相続資格証明手続によって通常行われるところに従って、宣誓形式による保証をあたえなければならない。この手続は、アメリカにおけるドイツ領事を経由して行われる。

② ドイツで死亡した場合、被相続人がドイツで死亡したときは、ドイツで相続資格証明書が作成されなければならない。正規の形式で作成された遺言状にもとずく相続の場合には、右の証明書は、裁判所又は公証人によって証明せられなければならない。

一万ドルを超える価格の遺産の場合、外国財産管理人は、すべての関係人より代理権を授けられたアメリカ居住の者に一万ドルの金額を支拂う。この代理人は相続税を納入する責任を負う。相続税はアメリカに所在する遺産中から支払われるが、税率は、遺産全体の価格（すなわちアメリカ合衆国外にある死亡者の財産をもふくむ）にかゝる。それ故、

アメリカ国外にある遺産についての詳細なる財産目録を提出しなければならない。この目録には宣誓陳述書を添付しなければならない。とくに、アメリカ国外に、目録にかゝる以外の財産がないことを保証しなければならない。遺産の場合においては、才九條の項または八項にもとずく請求権を有しない。他の請求権者の請求権に対する担保、保証を供与することを条件として、財産の返還を行うことができる。

ドイツ国で死亡した被相続人が、かつてアメリカで生活したことがあるときは、遺産に対する債権が存しないことを宣誓をもって保証しなければならない。

遺産の場合、差押えられた遺産が信託財産となつているときは、問題がある。イギリスと同様、アメリカにおいても、財産の信託制度が発達している。たとえば、被相続人が、遺産の全部または一部を、特定の信託会社または会社が選任した特定の受託者に信託し、特定人（たとえば妻）の生存中、信託財産より生ずる収益を享受せしめ、その死後、他の者（たとえば子）に元本を支払うべきことを約束するような場合である。この場合、元本の支払をうけるべき者（後位相続人）が故人であるならば、この後位相続権は、外国財産

管理人の差押の対象となるわけである。この場合、受益者 *Castrique Trust* (信託財産の受益者) の死亡によって、対敵取引禁止法制定の日(一九一七年十月六日)において後位相続の期待権をもっていた敵人に元本が帰属すれば問題ではないが、何かの理由で(たとえは後位相続人も死亡したため)他の者に(たとえは後位相続人の妻)に帰属し、その者が敵人でないときにおいても(たとえはアメリカ人であるときにおいても)、右の差押を認めるかということが問題となる。いずれにしても、後位相続権者が、ウインスロウ法により、遺産より一万ドルを限度として、返還の申請をなし得ると思われる。後位相続財産の解放においては、財産が一万ドルを超えるときは、返還申請が許されたとき(すなわちウインスロウ法制定の日)における価格が基準となり、したがって、財産の名目価格は、受益者の年令によって算定せられた受益者の価格だけ、低下せしめられなければならない。

(七) 戦前所有者

返還申請をなし得る者は、いわゆる「戦前所有者」 *Pre-war Owners* にかぎる。す

なわち、対敵取引禁止法制定の日(一九一七年十月六日)以前に所有者であつた者にかぎる。差押財産に対する金銭債権も亦、請求者にとつて一九一七年十月六日以前に成立したものであるときにかぎって、これを主張することができる。債権者がアメリカ市民でないときは、金銭債権は、差押財産に關して生じたものでなければならぬ(第九節の項及び(四)項参照)。

戦前所有者でなければ返還の申請をなし得ないという規定は、困窮状態にある者を救済するということからウインスロウ法制定の趣旨であることによるものである。しかし、差押財産取得の時期が、一九一七年十月六日以後であつても、差押の日以前であるならば、返還申請をなすことができる。また、遺産の場合において、被相続人が一九一七年十月六日または差押の日から一九二三年三月四日(ウインスロウ法制定の日)までの間に死亡した場合において、各相続人が各個に一万ドル宛の返還申請をなし得るものと解釈することからできる。かような解釈は、戦前所有者の原則が目的とするところと矛盾するものではないからである。一九一七年十月六日以後において、敵人所有のアメリカ会社株式を善意の才

三者が取得した場合に問題がある。外国財産管理人の解状は、戦前所有者たる敵人は、敵取引禁止法制定ののちには、その財産の処分権を喪失しているから、善意の才三者の取得は無効であるといふのであつた。したがつて、戦前所有者と善意の取得者との間において発生する法律問題は別として、返還を申請し得る者は、善意の才三者でなくして、戦前の所有者であると解せられるであろう。この問題は、のちに善意の才三者に有利に解決せられた。(戦時請求権処理法才一四節—禁止法才九節(四)項)。

(八) 返還最高額

第九節(四)項才九号及び才一〇号によつて同一人に返還せらるべき總額は、返還申請権が関与している管理財産勘定の数がいかほどであつても、一万ドルを超へることばできない(才九節(四)項)。たとえば、ドイツ人甲が、一方において自己名義でアメリカ銀行に預託金を預託して、他方において、ドイツ人乙との間に存する組合の組合員であるとき、もし、預託有価証券から一万ドルの返還をうけるならば、組合財産からの返還をう

ることばできない。預託有価証券が一万ドルの価格に不足しているならば、不足分だけ組合財産の管理財産勘定から返還をうけることができる。

(九) 差押財産の収益

ウインスロー法制定の日に、純収益、配当金、利息、年金など、差押財産について管理中に生じている収益、利得は、元本の一部とみなされる。元本が一万ドルに満たないときは、一万ドルにみつるまで、収益より返還をうけることができるわけである(第九節(四)項)。たとえば、自己名義で有価証券をアメリカ銀行に預託していた場合において、有価証券より生じた収益(配当金)も差押せられてあるが、有価証券へたとえば株式の金額が一万ドルにみたないときは、一万ドルにみつるまで、配当金の返還をうけることができる。差押財産が土地であるときも同様で、一万ドルにみつるまで地代の返還をうけることができる。有価証券が自己名義でなくして、銀行名義で預託せられているときには、この原則はあてはまらない(前記(三)(イ)を参照)。

また、外国財産管理人が現金資産または債権を押収し、財産を売却したときにも、この原則はあてはまらない。かような場合には、外国財産管理人は、現金を財務省に引渡し、財務省は、合衆国の公債特に Liberty Bonds にこれを投資した（対敵取引禁止法第二章第一項）。この投資より生じた収益は、元本の一部とみなされない、というのが外国財産管理人のつた解釈であつた。その金額は相当な額にのほつていた。外国財産管理人 Thomas W. Miller が、一九二二年十二月二十一日に、「州際及外国貿易委員会」のべた証言によると、財務省が投資した敵産の総額は、一九二二年十一月二十九日現在で、億七千万ドルにのぼるといわれる。この証言で、ミラーは、右に關して述べたいこと、右敵産からあがつている利息だけでも数百万ドルにのぼるといふことである。今、財務省に二千四万ドルの利息が預託せられていて、この利息は、まだ、どの管理財産勘定に當てられていないとのべている。したがつて、公債利息はプールされているわけで、選の対象とばせられなかつたのである。

差押財産より生じた収益は、右のようにして返還されたが、返還されなかつた残余財産

五〇

の収益は、毎年一万ドルを限度として、財産所得者に返還せられる。すなわち、対敵取引禁止法第二章第三節（ウインスロー法第二章）によると、ウインスロー法制定の日（一九二三年三月四日）以降において差押財産について生じた収益中より、毎年一万ドル宛、各所有者に返還せられる。差押財産が売却せられていないときは、収益の帰属が明白であるから、返還は可能であるけれども、差押財産が売却せられ、その売却代金が財務省に預託せられ、預託せられた全体の金額を、財務省が各種の公債に投資したときは、銘柄によつて、利息がことなり、利息を、管理財産に割当てていないかぎりには、この「未割当利益金」の帰属は明白でない。この終局的処理は、後の戦争請求権処理法まで待たなければならなかつた。

(一〇) 工業所有権及び著作権

対敵取引禁止法第二章第四項（ウインスロー法第一節）によると、外国財産管理人に譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または外国財産管理人によつて差押えられた工業所有権及び著作権は、いっさい返還せられる。所有者の国籍及び住所についての制限はない。た

五二

だし、これは原則であつて、次の例外がある。

- (1) 戦争中、外国財産管理人が売却し（一九一八年三月十八日の修正法による）、火銃
砲が専用免許をあたえ（対敵取引禁止法第一〇節（イ）項）、またはその他の方法で処分
せられたもの（たとえば合衆国政府による収用——対敵取引禁止法第一〇節（ロ）項）。
- (2) ウィンズロー法制定のとき合衆国または合衆国の機関が当事者となつて薬庫中の許
訟において、訴訟の対象となつているもの（たとえば、化学財団 *Chemical Foundation*
Leon (Junc.) の相手とする合衆国政府の訴訟であらざつて、*Chemical Foundation*
第一一章（六）を参照）。

以上の例外規定がウィンズロー法に挿入せられたのは、アメリカ陸軍省及び海軍省の提
案によるもので、この規定の目的とするところは、(1) 合衆国政府による特許権の侵害ま
たは利用を理由とする請求から合衆国政府を守ること、(2) 合衆国政府が若干の特許につ
て実施許諾を得る必要が生じた場合に、不当な実施料を支払わしめられることから、合
衆国政府を守ること、にあつた。

そもそも合衆国政府は、参戦とともに、戦争遂行上必要ないつさいの特許を利用したの
であつて、その際、特許権所有者の同意をとつた。アメリカ人の特許権であらう
が、ドイツ人の特許権であらうが、また中立国民の特許権であらうが、軍事上の必要があ
るときは、これを利用したのである。その利用方法は、アメリカの企業家をして、特許に
もとづく方法で軍需品を製造せしめるという方法であつた。したがつて、戦争が終つたの
ちにおいて、政府の命令によつて特許を使用した企業家を相手として、特許権侵害の訴訟
を提起したアメリカ人たる特許権者も多数にのぼつたのである。この問題を解決するため
に、一九一八年七月一日に一つの法律が制定せられ、右のような場合に、政府の委託によ
つて特許を使用した企業家を相手として侵害訴訟を行うべきでなく、アメリカ政府を相手
として侵害を理由とする請求がなされるべきことが定められた。

他方において、一九一九年二月六日、合衆国政府は、外国財産管理人が保管している敵
人所有の特許一〇五件を、外国財産管理人から買取つた。その代価は總額一六九〇ドルで
あつた。一九二〇年四月三日には、さらに、特許一二件を買取り、特許七二件について、

施許諾を得た。それに対してアメリカ政府が外国財産管理人に支払った金額は二〇〇〇ドルであつた。さらに、一九二〇年十二月二十日には、アメリカ政府は、敵人に属する特許五、七八五件について、外国財産管理人から実施許諾を得た。これに対しては、アメリカ政府は、十萬ドルを実施料として、外国財産管理人に支払つた。この契約の当事者は外国財産管理人とアメリカ海軍長官であつた。また、他方において、外国財産管理人は、ドイツ國民等に属する特許四、二一六件、商標八五三件及び著作権四九二件を、かの「化学財団」*Chemical Foundation (Inc.)* に、二五萬ドルで売却した。(この売却については、アメリカ政府の無効の訴が提起せられた)。この化学財団は、買収したもののうち、特許一六〇件についてアメリカ政府の実施権を許諾した。その実施料は總額一ドルを代表していた(一九二一年二月二十六日)。一九二一年二月二十六日の実施許諾契約では、アメリカ政府(海軍省)が得た実施権は、特許一六〇件に關するものにかざられていたが、一九二一年十一月十七日に化学財団が発給した *Release and License* 状に

よると、同財団に属するいっさいの特許及び特許出願についての実施権がアメリカ政府にあたえられた(アメリカ政府が外国財産管理人または化学財団から得た実施権は、いすれも非独占的実施権または再譲渡のできない実施権であつた)。この場合の実施料も總額わすか一ドルという名目的なものであつた。

以上がウインスロー法制定当時の実状であつた。従つて、当時アメリカ政府(とくに海軍省)が危懼したことは、特許権等についての特別な例外規定がウインスロー法に採用されないとするれば、アメリカ政府にとって、重大な困難が生ずるかも知れない、ということであつた。とくに、アメリカ政府が心配したことは、一九一八年三月十八日の対敵取引禁止(修正)法にもとづいて外国財産管理人が化学財団に特許等の売却を行ったのであるが、この売却の無効を主張する訴が、化学財団を相手として、アメリカ政府によつて提起され、第一審でアメリカ政府の敗訴となつてゐるが、当時尚繫属中であつたことである。この事件で、將來、アメリカ大審院の判決がアメリカ政府の勝訴と決定したならば、化学財団に売却された特許権は外国財産管理人に返還されねばならぬなり。従つて、またかよう

にして返還された特許権はドイツ人所有者に返還せられなければならない。また、化
字財團がアメリカ政府にあたえた実施権も無効となる。そうなれば、巨額の請求がメリ
カ政府に対して提起せられる恐れがある。このことを、議会の公聴会で海軍省代表 *Rea-*
ple は次のようにのべている。

私共が、かような例外規定を挿入しようとしている目的は、特許権所有者が本邦を
私をうくべきものを受取ることを妨害しようとするところにあるのではなく、政府を不
要な、不合理なそして不当な要求にさらされることから防止するということ、かような
要求に対して政府を守る必要があるということであり、この目的は、この法案で認
められた訴訟を延期することで、達せられるのであります。すなわち、この法案に例外
條項をつけて通過させ、問題を根本的に規定するような法案を将来において準備する機
会を政府にあたえることで達せられるのであります。

以上のようなわけで、前記例外規定が設けられたのであるが、例外規定を適用しても
返還をうけると予想された差押特許権は、七〇〇。件位であったということである。一九

二四年一月三日の年次報告で、外国財産管理人がのべているところによると、ウインスロ
ー法により返還することのできるいっさいの工業所有権及び著作権は、すでに返還済みで
あるということであった。

(二) 返還手続料金

差押財産返還手続に関して、アメリカ弁護士等が要求し得る手数料は、返還せらるべ
き財産の總額の三分をこえてはならない（対敵取引禁止法オニ〇節—ウインスロー法オ
ニ節）。法案では一割であったが、三分にあらためられた。もつとも、弁護士等は、返還
手続手数料三分のほかに、手続をとるにあたって実際に生じた現金支出の弁済をうけるこ
とができ、また返還手続に関係のない代理人としての活動、たとえば遺産整理を履行した
ことについて、三分の報酬の枠内で満足しなければならぬというのでもない。このことは
明文で示されているとおりである。

(二) 逃亡犯罪人

合衆國で刑事の許追をうけ、合衆國外に逃亡中のドイツ人は、ウインスロー法天による差押財産の返還を求めるときはできない(第二ニ條)。ウインスロー法を審議した委員会は次のようにのべている。刑事の宣告をうけ、または刑の執行をうけている者であつて、州または合衆國の裁判所の管轄外に逃亡した者に、この修正法の利益を及ぼすべき理由はないと思われらる。

(三) 租税その他の負担

差押財産について生じた租税その他の負担は、差押財産中より支払わらるべきものとせられた。并敵取引禁止法第二四節(ウインスロー法第二節)によれば、外國財産管理人は、差押財産の負担となるべきいづかの租税及び公課、並びに、差押財産を管理するために外國財産管理人またはその寄託をうけた者(たとへば銀行、信託会社その他の受寄者)に敵取引禁止法第二二節第二項参照)が支出した経費は、差押財産のうちから支拂われる。

銀行、信託会社等の差押財産受寄者が、いかなる規準で、受託財産について生じた必要経費の支拂をうけるかについては、外國財産管理人が一九一八年十一月二十七日に定めた「外國財産信託勘定の管理に關し銀行及び信託会社に支払うべき寄託料金に關する規則」によつて知ることができる。

(四) 返還 手続

差押財産返還申請の手続については、アメリカ政府及びドイツ政府から、それぞれ、該当者の手引のために、次のような公示が行われた。

(1) アメリカ

アメリカ政府の場合には、一九二三年三月四日に修正せられた敵取引禁止法第九條にもとづく請求に關する「一般告示」といわれるものであつて、それは次のような内容のものである。

|| 一般告示 ||

返還請求は、外国財産管理人が定める様式で提出しなければならない。

請求許可申請をいふ「請求通知書」は、宣誓を付して作成し、外国財産管理人に提出しなければならない。別個に請求許可を大統領に申請することはできない。

請求人が、六十日の期間が満了するのをまたないで、または請求が拒否せられる以前に、直ちに訴訟を提起することを希望するときは、かつ、右に関する許可を大統領に申請するに際して、請求通知書中より削除しなければならない。

請求通知書であつて、その項目のいずれかにつき事実の記載なきものは、返却せられる。

外国語で記載せられた文書には、証明付綴訳文を添付しなければならない。

請求権を立証するため証據として提出せられた文書または書類は、外国財産管理人がこれを前置くものとする。ただし、合衆国の婚姻証明書または帰化証明書は、このかぎりでない。右証明書類は、原本のフォトスタット写しを添付したときは、返却せられる。被代理人によつて手続を行うことを希望する請求人は、代理権授与書を作成するこ

とができる。請求あるときは、書式を交付する。この代理権授与書は、外国財産管理人に提出せられなければならない。

株式または社債の返還を要求するときは、証券番号を記載しなければならない。不動産、売渡担保及び手形は、詳細に記載しなければならない。

評価にあつては、蓄積せられた純収益、配当、利息、年金その他の所得は、元本とみなされる。

通信にあつては、請求または申請番号を表記しなければならない。

別に衡平法上の訴を提起することができる。詳細は才九節の條文を参照のこと。以上の規定は、指針にすぎない。尚、各種の立証が行われなければならない。才九節の全文が、故に掲げられているわけではない。

|| 価格一万美元以上の財産または現金に関する請求 ||

(一) (イ)項による請求の提起は左による。

故人又は敵の同盟国人でない者であつて、外国財産管理人に対して譲渡せられ

たは支払われた現金またはその他の財産、または外国財産管理人または合衆国出納局長
によつて保管せられてゐる現金またはその他の財産に關してなんらかの利益、権利または
は取戻を請求する権利を有する者、または、外国財産管理人に対して譲渡せられたり
支払われた財産または財産の部分を所有する敵人または敵の同盟國民に対して金銭債務
を有する者は、請求許可の申請をせえて、宣誓のうえ、請求通知書を、外国財産管理人
に提出することができる。

請求通知書を提出できる者――

法が定義するところの「敵人または敵の同盟國民でない、いっさいの者（「者」な
る語には組合及び法人をふくむ）。

証明を要する事項――

請求人の国籍及び非敵性は、いかなる場合にも、公文書で証明せられなければならない
い。

(1) 請求せられた財産が、請求人名義で外国財産管理人によつて保管せられてゐる

場合。

いっさいの財産について特に照合を行わなければならない。また請求人は、元本を
請求しているのか、または元本と既生の所得とを合せ請求しているのか、または所得
のみを請求しているのか、を明瞭に記載しなければならない。

(2) 請求が、請求人以外の名義で保管せられてゐる財産に及んでゐる場合。

いっさいの財産について特に照合を行わなければならない。請求人が該財産を一九
一七年十月六日以前において、また同日現在で、所有してゐた証明は、該保管財産の
名義人たる敵人が一九一七年十月六日以前になしたる所有権自認によつてなされな
ければならない。返還に關する敵人の同意書は、個々の財産について提出されなければ
ならない。

(3) 請求が、金銭債権に關する場合

請求人の国籍及び非敵性は、公文書で証明せられなければならない。
債権額を記載した敵人の同意書には、該債権が一九一七年十月六日以前において請

求人へ届する旨の証紙を記載しなければならぬ。請求人が合衆国市民でない限り、別に、該債務が、外国財産管理人または合衆国出納局長によって保管せられている現金またはその他の財産に關して生じたことを証明しなければならない。

(三) (四)項にかゝけられた左の者は、(四)項にもとずく請求を提起することができる。
(四) ドイツ国、オーストリア国、またはオーストリア・ハンガリー国以外の国、州または自由市の市民または臣民であつて、該財産が外国財産管理人によつて差押えられたときに該財産の所有者であつた者。ただし、返還のときにも該財産の所有者であることを要する。

平和條約にもとずいて、ドイツ国またはオーストリア・ハンガリー国以外の国の市民となつた者も、請求を提出することができる。

証明を要する事項——

国籍証明書、請求人が所届すると主張する国の政府が正当に証明したものであることを要する。請求人が平和條約にもとずいて該国の市民となつたときは、該事實と、

該国籍を取得すべき平和條約上の権利とを記載しなければならない。住所は本質的なものとはみなされない。その他の証明事項については(四)項参照。

(2) 婚姻のとき、戦時中ひきつゞき中立国であつた国の市民または臣民であつた女子。または、戦争中合衆国の連合国であつた国の市民または臣民であつた女子であつて、一九一七年四月六日以前にドイツ国またはオーストリア・ハンガリー国の臣民または市民と結婚した女子。ただし、該当財産が、該女子により、一九一七年一月一日以降において、直接たると間接たるとを向わす、ドイツ国またはオーストリア・ハンガリー国の臣民または市民から、取得せられたものでないことを要する。(一九二一年二月二十一日の修正法を参照)。

証明を要する事項——

婚姻のときの国籍を証明する請求人の国籍証明書。請求人が従前所届していたと主張する国の政府が正当に証明したものであることを要する。婚姻証書または婚姻登録抄本の証明付写し。請求人が該現金またはその他の財産を一九一七年一月一日

以降において該現金またはその他の財産を取得し所有したときは、該現金またはその他の財産がドイツ国民またはオーストリア・ハンガリー国民以外の者から取得したことの証明、その他の証明事項については(4)項参照。

(3) 婚姻のとき、合衆国の市民であつた女子であつて、一九一七年四月六日以前にドイツ国またはオーストリア・ハンガリー国の臣民または市民と結婚した女子、たゞし該現金またはその他の財産が、該女子により、一九一七年一月一日以降において、直接たると間接たるとを問わず、ドイツ国またはオーストリア・ハンガリー国の臣民または市民から、取得せられたものでないことを要する。(一九二一年二月二十一日の修正法を参照)。

証明を要する事項――

出生証明書または出生登録抄本の証明付写し、旅券または国籍を確認するアメリカ市民の宣誓陳述書による十分な証拠、婚姻証書または婚姻登録抄本の証明付写し、請求人が該現金またはその他の財産を一九一七年一月一日以前に取得し所有してい

たことの証明、または、請求人が一九一七年一月一日以降において該現金またはその他の財産を取得し所有したときは、該現金またはその他の財産がドイツ国民またはオーストリア・ハンガリー国民以外の者から取得したことの証明、その他の証明事項については(4)項を参照。

(4) ドイツ国またはオーストリア・ハンガリー国の外交官または領事官、その妻または未成年の子、ただし、該現金またはその他の財産が外交官または領事官たるの資格にもとづくその勤務を理由として合衆国内に所在したものであることを要する。

本号の目的に合知するような証明が要求せられる。なお、(4)項参照。

(5) ドイツ国またはオーストリア・ハンガリー国の市民または臣民であつて、*Revised Statutes* 才四〇六七節、才四〇六八節、才四〇七〇節の規定、または右規定にもとづく公示及び規則の規定によつて、拘禁ののち、合衆国陸軍省の監視によつて、戦争中抑留せられ、その所有にかゝる現金またはその他の財産の返還が行われるときに、合衆国で生活している者。

証明を要する事項――

(4)項により要求せられている証明事項を参照。別に、請求人が合衆国で生活していることの証明がなされなければならない。

(6) ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国以外の国に主たる營業所を有する組合、社団、または法人格なき人の集団、またはドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国以外の国で組織された設立せられた法人であつて、その管理権、またはその出資または表決数の五割が、該現金またはその他の財産の差押のときにおいても、返還のときにおいても、ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国以外の国、州または自由市の市民または臣民によつて所有または管理せられているもの。

請求人が、ドイツ国、オーストリア国、またはハンガリー国の組合、社団または法人であるときは、第九節(四)項第六号の規定に準由して、完全所有の証明がなされる

なければならない。

証明を要する事項――

(4)項参照。別に、組合、社団または法人の五割以上が、外国財産管理人による財産の差押のときにおいても、現金またはその他の他の財産の返還が請求されたときにおいても、ドイツ人、オーストリア人またはハンガリー人たる利害関係人以外の者によつて所有せられていることについて証明しなければならない。

(7) ブルガリア国またはトルコ国の政府、またはその政治上または地方行政上の区画。

(8) ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国ただし、該現金またはその他の他の財産が、該政府の外交機関または領事機関の財産であつた場合にかぎる。

(9) 生存していたならば、現金またはその他の他の財産の返還をうくべかりし者が死亡しているときは、該死亡者の法定代理人が返還の請求をなすことができる。ただし、

対敵取引禁止法第九節によつて返還せられ得ない財産または現金を外国財産管理人に返納すべきことに関し保証をあたえなければならぬ。

証明を要する事項――

公文書の形式による死亡者の国籍に関する証拠、相続人、受遺者または承継人の国籍に関する証拠、法定代理人としての選任または資格に関する証拠、所有権に関するものは(4)項参照。

(1) 合衆国における裁判所が正当に選任したる死亡者の法定代理人は、前号による返還を請求する権能がないときは、死亡者に属する現金または他の財産に関する権利、利益または権限であつて、その死亡により、一九一八年十一月十一日以前に提出された帰化簿にもとづく帰化手続によつて合衆国の国籍を拾得した合衆国の市民に帰属するにいたつたものについて、請求を提起することができる。該法定代理人は、該合衆国市民、死亡しているときはその相続人または法定代理人に分配せられていない現金またはその他の財産を外国財産管理人に返納することに関する保証を供与しな

ければならぬ。

証明を要する事項――

法定代理人としての選任及び資格に関する証拠、相続人、受遺者または承継人の国籍に関する証拠、所有権に関する証拠については、(4)項参照。

|| 価格一万美元以下の財産または現金に関する請求 ||

請求が現在価格一万美元もしくはそれ以下の現金またはその他の財産に対するものであるときは、次の証拠を提出しなければならない。

(1) 請求が、請求人の名義で外国財産管理人によつて保管せられている財産に関するものであるときは、外国財産管理人が交付した書式に記載した請求通知書と提出しなければならぬ。請求通知書には、請求人が、外国財産管理人に引渡された財産の所有者に相違なき旨の宣誓陳述書その他の方法による証拠を添付しなければならぬ。金額が一万美元を超えないときは、金債権に対する請求の場合をのぞいて、請求通知書に記載する以外に、別段に国籍に関する証拠を必要としない。

(2) 請求が、請求人以外の者の名義で外国財産管理人によって保管せられている財産に関して提出せられるときは、請求通知書に、一万ドル以上の請求の場合の(一)項に定められている所有権に関する完全な証拠を添付しなければならぬ。

(3) 請求が、金銀債権に関するものであるときは、金額のいかんにかかわらず、(1)項に関する指針で定められていると同じ方法で、証拠を提出しなければならぬ。

(2) ドイツ

ドイツ政府の場合には、「アメリカ合衆国におけるドイツ私有財産に関する外務省告示」といわれるもので(一九二三年五月十五日)、その内容は次のようなものであった。

(1) アメリカ合衆国議会は、一九二三年三月四日、ウインスロー法といわれる法律を制定した。この法律によると、一九一七年十月六日の封鎖取引禁止法にもとずいて差押えられたドイツ私有財産は、個々の場合において、一万ドルを限度として解放せられる。また、ひとつずつ差押えられる一万ドルを超える財産について、一九二三年三月四日以後に生ずる所得も、毎年一万ドルを限度として解放せられる。

(2) 解放は、ワシントンにある外国財産管理人に提出した請求書にもとずいてのみ行われる。

(3) 解放請求をなすには、外国財産管理人が交付した書式を使用しなければならぬ。解放の請求は次の方法による。

(1) 直接にドイツ人たる請求者が、英語の書式に記載し、署名し、かつ署名の証明をうけたのち、証拠をそえて、外国財産管理人に送付する。

(2) 合衆国における代理人が同様の手續をとる。委任状には特定の形式は定められていない。委任状の内容は、代理人の権能を決定するものであるから、包括的委任状が適当である。

(3) 解放の請求は、各個に提出するよりも(3)の(1)、合衆国にある代理人を通じて提出する方が望ましい(3)の(2)。とくに、便宜のため、解放せらるべき財産を受理し、受領証を発給する権能をあたえるべきである。さもなければ、重くな選擇を求すであろう。というのは、たとえば、外国財産管理人は、原則として、受領証をうけ

とつたのちにほじめて、支払を行うからである。

七四

(5) 合衆国における代理人は、必ずしも弁護士であることを要しない。私人、商會、銀行、法人等であつても十分である。ワシントン駐在ドイツ大使館及び合衆国各地にあるドイツ領事館(ニウ・ヨーク、シカゴ、サン・フランシスコ、セント・ルイス、及びニウ・オルレアンス)もまた、ドイツ人請求者が代理を依頼するに適當な者と知らぬいような場合に、代理を引受ける用意がある。ただし、大使館や領事館は、請求があまり多数にのほつて、大使館や領事館の職員では手に余るような場合、または事件の性質が余り特殊であるために弁護士を囑与させる方が適當と思われるような場合において、請求を弁護士に再委任することがあることを留保しなければならない。かようなわけで、大使館や領事館に請求の代理を求める場合には、大使館または領事館に、署名、認証せられた自叙委任状を送付し、弁護士の名が簡單に記入せられるばかりにしておいて、大使館や領事館が、別に費用を必要とするような再委任状をあたえる必要がないようにすることが、望ましい。

(6) 請求人の利益のために、解放請求については、原則として、改めて委任状を発給しなければならない。旧委任状を外国財産管理人が承認するとは限らないからである。たとへば、休戦條約以前に発給せられた委任状は、直ちに無効となつてゐる。戦のときから一九二一年七月二日までのあいだに発給せられた委任状の場合には、委任状の効力の継続を立証しなければならない。これは實際になかなか面倒なことである。一九二一年七月二日以後にあたえられた委任状は、いちおう承認せられることになつてゐるけれども、委任状の日附が古いときは、古い委任状の使用から面倒なことが生ずるおそれがあるので、外国財産管理人は個々の場合にその委任状の効力を決定する権限を留保してゐる。以上のべたことは、相続事件において領事館にあたえられた委任状についてもあてはまる。

(7) ウィンスロー法によると、解放の請求をなし得る者は、戦前の所有者または債権者にかぎり、その後の取得者は請求をなし得ない。基準となる日は、対敵取引禁止法が制定せられた一九一七年十月六日である。もつとも、財産または債権の取得が、

七五

一九一七年十月六日以後に行われたときでも、外国財産管理人が該財産または債権を差押える以前に行われているならば、解放の請求が許される。それ故、かような場合には、代理人によつて差押の日をたしかめた上、解放請求書をしたためなければならぬ。

相続の場合にも、基準となる日が重要な意味をもつ。何となれば、相続が一九一七年十月六日または相続財産差押の日に先立つて行われているときは、相続人は各自に一万ドルの請求を主張することができるが、これに反して、相続が右の規準となる日以後に行われたときは、すべての相続人が、合せて、一万ドルを限度とする請求権を有するにすぎないからである。

(8) 特に望ましいことは、解放請求書に差押えられたすべての財産を記載すること及び、全財産が一万ドルの額をこえ、現金だけではないときは、返還を希望する物件を明確に指定することである。差押えられたすべての財産物件を記載すること、一万ドルの限度の額をこえ、したかつて解放せられない物件も記載することが必要である。

わはは、解放の請求が、同時に、該財産物件について一九二三年三月四日以後において生じた所得を返還する(11号を参照)場合の基礎となるということにある。

解放せらるべき財産の評価にあたり基準となる日は、解放の請求が許可せられた日である。差押えられた財産が、相場が変動し易い有価証券であつて、基準となる日において、その価格が一万ドルを上下しているような場合には、価格確定後に請求をなすことが望ましい。

(9) 特別に回籍を立証することは、原則として必要ではない。請求人がドイツ人であることが請求書のなかで主張されていることで、十分である。

(10) 遺産事件においては、領事館の町字を求めのが最善である。相続がドイツ国で行われた場合には、ドイツの相続資格証明書が作成せられなければならない。アメリカ裁判所で、相続認正手続をとることは、とくに、少額の場合には、できるだけ回避すべきことである。たゞし、共同相続人中にアメリカ人がいるときは、回避することはできない。

① 請求人の資格証書となるものは、いっさいの種類公文書。請求人、代理人または第三者の宣誓陳述書である。銀行預金者の請求書には、預金証書原本、残高通知書、通知書及び銀行の発給した返還請求同意書を添付しなければならない。

記載された事実が真正であることについては、請求人またはその代理人が、請求書中において宣誓をもって、証言しなければならない。

(2) ドイツ語でかゝれた、いっさいの文書及び証書には、証明付英訳を添付しなければならない。

(3) 請求書、委任状、文書、宣誓陳述書とくに銀行の同意書（オ一（号参照）は、証明されていなければならぬ。ドイツ国における右証明は、裁判所、公証人または商業会議所が行うことができる。裁判所、公証人または商業会議所の署名は、アメリカ領事によって認証せられなければならない。ワシントン駐在ドイツ大使館が、ドイツ領文書の署名が真正なることを証明したときは、それで十分である。もつとも、大使館は、自ら真正なりと信じたときにおいてのみ署名の証明をなし得るものとする。

大使館の信用を得るに必要な事実は、大使館に提示しなければならない。

(4) アメリカ領事は、アメリカ政府から、ウインストロ法にもとづく解放請求に係る証明、認証その他の行為を、無料で行う権限をあたえられている。

(5) 事情によっては、請求人が外国財産管理人の原簿に記載せられている者と同一人なることを立証するにあたって、特別な困難が生ずることがある。たとえば、住所の変更や、同姓同名のような場合である。かような場合にそなえて、ワシントン駐在の大使館は、ドイツ国内の行政慣例上十分と思われる方法で、請求書またはその代理人が、同一性をあきらかにした場合に、同一性証明書を発給する用意をしている。外国財産管理人も亦、右の証明書を承認する用意があることを声明している。

第三章 戦時請求権処理法

第一節 序 説

ウインスロー法は、すでに述べたように、ドイツ私有財産の全面的解放を規定したものであるが、一方において、米独混合請求権委員会の仲裁判決が認めるアメリカ国民の所有請求権の金額が最終的に決定せられるまでの暫定的措置として、また他方において、ソックス・ポーター決議で宣明せられ、ベルリン條約で再確認せられた如く、合衆国国民の対德請求権がドイツ政府によって完全に満足せしめられるまでは、(具体的には賠償金の支払があるまでは)ドイツ財産を留置するという、立前をつらぬきながら、生活困窮者救済という特殊な緊急な目的を達するために、一部のドイツ私有財産の返還を認められたものであったのである。

しかし乍ら、また一方において、ヘイスの論文(附録才一)が示すように、少額の管理

財産勘定の整理ということも、副次的な目的であった。外国財産管理人が、「州際及び外国貿易委員会」で証言したところによると、外国財産管理人が管理していた管理財産勘定(信託勘定 Trust)の数は、三〇、三六八にも及び、そのうち、一万ドルに達しない信託勘定は、二八、一四四、すなわち、全体数の九割二分強にも達していた。一万ドルを超える信託勘定は、わずかに二、二二四であった。一万ドル以下の零細な信託勘定の総額は、わずかに二千二百万ドル余りにすぎなかった。それに、一万ドルを超える信託勘定から一万ドル宛返還しても、その総額は二千二百万ドル余りで、ウインスロー法により解放せられる差押財産の総額は、ようやく四千四百万ドルをこえる程度のものであった。この金額を返還しても、なお外国財産管理人の手許には、二億九千七百万ドルほど、未返還分があることになる。そのほかに、合衆国国庫が、差押現金を投資したことにより生じた、いわゆる「未割当利益金」が、二十四百万ドルほどある。これらの数字は、ウインスロー法判定前の数字であるが、これによっても、ウインスロー法によって返還せられる財産の価額がいかに僅少なものであるかがわかる。ひきつゞき、外国財産管理人が管理し留置してい

た旧敵国私有財産は、差押財産の大部分をしめる（約八七パーセント弱）少数の巨額な信託勘定である。

実際に、戦時請求権処理法が制定せられた一九二八年の初頭に、外国財産管理人 *Trustee and Administrator* が、上院の財政委員会に提出した報告によると、一九二七年十二月三十一日現在における、差押えられている旧敵国私有財産の内容は次のようであった。

国庫に預託せられている現金	一八三、七八一、〇四一、七七（ドル）
内訳	
投資分	（一八三、二八九、九七七、三四）
未投資分	（四九一、〇七〇、四三）
銀行に預託せられている現金	二五、七五、二九六
株式	四三、一二一、九四八、九〇
社債	三〇、一七五、八三三、一六
株当収	（八八二、五八二、五七
手形	二三〇、五八三、四五

土地	三一六五、八一七、〇八
予備金	五六三、四四〇、六〇
雑（未清算分）	四六二、七八九、七三
総計	二六三、四〇九、七九〇、二二

右の二億六千万ドル余の差押財産を国別にみると大体次のような概数になる（一九二八年一月一日現在）。

ドイツ財産	二四五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇（ドル）
オーストリア財産	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
ハンガリー財産	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
残余（中立国その他）	—

右の数字には、アメリカ政府が押収したドイツ商船、無線電信局及びアメリカ政府に譲渡せられた特許の価格ははいっていない。これによって、ドイツ私有財産の比率が大体わかる。

かような巨額な旧敵国私有財産について、いつまでも、終局的処理を延引することができないことは明かだ、私有財産尊重を伝統的国是とするアメリカにおいて、与論に支持されて、ウインズロー法制定後において、旧敵国私有財産を返還せよという政治家の意見も高まって来た。一九二六年には、外国財産管理人が管理しているいつさの私有財産を返還することを規定したミルズ法案が議会に提出された。しかし、それは、ドイツ財産に國權を有するアメリカ人の反対にあつて成立しなかつた。旧敵産を返還するということが、對敵國請求権を満足せしめるということは、容易に一致しない二律背反であつた。この二律背反を解決するには、根本的に二つの条件がある。

第一の条件は、アメリカ國民がドイツ國その他の旧敵國に対して有する戰時請求権の全額の總額に一応の見とおしがつくことである。これは、混合委員会の仕事が一段落をつけたことを意味する。この条件は、不完全ではあるが、一九二八年になつて、ようやく充たされることになつた。

第二の条件は、ドイツ國がアメリカに支払うべき賠償金の額が決定することである。ノ

ックス・ポーター決議や、ヴェルリン條約が明示しているように、ドイツ私有財産の返還は、アメリカ國民の對ドイツ請求権を満足せしめるような給付がドイツ國によつて、行われることである。この賠償金支払の見とおしも、一九二八年には、不完全ながら一応安定したものとなり、相当額がドイツによつて支払われた。すなわち、一九二五年一月十四日のパリ財政協定によつて、ドーズ案をドイツが受諾し、ドイツの賠償年金の二、二五パーセントがアメリカに支払われることになつたからである。

かような条件が一応とのい、こゝに、一九二八年三月十日「戰時請求権処理法」が制定せられた（以下、単に「処理法」と略称する。この法律は、講和條約研究資料第三卷、資料才二八に充訳した、参照せられることを望む）。

処理法の骨子は、

(1) ドイツ財産の八割を返還する、特別な差押財産について生じた特別な損害を賠償する。

(2) アメリカ國民の請求権は、特別預託勘定から優先的に支払う。ただし、一定限度額

を設ける。

(3) 特別預託勘定は、ドイツ財産の二割、未配当利益金、賠償金、その他によつて構成する。

というのであつた。従つて、処理法は、(1) 敵産を返還せねばならぬと云う要請、(2) アメリカ人の対敵国請求権を満足せしめなければならぬという要請、この二つの要請を妥協し、調和することを目的とし、そのために、特別預託勘定という、特別な工夫をしたところに、特徴があるといふことができる。

第二節 旧敵国民の請求権

(一) ドイツ人の請求権

(1) 差押財産の返還

ドイツ人の差押財産の返還に関する一般規定は、「処理法」の一節——一五節に規

定している。この場合、処理法も、ウインスロー法と同じく、対敵取引禁止法九節の修正及び新節の追加という形式をとつていふ。

ドイツ財産の返還といふことについては、

第一に、ウインスロー法による一万ドルを限度とする返還を再確認している（処理法一四節——禁止法九節（B項））。したがつて、処理法制定の当時、また一万ドル未満の差押財産の返還をうけていない者、または一万ドル以上の差押財産につき一万ドルを限度とする財産の返還をうけていない者は、ひきつづき、処理法制定後といえども、ウインスロー法による返還をうけることができる（なお第三章五節（六）参照）。のみならず、返還限度額は、一万二千ドルに引きあげられた（処理法一四節——禁止法九節（D項））。従来、一万ドルの返還をうけた者も、処理法制定後一万ドルの返還をうける手続をとる者も、さらに、二千ドルの追加請求ができる。この二千ドルの額については、叙述するような、二割の留置及び投資に関する規定（禁止法九節（D項））の適用はない。

第二に、一万二千ドルの返還をうけたのちに、尚、外国財産管理人の手許に保管されて

いる残余財産の八割は、ドイツ国民に返還せられる。残余財産の二割は、外国財産管理人
によつてひきつずき留置せられ、投資せられる（処理法才一四節一禁止法才九節の項前
段）。残余財産の二割の返還延期並びに投資に対する同意書を提出しなければ、八割の返
還をうけることができない、という形式をとっている。以上の規定によつて、八割の限度
で財産の返還をうけることのできる独乙人は、

(イ) 差押のときにも、返還のときにも、ドイツ国籍をもつていた個人（処理法才一節
一禁止法才九節の項才一四号）。

(ロ) 差押のときにも、返還のときにも、ドイツ国民によつて完全に所有せられている
組合、社団、法人格なき人の集団、または法人（同前才一ニ号）。

(ハ) 差押のとき、ドイツ国で、主たる営業所をもち、または設立・組織せられた、組合
社団、法人格なき人の集団または法人（同前才一三号）。

(ニ) 財産の返還に肉し合衆国を被告とする訴訟または審判が垂展してない個人、組合
社団、その他法人格なき人の集団または法人。ただし、右訴訟、または審判が垂展して

いても、請求権を放棄したときはこのかぎりでない（同前才一六号）。
いずれの場合にも、前記の返還延期同意書を提出しなければ、八割の返還をうけること
はできない。

第三に、返還を延期された二割の残余財産は、すべて外国財産管理人がひきつずき管理
する。その管理方法は次のようである。

(イ) 總残余財産のうちから、四千万ドルを限度として、一括して合衆国公債に投資する
（処理法才一〇節一禁止法才二五節の項の）を参照）。これに対して、財務長官は、外国
財産管理人に対して、五分利附分証書を発行する（同前才二五節の項）。この投資金（總
額四千万ドル）は、ドイツ特別預託勘定（後述）に預託せられ、アメリカ国民の対独請求
権の支払にあてられる（処理法才四節の号）。

(ロ) 右の投資が行われたときには、各管理財産勘定（信託勘定）は、總管理財産勘定に
対して有っている割合で、持分を有する。この持分は、各管理財産勘定に貸記せられる。貸
記せられた總額が四千万ドルをこえるときは、超過分だけ、投資することができ（処理

法才一〇節—禁止法才二五節の項(2)を参照)。超過分の投資に因しては、財務長官は
外国財産管理人に対して、無利子持分証券を発行する(同前才二五節の項)。これに反し
て、貸記せられた總額が四千万ドルに及ばないときは、不足分は、ドイツ特別預託勘定か
ら、外国財産管理人に支払われなければならない。この支払は、右勘定からの他の支払に
優先する。ただし、仲裁裁判費その他の法律施行に伴う経費には優先しない(同前才二五
節の項(2))。

四 財務長官が、前記の如く発行した、五分利持分証券または無利子持分証券は、処理
法が設置したドイツ特別預託勘定に対して、法が定めた優先順位に従って(処理法才四節
の項才一〇号参照)有する持分の証券となるものとせられるのであるが、合衆国は、直接
たると間接たるとを問わず、償還の義務を負わない(同前才二五節の項才一号)。また原
則として譲渡することができない(枚換の対象となり得ない)証券である(同前才二五節
の項才二号)。

結局、残余財産の分割は返還されるが、二割は返還されない。この二割に対して、アメ

リカ政府が発行した持分証券(債務証券)は、有利子のものであると、無利子のものであ
るとを問わず、アメリカ政府は償還の義務を負わず、もし、ドイツ政府がドイツ策による
賠償金の支払をいさづき行い、ドイツ特別預託勘定の資金事情が、許すようになるなら
ば、償還されるというのである(同才二五節の項才一号参照)。ドイツ財産の返還を分割
に止めたこと、残余財産二割に対して発行された債務証券の償還を、ドイツ国による賠償
金の支払成績にかゝわらしめたこと、この二つの事柄は、まさに「処理法」の妥協的注釋
の一端を示すものといつてよいであろう。

次に、ドイツ財産の返還に因連して重要な意味をもつ問題として、いわゆる「未割当
利益金」(未割当利息資金 *unallocated interests funds*) の問題がある。
対敵取引禁止法才一二節才二項後段の規定によると、外国財産管理人が管理しまたは預託
した財産について生じた配当金、利息等は国庫に預託せられ、同節才一項の規定によると
財務長官は右預託せられた配当金、利息等を投資することができ、それは主としてリ
ーティ・ボンズに投資された。この投資によつて、またさらに多額の利得を生じたのであ

るが、この利益金は、ウインスロー法制定のときまでに、各信託勘定に割当てられること
なく、特別勘定としてプールされていたのである。ウインスロー法制定後は、管理財産に
関して生じた利益金は、それぞれの信託勘定（管理財産勘定）に貸記せられ、そのうちか
ら、毎年一千万ドル宛返還せられるにいたったから、未割当利益金という現象はおこらな
った。従つて、ウインスロー法制定の日（一九二三年三月四日）までに敵産に關して生じ
た利得、その投資によつて生じた利得は、ウインスロー法制定後も、特別勘定として、
に多額の所得を生じ、処理法制定前において、右の「未割当利益金」は、三千二百万ドル
にも達していた（一九二八年二月、上院に提出された財政委員会の報告）。処理法は、こ
の資金の最終的処理を定めた（未割当利益金の定義については、処理法才一五節―禁止
法才二八節を参照）。

処理法才一五節―禁止法才二六節によると、原則として、未割当利益金は、財務長官
が定める平均所得率で、各管理財産勘定（信託財産）に割当てられる（四項）。ただし、
二割の財産の返還を延期される者、すなわちドイツ人が、信託財産の所有者であるときは、

このかぎりでない（四項）。オーストリア人、ハンガリー人、中立国民のうちに、完全に
返還をうけることのできる者（処理法才一節―禁止法才九節四項才一五号、才一七号
乃至才二二号に該当する者）だけが、割当てをうけることができる。非ドイツ人所有の信託
財産に割当てた残余の未割当利益金のなから、二千五百万ドルを控除して、一括して各
衆國公債に投資する。これに対して財務長官は外國財産管理人に対して無利子の持分証券（債
務証券）を発行する（処理法才一〇節―禁止法才二五節四項才一号）。二千五百万ドル
を控除して投資した結果、非ドイツ人管理財産に割当てられた利益金を支払うことができ
なくなつたときは、不足分はドイツ特別預託勘定からおおむね（禁止法才二五節四項）
二千五百万ドルの投資金はドイツ特別預託勘定に預託せられる（処理法才四節四項才一号
）。非ドイツ人に割当てたのちの残余金が二千五百万ドルをこえるときは、その超過分も
投資される（才二五節四項才一号）。

二千五百万ドルの投資が行われたときは、ドイツ人所有の信託財産に割当てらるべき未
割当利益金に相当する金額が、貸記せられる。かくして貸記せられた金額が二千五百万ド

をこえるときは、超過分は、さらに前と同様に投資せられる。

かように、ドイツ人信託財産が割当てをうける利益金の投資に伴い発行せられ合家国債
務証券は、前記二割の残余財産に対して発行された債務証券の次順位で、ドイツ特別預託
勘定から、償還される（処理法才四節(イ)項才一〇号及び才一〇号）。（二割の残余財産に
対する証券の償還は、一九五二年、割当利益金に対する証券の償還は、一九五五年と計算
された）。

次に問題になることは、返還される八割の財産と留置せられる二割の財産の分割可能の
問題である。ウインスロー法の場合と類似の問題がおこる（才二章才二節(ニ)を参照）。
信託財産が、現金・有価証券である場合は、分割の問題はおこらないが、土地、その他の
行体財産の場合には、問題が生ずる。ウインスロー法の場合には特別の規定がなかったが
（前述参照）、処理法は、これについて規定を設けた。すなわち、処理法才一四節―禁
法才九節(イ)項中段の規定によると、分割を可能ならしめるに必要を限度において、差押
財産を売却することができ、ただし、処理法制定の日から六ヵ年間において売却せんと

するときは、所有者の同意を必要とする。別に、所有者が二割に相当する金額を外国財産
管理人に支払えば、差押財産の完全なる返還をうけることができる。所有者が、売却の同
意も拒否し、また二割に相当する金額の支払もしないときは、六年の期間が経過してから、
外国財産管理人が、必要な売却を行うことができる。

差押財産の八割の返還をうけようと思ふときは、外国財産管理人に、返還の申請をしな
ければならない。ウインスロー法による一万ドルの返還申請には申請期間の定めがなかつ
たが、処理法による八割の返還申請には、申請期限が定められた。すなわち、処理法制定
の日から一年である（処理法才一〇節―禁止法才二五節(イ)項中段）。一九二九年三月二
日の法律で、申請期間が二年に延長された。右の期限が満了するまでに申請が行われなかつ
たときは、差押財産はドイツ国の国有財産となり、アメリカ国民の対ドイツ戦時請求権
の支払にあてられる（同前中段及後段の規定参照）。ウインスロー法にもとずいてすでに
一万ドルの返還が行われている場合には、二千ドルの追加返還に対して、特別に申請をな
す必要はない。ウインスロー法による申請にもとずいて、自動的に返還せられる。ウイン

スロー法にもとずく返還請求手続において、代理人を選任しているときは、処理法にもとずく返還請求をなすため、特別にあつたため委任状を作成する必要はない。ただ、ひきつすき留置せられる二割の分に対する返還延期同意書を提出すればよい。

請求人の死亡を原因として、差押財産の所有権に変更があつた場合に生ずる問題は、すでにウインスロー法の場合にも、問題とせられたところである(オ一章オ二節(六)及び(七)を参照)。処理法オ一章(七)の項―禁止法オ九節(七)の項によると、先づ者の法定代理人(相続人、遺言執行人等)は、処理法にもとずく返還を請求することができ、そのために、合家国裁判所(遺産裁判所)に、遺産管理人の選任を求めらるる必要はない。かような場合、管理権あるドイツの遺産裁判所が確認した遺言執行人または相続人は、返還請求権を有する。

ドイツの取引所でアメリカ会社の株券が売買されたために、所有権の変更が生じているような場合にも、問題がある。これらの株券が表示している株式(すなわち登録株式 *Registered Shares*)は、ドイツ人名義でアメリカ会社の株主名簿に登録せられていた

め、戦争中、外国財産管理人によつて差押えられ、外国財産管理人名義に書換えられたものである(オ一章(五)を参照)。しかし、これらの株式は原則として白地で取引されてきたため、ドイツ国で所有権が変更されることは可能であつた。かような場合において、外国財産管理人が、右の所有権の変更を承認しなければならぬことを規定した規定は、いままで存在していなかつた(オ一章(七)を参照)。茲に問題が生ずるわけである。処理法オ一章―禁止法オ九節(七)の項は、この問題に關係している。それによると、右の所有権の移転が明白に承認せられ、現在の株式証書所持人が所有者とみなされ、現在の株式証書所持人に、処理法による返還請求権が認められることになつた。もつともこの場合も、二割の価格に配当する分がひきつすき留置せられることについて同意書を提出しなければ、八割の返還をうけることはできない。また、価格が二千ドル以下であつても、二割は返還を延期せられる。禁止法オ九節(七)の項の規定は、株式のみならず、その他の持分、社債、債権、配当、利息にも適用せられる。規定によると、返還請求が行われる前に、請求人が譲渡または売却によつて右財産を取得したことについて、大統領の決定が行われなければな

らない。大統領は一九二八年四月二十三日の執行命令才四八六二号で、この決定権を、
外國財産管理人に委譲した。

次に特許及び特許出願についていえば、ウインズロー法は、売却、実施免許その他の方法で処分せられた以外の特許の返還を規定したのであるが（才二章才二節（一〇）を参照）、処理法は、実施免許せられた特許まで、返還の範囲をひろげた（売却せられた特許は然として返還せられない）。ただし、返還せられる特許権に關し、専用免許があたえられ、何らかの契約が結ばれ、何らかの留置権その他の負担が設定せられているときは、専用免許、契約、留置権、その他の負担と共に、返還せられる（処理法才一三節一禁止法才九節四項）、外國財産管理人が、特許その他に關し、売却、実施免許その他の方法による処分によつて取得した金銭も、返還せられる。ただし、合衆国政府が外國財産管理人に払つた金銭は、このかぎりでない（同前四項参照）。これらの金銭は、ウインズロー法によると、たとえ一万ドル以下であっても返還せられなかつたのであるから（ウインズロー法才一節一禁止法才九節四項参照）、処理法により返還せられるためには、一万二千

ドルをこえるときには、二割の返還延期同意書を提出しなければならぬことになる。さらに、処理法才一三節一禁止法才九節四項によると、禁止法才一〇節八項により提起せられた訴へ（専用権者に対する損害賠償の訴へ）に対して判決が認められた専用料も返還せられる。ただし、合衆国が外國財産管理人に支払つた専用料はこのかぎりでない。この場合においても、金額が一万二千ドル以下であるときは、前記同意書は必要としない。

次に問題となることは、「ノックス・ポーター決議」（一九二一年七月二日）以後に行われた差押に內する問題である。一概に認められるところによると、この決議が採択せられた日からのちは、外國財産管理人は財産を差押えることはできない。しかし、一九二一年七月二日以前に、差押命令（引渡請求 demand）——禁止法才七節四項）を交付し、差押財産の引渡が、一九二一年七月二日以後に行われるべき場合が有得る。たとえ、差押財産が債権であつて、一九二一年七月二日において并済期限が到来していないような場合である。処理法才一五節一禁止法才二九節は、かような場合において、外國財産管理人が、未引渡分に対する引渡請求権を放棄し、引渡を請求した金額より少額で満足すべきこ

とを定めた(四項)。もつとも、そのためには、検事総長の同意書を必要とする(四項)。この場合問題となることは、後位相続権その他の期待権が差押えられたが、相続が開始されておらず、従って期待権者がまだ権利を享有しているような場合、或は、遺産の差押が、遺産の一万二千ドル以下の部分にし及んでいないような場合においても、引渡請求の放棄が行われるとみるべきか、ということである。

差押財産が、外国財産管理人によって売却せられているときは、返還請求は、売却代金に対して行われる。差押財産の捨売または違法な処分を理由として、外国財産管理人を相手としても、また新取得者を相手としても、請求を提起することはできない。かような場合に売買解除を求める訴訟をなし得る者は、合衆国政府に過ぎる。これがアメリカの多数の判決の態度であった。禁止法オ九節四項オ二段も、返還物受領の証を交付したときから外国財産管理人の責任が免除されると規定している。

(2) 差押財産の損害賠償

多数のドイツ財産が、開戦とともに合衆国により押収せられ(ドイツ商船)また外国財産管理人によって差押えられたうえ、正当に管理せられず、また合衆国政府に、名目的な価格で売却せられたのであるが(特許及び無線電信局)、これらの事件に関して、アメリカ政府に対して損害賠償を求める道がひらかれるにいたつた。処理法オ三節の規定がこれである。

損害賠償の審判は「仲裁官」*Arbiters* 正確には「戦時請求権仲裁官」*War Claims Arbiters* が行う。仲裁官は大統領が任命する(オ三節四項)。米独混合請求権委員会の

委員長 *Parkes* が任命せられた。パーカーは公平であつたので、ドイツ側から信頼を得た。仲裁官の任務は、ドイツ国民の請求を審判し、アメリカ政府が支払うべき公正なる賠償を決定することにある(オ三節四項)。財務省の官吏がアメリカ政府を代表する。審判当事者たるドイツ国民は、賠償額に関する意見を陳述し、証拠を提出するにつき完全な機会を有する。ドイツ国民は、ワシントンにあるドイツ大使館に事務所を有する「私有財産委員」の援助をうけることができる。この委員は、請求事件及び審判手続を簡素化するた

めに、仲裁官の希望によつて設けられたものであつて、とくに特許事件における複雑な賠償査定問題において、実際の価値と利益をドイツ人当事者にもたらすものであつた。

(1) 商 船

第一次大戦において、アメリカが参戦したときに、アメリカの港に破壊していたドイツ商船、またはアメリカで入渠中であつたドイツ商船は、同もなく抑留せられた。この抑留は、対敵取引禁止法（一九一七年十月六日）にもとずいて行われたものではなく、禁止法が制定せられた五ヶ年前の一九一七年五月十二日の議会の合同決議にもとずいて行われたものであつた。この決議の内容は、次のようなものであつた。

第一節 大統領は、アメリカ領グアージン諸島を除いて、運河地帯、その他合衆国の屋敷及び島嶼をふくむ合衆国の管轄内にある船舶であつて、合衆国の管轄内にはいつたときに、押收のとき合衆国と交戦状態にある国の法人、市民または臣民によつて、完全に、または部分的に所有せられていた船舶、または、該国またはその政治上の区劃または地方団体の国旗をかかげ、または該国またはその政治上の区劃または地方団体に登

記せられてゐる船舶の所有及び権限を、合衆国のために直ちに押收し、合衆国船舶運賃局または合衆国政府の部局または機関を通じて、合衆国の公用のため、または外国貿易または沿岸貿易のため、該船舶を運営し、貸与し、備給し、操縦する権限を有する。

第二節 海軍長官は、大統領の同意を得て、検査局 *Board of Survey* を設置する権限と義務を有する。検査局の任務は、押收のときにおける船舶、船員、附属品及び船舶内に存するいつさいの財産の現実の価値を査定し、海軍長官に検査報告書を出発することにある。海軍長官は、該報告書を、海軍省の記録と共に、保存しなければならぬ。右検査事項は、損害賠償請求審判における適法なる証拠とみなされる。

すなわち、アメリカ参戦のとき、アメリカの港にあつたドイツ商船を抑留し、特米の賠償を考慮して、その価値を評価しておくというのであつた。この決議にもとずいて、大統領は多数のいわゆる「執行命令」を出した（一九一七年五月十一日、五月十四日、五月十六日、六月十二日、六月三十日、七月三日、七月十二日、八月三日、九月二十二日、十一月二日の命令）。なかでも、一九一七年六月三十日の執行命令が最も重要なもので、

この命令によつて、押留船舶は、合衆国船舶運送局 *United States Shipping Board* と海軍省に分配され、それぞれ利用されることになった。押留船舶は、一部をリターセラレ、または売却せられた。戦争中の使用で廢船となつたものもある。また故歿として処分されたものもあり、或は、処理法制定の当時、アメリカ政府が使用中のものもあつた。

かような船舶の問題について、アメリカ側がとつて来た態度は、かようなドイツ船舶及びそれに関連して支払わらるべき賠償金は、ベルリン平和條約にもとづいて、外国財産管理人が差押えている他の財産と同様に、ドイツ国に対するアメリカ国民の請求の満足にあてらるべきものであつて、従つて、押留船舶に対する損害賠償額の支払は、アメリカ国民の対独請求が満足せられたうえで、はじめて行ふべきものであるといふのであつた。しかし、実際に、アメリカ国民の対独請求を、ドーズ案による対米年賦支払金のなかから、預却するには、数十年を要することが、明らかになつたので、前記のような妥協を計るために、処理法によつて、急速に問題の解決をはかれるようになったのである。かような

わけで、処理法才三節四項才一号の規定が成立したのである。

この場合、もつとも問題となつたのは、押留ドイツ船舶の評価をいかにするかといふことと、議会の委員会でも議員總會でも活発に論議せられた。とくに、上院においては、賠償總額を、検査局が行つた三千三百万ドル以上に評価することは、はつきりと禁止しておくべきであるという意見が強くなつた。その理由は、ドイツ商船航路は、ドイツ政府の補助金で維持され、戦前からアメリカ商船業の強敵であつたから、その復興を阻止すべしといふのにあつた。しかし、船荷、自ら、押留船舶の評価をなし、賠償額算定上の証憑を提出する権利が、ドイツ商船会社にあたえられることになつた。もつとも、押留商船、及び次にのぶべき無線電信局ならびに特許に關する賠償總額は、一億ドルとおさえられていて、(処理法才三節四項)、このうち、無線電信局及び特許に關する賠償金の總額は、千五百万ドルを超えないといわれるから、押留船舶に対する賠償金の總額は、八千五百万ドルの額でおさえられるわけである。これを検査局査定額の三千三百万ドルに比較すれば、確實な立証さえあれば、二倍以上の賠償をうる可能性があたえられたわけである。

中裁官が賠償額を査定するにあたっては、抑留のときの船舶の現状を基準とし、一九二一年七月二日まで所有者が船舶を利用し得なかつた事実を勘酌しなければならぬ（オーストリア条約一五）。

(四) 無線電信局

処理法オ三節(四)項オニ号で、問題となる無線電信局は、具体的には、セーヴィル及びワツカートンの二号である。

ワツカートン無線局 (*Wacketon*) は、非敵人の所有するところであつたが、同局建設の請負契約にもとづいて、ドイツ国民 (*Hemag* 会社) が担当権をもつていた。オーストリア大戦開始の一九一四年、早くも、セーヴィル無線局とともに、一九二二年八月十三日の「無線通信法」 *Radio-Communication Act* にもとづいて、アメリカ政府の管轄するところとなつた。同法オニ節は、大統領に対して、戦時において無線電信局の所領を命ずる権限、または、相当の補償をあたえて、政府の直接管理に付する権限をあたえていた。この権限にもとづいて、大統領は、次の執行命令を出した。

(1) 一九一四年八月五日命令オニ〇一一号。

アメリカ合衆国の管轄内にあるいつさいの無線電信局は、敵対行為の継続中、中立的性質をもたない通信を送信または受信すること、及びいかなる方法によるも、いずれかの交戦国に非中立的サービスを供与することを禁止せられる。

(2) 一九一四年九月五日命令オニ〇四二号

大西洋をこえて通信する能力を有する……強力無線局は、暗号通信をふくむヨーロッパ地上局との通信を実施する目的をもつて、政府により押収せられ、他の管理または使用を排除して、政府により使用または管理せられる。

右執行命令の実施は、海軍長官に委任せられたので、一九一四年九月九日、海軍省により、ワツカートン局は管理せられることになつた。対敵取引禁止法制定とともに、外国財産管理人は、該無線局を差押え、この施設に關してドイツ国民が所有している権利（独占権）をフランス人の会社 *American Radio Corporation* に売却した。この会社は、売却をうけるために、形式的に設立せられたアメリカ法人である。売却価格は二万

五千ドルであった。

タツカートン無線局の場合、所有権そのものはドイツ国民に属するものでなく、ドイツ国民は単に、該無線局に対する権利（抵当権）の差押・処分をうけたのにすぎない。従つてこの場合は、処理法才三節四項才二号によつて処理せられるものでなく、前述の一報返還規定によるものである。すなわち、前記ドイツの会社は、売却代金二万五千ドル及びその利息について返還請求権を有するにすぎない。

これに反して、セーグイル無線電信局 *Sagville* の場合は、処理法才三節四項才二号に該当する事件である。この無線局の所有者はニウ・ヨーク州で設立せられた会社であつたが、株式資本は完全にドイツ国民に属するものであつた。この無線局は、一九一四年アメリカ政府が管理をはじめ、一九一五年には、アメリカ政府に貸与せられ、一九一七年以降海軍省が経営した。対敵取引禁止法制定とともに、外国財産管理人は、株式資本の全部を差押へ、会社の理事及び監査役を改選し、外国財産管理人が選任した理事及び監査役で会社の管理が行われた。その根拠は対敵取引禁止法才四節四項である。なお譲和條約の研

究才二部二三四頁参照）。その後、セーグイル無線局はアメリカ政府に売却せられ、会社は解散した。アメリカ政府は、買収にあつて、四万五千ドルを外国財産管理人に支払つた。処理法才三節四項才二号によれば、セーグイル局の場合、同局の所有者（ドイツ人株主）が、合衆国による差押のとき、または外国財産管理人による差押のときと同様の状態で、一九二一年七月二日（ノックス・ポーター決議成立の日）に同局の返還をうけたとしたならば、所有者がうけることができる相当な価格の賠償をうけることができる。

(ハ) 特許及び特許出願

処理法才三節四項才三号及び才四号は、ドイツ国民の特許権及び発明につき、アメリカ政府が実施免許をうけ、譲渡をうけ、買収し、または使用したことにもとづいて生じた損害が、賠償されることを規定している。いかなる範圍で、アメリカ政府がドイツ国民の特許または発明を買収し、実施免許を得たかについては、すでにのべた（才二章才二節（一〇）を参照）。

処理法にもとづく損害賠償審判で問題となる特許は、次の二種類である。

(1) アメリカ政府が、買収前または実施許諾をうける前に、すでに利用していた特許
発明(オ四号)。この場合の損害賠償は、発明の使用に対してのみ行われる。賠償額
を決定するにあたっては、一九一七年四月六日から一九一八年十一月十一日までの期
間(すなわちアメリカの参戦期間)と、外国財産管理人による売却または実施許諾が
行われたのちの期間は除外せられる。これらの期間におけるアメリカ政府の使用につ
いては、オ三号により賠償をうける。

(2) 外国財産管理人がアメリカ政府に売却した特許、またアメリカ政府実施許諾を有
した特許(オ三号)。この場合の賠償額は、同種の特許につきアメリカ政府がアメ
リカ国民から権利を取得したときに、アメリカ国民がうくべき補償金と同一程度のも
のでなければならぬ。もつともアメリカ政府に既に支払済みの約因があるときは、
その金額は、賠償額から控除せられる。処置法オ三節による賠償は、特許を買収した
者がアメリカ政府であるときにかぎって行われる。化学財団のようなオ三号が外国財
産管理人から買収した場合には、処置法オ三節の賠償は行われない。かような場合に

は、従前のドイツ人特許権者は、外国財産管理人に払込まれた売却代金について、前
記の如き返還請求権を有するにすぎない。

(二) 損害賠償の仲裁審判

損害賠償金の査定は、仲裁官の仲裁判決 (Arbitral Award) によって行われる。仲裁官は、
正当で公正なる賠償額を査定しなければならない。ところが、抑留船舶、無線電信局及び
特許に關する損害賠償額の總額は、すでに述べたように、一億ドルとおさえられている(オ
三節の項)。しかも、この一億ドルのなかには、仲裁審判費その他の金額がふくまれる
ことになっているから(同前)、実際、仲裁判決によってあたえられる賠償金の總額は、
一億ドルを割ることになる。そこで、仲裁官は一応は公正なる賠償額を査定するが、その
査定額が總額で一億ドルを超過する場合を考えて、各事件であたえる賠償額を比例的に減
額して、「暫定的仲裁判決」 Tentative awards をあたえる(オ三節の項及び(イ
項参照)。仲裁判決の賠償額は、財務長官によって支払われるが(オ三節(イ項参照)、財
務長官は、總額が二千五百万ドルにならぬように、さらに比例的に減額して支払わなけれ

はならないことになっている(オ三節(四)項参照)。これはドイツ特別預託勘定からの支払優先順位を示すように(後述)、なるべくアメリカ国民の対独請求権の満足が完了したのちに、ドイツ国民の賠償請求権に及ぼさうという趣旨からである。この点においても、処置法の妥協的性格があらわれていると思われる。二十五万ドルの範囲における支払は、六順位、五十万ドルの範囲における支払は、オ七順位、一億ドルの範囲における支払は、オ一〇順位で、これは、二割の返還延期分と同順位である(後述、ドイツ特別預託勘定の項を参照)。

抑留船舶に關し賠償請求の審問を求めドイツ国民は、該船舶に關し、ドイツ政府またはドイツ皇室がもっている持分の有無、その持分の範囲を立証しなければならぬ。仲裁官は、ドイツ政府またはドイツ皇室の持分について、暫定仲裁判決により、その金額を決定し、ドイツ国民にあたえらるべき賠償額から控除しなければならぬ(オ三節(四)項参照)。ドイツ政府またはドイツ皇室の持分は、賠償されない。その金額は、ドイツ政府がアメリカ合衆国に支払うべき最終支払勘定に貸記せられ、混合委員会の裁判判決が定める支払

払金の弁済にあてられる(オ三節(四)項参照)。実際に、ドイツ特別預託勘定に貸記せられ

処理法オ三節にもとづく賠償請求の訴は、仲裁官の事務が始まったとき(一九二八年四月三日)から四ヶ月以内に(一九二八年八月三日までに)仲裁官に提記しなければならぬ(オ三節(四)項参照)。仲裁判決で定められた賠償額は、該仲裁判決が仲裁官によって提記せられたときから二ヵ年以内に、支払の請求が行われたのでなければ、支払われない(オ三節(四)項参照)。賠償請求の訴を提記する者または賠償金支払の請求をなす者は、処理法のいつさいの規定に同意したものとみなされる(オ三節(四)項中改参照)。

仲裁官による審問手続は、普通裁判手続とことなり、特別法にもとづく一種の特別裁判手続である。仲裁判決には上訴の道は開かれていない。

特に注意すべきは、抑留船舶に關する賠償請求事件において、ドイツ国民が、ドイツ政府及びドイツ皇室の持分について有する立証責任である。立証せらるべき持分は、間接的であると、直接的たるとを問わず、また株式所有によると、会社管理の方法によると、その

他の方法によるとを問わず、何等かの利益関係である（第三節(四)項参照）。ところが、ドイツ法上の株式は、アメリカ法では行われていない無記名株式である。この点も考えると、右の立証責任が、ドイツ国民にとって特別な負担となることが考えられるであろう。このことを斟酌して、仲裁官は特別の措置をとった。それは、一九一二年から一九二一年までの間の株主總會及び一九二八年三月十日直前の株主總會で代表せられたいっさいの株式をもつて、証拠として受理するという方法であつた。しかし、この資料も、事情によつては完全な証拠とみなすことはできない。

賠償額の支払をドイツ通貨で行うか、アメリカ通貨で行うかは、財務長官の選任による。賠償額は、仲裁判決が賠償額をうけとるべき者とした者に支払わなければならない（第三節(四)項）。ただし、(1) 権利者が死亡しているとき、または法律上の喪失をうけるときは、その法定代理人に支払う（(四)項(一)号）。(2) 権利者が組合、社団、法人であつて解散しているときは、財務長官が権利者と思ふ者に支払う（(四)項(二)号）。(3) 権利者のために遺言執行人または遺産管理人が選任せられているときは、遺言執行人または遺産管

理人に支払う（(四)項(三)号）。(4) 賠償請求権が、権利者の遺言執行人または遺産管理人によつて、仲裁判決前に譲渡せられているときは、譲渡人に支払う（(四)項(四)号）。(5) 賠償請求権が正当に更正せられた書状により、権利者により、仲裁判決前に譲渡せられた支払請求書が提出せられたときは、譲受人に支払う（(四)項(五)号）。

(二) オーストリア人及びハンガリー人の請求権

合衆国政府に対して、オーストリア人及びハンガリー人が有する、処理法上の請求権も亦、ドイツ人の場合と、おおむね似ている。やはり、差押財産に関する(1)返還請求権と、(2)賠償請求権とにわかれていて、ドイツ国民の場合よりは単純となつていて、

まず、差押財産に対する返還請求権であるが、オーストリア人及びハンガリー人の場合には、完全に返還せられる。ドイツ国民の場合のように、二割の返還延期ということはない（処理法(一)節—禁止法(九)節(四)項(一)五号、第一七号、(一)八号、(一)九号、(一)二〇号、(一)二一号、(一)二二号参照、(一)二号、(一)三号、(一)四号、(一)六号の場合に、

オ九節の項の定める同意書が必要であるのと對比せよ。

つぎに、差押財産に対する賠償請求権は、オーストリア人及びハンガリー人の場合には、特許及び特許出願に關するものにかざられる（オ六節の項）。船舶・無線電信局に、
ついては、該当事件がないため考慮せられなかつたのである。このことは、ドイツ国民の
賠償請求の場合との主な相違点である。賠償總額は、ドイツ国民の場合には、一億ドルとおさ
えられているが、この場合は、わずか百万ドルである（オ六節の項）。賠償準備金は、ド
イツ國民の場合、半額の五千万ドルであるが（オ三節の項）、オーストリア人及びハンガ
リー人の場合は、全額の百万ドルである（オ六節の項）。ドイツ國民の場合、賠償請求の
提起期限が、仲裁官の活動開始のときより四ヶ月であるが（オ三節の項）、オーストリア
人及びハンガリー人の場合には、期間の定めがない。また、支払請求期間は、ドイツ國民の
場合は、仲裁判決証明のときから二年であるけれども（オ三節の項）、オーストリア人及
びハンガリー人の場合には、一九四〇年三月十日までである（オ六節の項）。

これを全体としてみれば、ドイツ國民の場合よりも、規定の単純化及び寛大という現像

がみられる。それは、差押財産の金額が、ドイツ國民の場合と比較にならぬ程、少額であ
ること、アメリカ國民の有する対英または対法請求権が少額であつて、オーストリア及び
ハンガリー國政府の賠償支払金で完全に満足せられ得たこと、などのために、完全なる返
還が可能であり、これらの國民が有する対米賠償権（特許及び發明に關するもの）も少額
であつて、特別な延滞條件を付する必要がなかつたことなどのためである。

実際に、オーストリア國に対してアメリカ國民が有する戦時請求権の總額は、三百万ド
ルにすぎず、ハンガリー國に対するそれは、百万ドルにすぎなかつた。この總額は、アメ
リカ、オーストリア及びハンガリーの「三國請求権委員会」 *Tripartite Claims
Commission* によつて決定せらるべきものであるが、それが完全に支払われることは、
オーストリア政府によつて支払命令が当時すでに発せられて居り、ハンガリー政府によつ
ては向もなく發せられるはずであつたので、極めて確實なことであつた。従つて、オース
トリア國民及びハンガリー國民に關するかざりは、差押財産の返還及び賠償を妨げるよう
な事情はなかつたのである。

また、アメリカ政府が差押え、または外国財産管理人から買収し、または実施許諾を得たオーストリア国民またはハンガリー国民所有の特許は、五百余件にすぎず、アメリカと埃沃両国の交戦状態も一九一七年十二月七日から一九一八年十一月三日まで続き、米独間の交戦期間よりも短期であったため、特許に関する賠償額も、処理法が枠を定めたと同様に、百万ドル位のもので考えられたのである。

第三節 アメリカ国民の請求権

(一) 対独請求権

処理法の立法経過においても、また処理法の條文においても、ドイツ国民が在米財産につき有する返還請求権及び求償権の問題と相関関係にあるものは、アメリカ国民が有する対独請求権の問題であることは、すでにのべたとおりである(オニ章オ一節(三)、オニ章オ一節参照)。

アメリカ政府及びアメリカ国民は、オ一次世界大戦中、多額の損害を被り、この損害を賠償すべきことは、ヘルシン平和條約で確信せられた。かような損害賠償請求を審判し、賠償額を決定するために、混合委員会が設置せられたことは、すでにのべたとおりである(オニ章オ一節(二)を参照)。混合委員会に請求を提起する期間は、一九二二年十月五日から六月以内であるから(手續規則オ四節(四)項)、一九二三年四月八日で満了する。一九二三年四月八日までに委員会に提起せられた請求権数は、約一万二千件であつて、処理法制定の當時までに、仲裁判決があつた件数は、三、五九三件であつて、これらの判決で決定せられた賠償金の總額と、未決の請求事件の推定賠償額とを併せて、約一億九千万ドル強に達すると考えられた。このほか、アメリカ政府の対独請求権が、利息を併せて、約六千万ドルにのぼつた。あわせて、約二億五千二百万ドル以上になる。この金額及びその利息を、ドーズ案による年賦賠償金の対米割当金(二・二五分)のみで、弁済してゆくとすると、凡そ六十一年はかすると算定せられた。処理法は、この問題を解決することを主要目的とするものであつた。

そのために、アメリカ政府の対独請求権に優先して、アメリカ国民の対独請求権を支払うということを経験とした(処理法オ四節の項を参照)。アメリカ政府の請求権は、ドイツ国民がうける賠償額にも優先せられ、オ一ニ順位乃至オ一三順位となっている。

アメリカ国民の請求も、支払をうける順位によって、次の四つに分かれる。

- (1) 生命及び身体に因する損害を理由とする請求権(処理法オ四節の項オ二号)。これは、仲裁裁判費につき、オ二順位である。
- (2) 賠償額(利息をふくむ)のうちで十万ドルに満たないもの(全前オ三号)。これはオ三順位である。少額の賠償金に優先支払をみとめる。
- (3) 利息をふくめて十万ドルをこえる賠償額について、十万ドルの金額(全前オ四号)。これは、オ四順位である。賠償額の多寡にかかわらず、そのうちから十万ドルだけは、他の部分に優先して支払われる。同一人が、多数の請求をなしたときは、合して一つの請求として考えられる(全前オ四号後段)。結局一人につき十万ドルということになる。

(4) 十万ドルをこえる賠償額の、十万ドルをこえる部分(全前オ五号)これはオ五順位である。ただし、この部分を支払ったために、(1) (2)までの支払総額が、仲裁判決が査定した賠償総額(利息をふくむ)の八割をこえるようになってはならない。のこりの二割の処分については、処理法オ四節の項オ一〇号に規定している。(後述—ドイツ特別預託勘定の項を参照)。

右のアメリカ国民の請求権は、相互に優先順位はあるけれども、全体としては、ドイツ国民の対米請求権に優先する(ただし、十万ドルをこえる賠償額の二割は別である。後述)。従って、ドイツ特別勘定から支払をうける順位からいえば、大ざっぱに、次のような順序となる。

- (1) アメリカ国民の対独請求権。
- (2) ドイツ国民の対米請求権。
- (3) アメリカ政府の対独請求権。

仲裁判決は、國務長官によって証明(保証)せられなければならない。國務長官は判決

を証証して、これを財務長官に送達する（処理法第二節の項）。財務長官は、^{一三三} 国務長官が
認証して送達した仲裁判決が査定した賠償額について支払を行わなければならぬ（全前
四項）。賠償額には利息がつけられる。一九二八年一月一日までの利息は、判決が定める
ところによる（全前四項）。一九二八年一月一日から支払のときまでの利息は、主五分の
単利とし、賠償金の元本と一九二八年一月一日までの利息と合せたものにかけられる（全
前四項参照）。賠償額の支払はドイツ特別預託勘定から行われる（全前二項）。賠償額の
一分五厘だけ差控して雑収入とし回庫に預託する。これは、手数料に相当する（全前四
項）。

賠償金支払の請求は、処理法制定の日から二年以内に行わなければならぬ（全前四項）。
この期間は、一九三〇年三月十日の合同決議によって四年に延長され、一九三二年六
月十四日の合同決議によって五年に延長され、一九三三年六月十二日の合同決議によつて
六年に延長され、一九三四年六月十八日の合同決議によつて八年に延長され、一九三六年
六月二十六日の合同決議により十年に延長され、一九三八年五月二十三日の合同決議によ

十二年に延長された。結局、支払請求期限は、一九四〇年三月十日ということになつ
た。支払請求は、財務長官に対し、財務長官の定める規則に準由して行わなければならぬ
い。支払の請求をなした者は、処理法のいつさいの規定に同意したものとみなされる（第
二節の項）。

支払は、仲裁判決によつて賠償額をうけるべき者とされた者に対して行われなければならない。
ただし、死亡者の場合、無能力者の場合、解散した組合、社団、法人、の場合等
については、例外規定がある（オニ節の項オ一号—オ五号）。ドイツ国民の請求権の規
定と同様の規定である（本章オニ節（一）（二）（三）損害賠償の仲裁裁判の項を参照）。た
だ、賠償額が少額であるとき（五百ドル以下）、代理権立証責任の負担が軽減せられてい
る。ただし、死亡相続及び無能力者の場合にかぎる（四項オ一号）。

アメリカ国民の賠償請求権の問題で、特に問題となることは、生命保険会社または損害
保険会社の求償代位権の問題である。たとえば横河に対する海上保険契約において、ドム
ツの潜水艦攻撃により撃沈せられたにより、アメリカの保険会社が、保険金を支払い、ア

アメリカ國民たる荷主の対独請求権につき、荷主に代位し、混合委員会に、損害賠償を求めた場合、仲裁判決の認めた賠償額をいかに取扱うかと云う問題である。この問題は、金額のうえから云つても重大である（オニ章オ一節（二）の末尾を参照）。保険会社の請求権も、アメリカ國民の請求権であることにちがいないということが認められたい。たゞであるが、処理法が議会で審議せられたとき、この点は問題となつた。アメリカ保険会社のかような請求権を、アメリカ國民の請求権と同じ取扱にすることについては、上院の委員会で議員總會でも、重大な反対があり、種々の修正案も提出された。それは結局成功しなかつたのであるが、多数の上院議員は、保険会社は戦争中の保険料の騰貴により巨額の利益を得ているのであるから、その請求権をみとめるとしても、最後に争濟せらるべきアメリカ政府の対独請求権と同順位におくべきものとしたのである。しかし、この反対論も、次の二つの反駁理由によつて、大勢を決するにはいたらなかつた。そのオ一の理由は、保険会社（とくに海上保険会社）のような特別な事業団体群だけを差別待遇をすること同適當でない。海上保険会社は決して保険活動において不当に高い利得を得たものというこ

とはできない、といふのであつた。オニの理由は、差別待遇は、混合請求権委員会設置の基礎になつてゐる仲裁裁判の原則と矛盾する。アメリカの法律が、混合委員会が認めた賠償額を承認したり、賠償額の支払を、いつになるかわからぬ未来にまで延期するならば、委員会設置の趣旨たる原則に対する重大なる侵害となるであろう。加うるに、法律がような不利益をあたえた場合、アメリカ裁判所は、果して、これを違憲でないかみとめるか、甚だ疑問である、といふのであつた。

最後に、アメリカ政府の対独請求権についてのべる。この請求権に同する仲裁判決が認められた賠償額は、アメリカ國民の対独請求権及びドイツ國民の対米請求権が完全に満足を得たのちに、はじめて支払われる。このことはすでにのべたところである。ところで、アメリカ政府の対独請求としては、次の二つが考えられる。

(1) アメリカ政府がアメリカ國民と締結した戦災保険 *War Risk Insurance*

にもとずいて、アメリカ國民に支払つた保険金に向する対独請求権へしたがつて、それについて仲裁判決が認められた金額。この金額は、一九二八年二月九日の上院附

政委員会報告によると、二千四百万ドル（利息ぬきで）にのぼるといわれる。

(2) アメリカ政府所有の商船の撃沈・破壊に向する対独請求権へしたかつて、それについて仲裁判決が認めた金額）。この金額は、同一報告によると、千七百七十万ドル（利息ぬきで）にのぼるといわれている。

この二つの請求権の満足が、一番後廻しになつた理由は、次の三つの点に帰せられる。

(1) アメリカ政府は、戦災保険事業で、自ら相当の利益をあげている。一九二一年の財務長官年次報告によると、政府が戦災保険で、千七百六十万ドルの純益を得たといわれる。これは、ほぼ、前(2)の金額に匹敵する。

(2) アメリカ政府は、一九二五年一月十四日のパリ協定により、特別な年賦金を優先的に支払われている。同協定で認められたドイツ賠償計画によると、アメリカ政府は、ドイツ年賦賠償金の二・二五分をうけるほかに、占領軍費として、毎年五十万金貨マルク（すなわち、ほぼ千三百万ドルに相当）の償還をうける。この支払は、アメリカ国民たる賠償請求者に優先して行われる。

(3) 戦争にもとづく負担は、特定の個人または個人群の肩に負載せらるべきでなく、できるだけ、国民全体に、平等に分配せらるべきである。これは、広く認められた原則である。したがって、アメリカ政府の請求権をなるべく後順位におき、それによつて、対独請求権を有するアメリカ国民の利益が影響をうけないようにすべきである。もつとも、このロジックは、アメリカ国民の請求権のみを考慮に入れた場合のことである。アメリカ政府の請求権の満足を、ドイツ国民の対独請求権へこれは、ヴェルサイユ條約やベルリン條約では明示的に放棄され、処理法によつて始めて恩恵的に認められたものである。の後順位においたことは、このロジックでは説明できない。それは、陸上における敵私有財産の尊重を止前とした。アメリカ国民の良識にのみ、説明の根拠が見せられるであろう。

(二) 対独及び対洪請求権

一九二一年のウィーン（米独）條約及びブタペスト（米洪）條約によつて認められた、ア

アメリカ政府及びアメリカ国民の対澳または対英請求権を査定する目的を以つて、一九二四年十一月二十六日の米・澳・英三国協定により「三国請求権委員会」 *Tripartite Claims Commission* が設置せられた。委員会として、一人委員会 *one person Commission* には、米澳混合請求権委員会委員長であるパーカー *Parker* 判事が選任せられた。彼は、また「戦時請求権仲裁官」 *War Claims Arbiters* であつた。

対澳または対英請求権をもつアメリカ国民は、才一回の委員会の会合（一九二六年一月二十六日）から一カ年以内に（一九二七年一月二十五日まで）、三国委員会に請求を提出しなければならぬ。その總額は、対英請求権が三百万ドル、対英請求権が百万ドルと推定せられ、それぞれ、オーストリア政府及びハンガリー政府から、それぞれの特別預託勘定に払込まれた。変際に、委員会が仲裁判決を求められた件数は、一、六三一件で、そのうち、一、〇九八件が認められた。その總賠償額は、わずか、五四二、六五〇ドル余の利息をふくまないにすぎなかつた。オーストリア国民またはハンガリー国民の差押財産

が完全に返還され得た事情は、かような点に求められる。

(三) 期間懈怠の対英請求権

対英請求権を有するアメリカ国民が、米澳混合委員会に請求を提起する期間は、一九二三年四月八日で完了している（本節（一）を参照）。それは、混合委員会の「手続規則」（一九二二年十一月十五日採択）才四節（四）項が、一九二二年十月九日（混合委員会設置に關する米澳協定（一九二二年八月十日）が調印されてから二カ月後に相当する）から六カ月以内に、アメリカ政府代理人が、請求通知書を提出しなければならぬと規定しているためである。処理法が上院で審議されたとき、この六カ月の期限が短きにすぎ、そのために、アメリカ国民たる請求権者が同知せしめられないうちに、期限が経過したことを理由として、期間懈怠について、請求権者に責任なきことが、主張せられた。しかし、何分にも、六カ月の期間を定めたのが、混合委員会という、国際條約で設置せられた機関が定めた手続規則であつて、アメリカ議會が勝手に変更することはできない。そのためには、相

手のドイツ政府の同意を必要とするのはいうまでもない。そこで、一九二三年四月八日までに提起されなかつた請求であっても、一九二八年七月一日までにアメリカ国務省に申請せられたものであるならば、一九二三年四月八日以前に提起せられた請求と同様に、混合委員会で審問をうけることができるように、ドイツ政府と協議することかできるが、大統領にあたえられた。これは、処理法第二章四節の規定である。

右の協議は、向もなく開始せられ、ドイツ政府は、アメリカ政府の要求に応じた。これによつて成立した米独協定は、一九二八年十二月三十一日のアメリカ国務長官ヘケロッグ及び駐米ドイツ大使ヘブリットウィッツの同交換覚書であつて、一九二八年七月一日までに国務省に申告せられたアメリカ国民の対独請求は、たとえ、斯所懈怠のものであつても、一九二九年七月三十一日までに、混合委員会に提起したときは、一九二三年四月八日までに提起せられたものと同様に取扱う。ということを約束したのである。

一九二三年四月八日までに提起せられたアメリカ国民の対独請求は、一、二、四一六件で請求総額十五億ドル、これに、新しく一九二八年七月一日までに提起せられた請求の総額

は、わずかに、三七七万ドルにすぎなかつた。實際に、このすべての請求額に対して、仲裁判決が認められた賠償総額は、わずかに二億ドル足らずであつたのである。

第四節 特別預託勘定

(一) ドイツ特別預託勘定

ドイツ特別預託勘定 (German Special Deposit Account) とは、処理法実施に要する諸金費へとくに戦時請求権仲教官によるドイツ国民の対米賠償請求事件の審判に必要な諸金費、アメリカ国民に認められた賠償額、ドイツ国民に認められた賠償額、アメリカ政府に認められた賠償額等を支払うための資金勘定として、合衆国国庫に設けられた特別勘定である (処理法第四章四節の項)。戦時請求権処理の基礎となるものである。

この特別勘定に預託せられて、前記の支払いにあてられる金額は、凡そ次のようなものである。

ある（処理法才四節四項）。

(1) 返還延期となつたドイツ国民の差押財産（二割の分）のうちから四十万ドル。処理法才四節四項才一号、才一四節、禁止法才九節四項、処理法才一〇節、禁止法才二五節四項才一号参照。

(2) 未割当利益金のなかからの二十五万ドル。処理法才四節四項才一号、処理法才一〇節、禁止法才二五節四項才一号参照。

(3) 船舶、無線局及び特許に関する賠償總額限度（一億ドル）の半額として準備せられた金額、五千万ドル。処理法才三節四項、四項、才四節四項才二号参照。

(4) ドーズ案による対米割当年賦金の一九二八年九月一日までの分、二千三百万ドル（才四節四項三号参照）。

右の總額約一億三千八百万ドル、この金額は、勘定開設と共に、確實に入金せられる分がある。このほか、(1)、(2)の差押財産から四十万ドルを超過する分が入金する可能性がある（処理法才一〇節一禁止法才二五節四項才二号、処理法才四節四項才一号参照）。

た、(2) 未割当利益金から二千五百万ドルを控除した残高が入金する可能性もある（処理法才一〇節、禁止法才二五節四項才一号、処理法才四節四項才一号）。また、(3) 船舶、無線局及び特許に関する賠償總額の他の半額（五千万ドル）が預託される可能性もある（三節四項後段）。さらにまた、(4) 一九二八年九月以降の対米割当年賦金が年々千七十七ドル宛預託される。ドイツ政府が支払を履行するかぎり、この金額は確實に預託せられることになる。さらにまた、(5) ドイツ政府またはドイツ皇室の差押財産（船舶、無線局、特許に関する利益をふくむ）が、トランスファードされる（処理法才一〇節、禁止法才二五節四項、処理法才三節四項）。さらにまた、(6) 混合委員会の判決にもとづいて、アメリカ政府の特許請求権に関して、今後アメリカ政府が受領すべき金銭も預託せられる（処理法才四節四項才三号）。ただし、(1)、(6)の分は、処理法実施のときには、現実に預託せられない。預託せられる可能性があることに止る。

右の一三八、〇〇〇、〇〇〇ドルのうち、二五、〇〇〇、〇〇〇ドルは、船舶、無線局及び特許に関するドイツ国民の賠償請求（仲裁官の仲裁判決）の満足にあてられ、残余の

一三、〇〇〇、〇〇〇ドルがアメリカ国民の対独請求権（混合委員会の仲裁判決）の額
足にあてられる（附録才四参照）。

特別預託勘定から支払われる請求権の支払優先順位は次のようである（処理法才四節の
項）。

- (1) 戦時請求権仲裁官（混合請求権委員会ではない）の裁判費用（処理法才三節の項）、
仲裁官が使用する職員俸給（才三節の項）、禁止法才二五節実施に伴い投資に關す
る経費（才四節の項）の支払。
- (2) 死亡または身体上の傷害にもとずくアメリカ国民に対する賠償額（たとえば、ルン
クニア号撃沈による人命喪失に対する賠償）の支払。利息をふくむ。
- (3) 十萬ドル未満のアメリカ国民の賠償額（利息をふくむ）の支払。
- (4) 十萬ドルをこえるアメリカ国民の賠償額から十萬ドルを限度とする支払。
- (5) 仲裁判決が認めた賠償額の入割を限度とするアメリカ国民の残余賠償額の支払。た
だし、(2)、(3)、(4)による支払金をふくむものとする。

(6) 船舶、無線局または特許に關し仲裁官の暫定仲裁判決がドイツ国民に認めた賠償額
の支払。ただし、總額が二千五百萬ドルをこえることはできない。

(7) 船舶、無線局または特許に關し仲裁官の最終判決がドイツ国民に認めた賠償額の五
割の支払。(6)及び(7)による支払は、五千萬ドル（才三節の項参照）の限度において、
(1)乃至(5)の支払へアメリカ国民に対する支払）が完全に行われていると否とに關係な
く行われる。

(8) 外國財産管理人が投資した金額へドイツ財産の留置せられた二割の分、一 処理法才
一〇條 禁止法才二五節の項参照）を証する持分証書の利息の支払。

(9) 混合請求権委員会または仲裁官の仲裁判決が認めた賠償額について生じた利息の支払
（才二部の項及才三節の項参照）。

(10) 才十順位には、次の三つが属する。

(1) 送還延期せられた二割のドイツ財産（才一〇節 禁止法才二五節の項、才一

四節 禁止法才九節の項）の送還。

(四) 一億ドルの限度における、船舶、無線局または許許に同じ仲裁官の仲裁判決が認められたドイツ国民の賠償額の支払（処理法第三節四項、五項、六項、七項）。すなわち、残額五千万ドルの範囲において、利息もふくめて支払われる。

(イ) アメリカ国民の未払賠償額（すなわち二割）の支払（オ二節四項、五項、及びオ四節四項オ五号参照）。

右の(イ)乃至(四)の支払は、特に優先順位をつけられていない。(イ)までの支払が行われたのちに、残った金額が、(イ)乃至(四)の完全支払をなすに十分でないときは、(イ)、(四)のそれぞれの金額の割合で、残余資金を按分して、支払にあてる（オ四節四項オ一〇号後段を参照）。

(ロ) 未割当利益金の返還。ただし二十五万ドルをこえることはできない（処理法オ一

五節一禁止法オ二六節四項参照）。

(二) 対独請求に同じ混合請求委員会がアメリカ政府に認められた賠償額の支払。

(三) 以上の支払を行ったのちに、特別勘定の残高となった金額の支払。これは合衆国回

庫の無収入となる。

なお、財務長官は、特別勘定の資金を合衆国債務証券に投資し、利息を特別勘定に預託することができる（オ四節四項参照）。

(二) オーストリア及びハンガリー特別預託勘定

ドイツ特別預託勘定に準じて、オーストリア特別預託勘定とハンガリー特別預託勘定が設けられた（オ七節四項）。

これらの特別預託勘定に預託せられる金額は次のようである（オ七節四項）。

(1) 特許に同じ仲裁官の仲裁判決がオーストリア国民またはハンガリー国民の賠償額に對する準備金（オ六節四項参照）。その金額は合して百万ドルである。

(2) 外国財産管理人が差押えて保管しているそれぞれの国民の財産（処理法オ一〇節禁止法オ二五節四項参照）。

(3) それぞれの国に對するアメリカ国民の請求に同じ三回委員会の仲裁判決が認められた時

債を支払うために、それぞれの国が支払った金額（オ七節四項オ五号）。オーストリア特別預託勘定の場合、三百万ドル。ハンガリー特別預託勘定の場合、百万ドルである。それぞれの特別預託勘定から支払われる金額は次のようである（オ七節四項）。

(1) 仲裁官が特許に関する請求の審判をなすにつき生じた経費（オ六節四項及び四項参照）の支払。

(2) 三国委員会の仲裁判決がアメリカ国民の請求につき認められた賠償額の支払（オ五節四項参照）。

(3) 特許に対する損害賠償事件において仲裁官の仲裁判決が認められた賠償額の支払（オ六節四項）。

(4) 三国委員会の仲裁判決がアメリカ政府の請求につき認められた賠償額の支払（オ五節四項参照）。

(5) 百万ドルの準備金に残高が生じたときに、残高の支払。これはアメリカ政府に対して行う。

(6) 以上の支払を完全に行つたのちに残高が生じたときに、その残高の支払。これはオーストリア政府またはハンガリー政府に対して行う。

第五節 特別規定

(一) 課税

差押財産に対する課税に関する規定も、対取引禁止法オ二四條（ウインズロー法）について追加）を改正するという形式をとっている（処理法オ一八節以下）。差押財産について生じた租税その他の負担が、差押財産より支払われるべきことを規定した原則的規定は、ウインズロー法と同様に、存続する（オ二四節四項となつてゐる）。このほか、四項以下若干の規定が附加せられ（処理法オ一八節）、禁止法オ一〇條も修正せられ（処理法オ一九節）、禁止法オ九節四項オ一〇号の規定は廃止せられた（処理法オ二〇節）。これについては、後述するところ（五）を参照。

ところで、新しく修正追加せられた対敵取引禁止法才二四節の規定(処理法才一八節)によると、議会议律 *Act of Congress* が課した連邦税(所得税、戦時利得税、超過利得税または相続税——内国税と略称せられる)は、該当現金または財産が外国財産管理に
よって差押えられなかつた如くに、または外国財産管理人に支払われなかつた如くに
すなわち、差押財産がその所有者によつて保有せられ管理せられていたと同様に、徴税せ
られる(四項の規定参照)。ただし、

(1) 外国財産管理人が、一九一七租税年度または、その後において行つた差押財産の売却または交換によつて生じた売却所得(増価額)は、別個に三割の課税を行い、超過利得税法等による六割五分の税率を適用しない(四項参照)。

(2) 外国財産管理人による売却または交換は、所得税法上、戦時利得税法上、または超過利得税法上の強制的交換 *Compulsion* とみなし、交換に關する規定が適用される。すなわち、所有者が返還された金額をもつて、売却せられた財産と同じ財産を再調査したときは、交換によつて生じた利得には課税しない。(四項参照)。(なお、一

九二八年六月二十一日の差押財産課税規則才六條(四項参照)。

(3) 差押財産に対する租税については、延滞利息または過怠金を課することはできない。(禁止法才二四節(四項))。

右にのべた(3)から(5)までの恩典は、各税法が定める時効期間に、納税者の申請があつたときにかざつてあたえられる。ただし、右の期限が経過したのちにおいても、処理法制定の日から六ヶ月の期間内においては、右申請を行うことができる。(2)の特典は、売却代金返還のときから六ヶ月の期間内に、申請することができる(才二四節(四項))。なお附訂に關しては、前記、差押財産課税規則を参照。

(三) 債権者保護

一九一七年の対敵取引禁止法才九節才一項によると、アメリカ国民または中立国民であつて、差押財産の所有者(敵国民)に対して金銭債権を有するものは、債権者に属する差押財産またはその利息中より、弁済をうけることができ(才一章(七))を参照)。さら

一九二〇年六月五日の修正法によれば、差押財産より弁済をうけることのできる全債権は、一九一七年十月六日（禁止法制定の日）以前において弁済期日が到来しているものでなければならぬ。また同日以前において弁済を請求する者に届するものでなければならぬ。債権者が中立国民であるときには、とくに、差押財産に同じて注した全債権、たとえば差押財産を担保とするもの）でなければならぬ（オ九節四項）この規定はウィンスロー法でもひきつかれている。なお、弁済を請求することのできる者は、禁止法では単に「敵人または敵の同盟国民でない者」といつているから、嚴密に解釈すれば、アメリカに居住するドイツ国民も請求者となり得る（住所主義による敵人概念についてはオ一章（二）を参照）。

処理法オ二節四項は、さらに右の規定を修正して、「一九二八年の戦時請求権処理法制定の日以前に、請求通知書が提出され、または申請がなされたのでなければ、本節による全債権の取立てはみとめられることはない」という条件を附加した。しかし、この條件は、全債権の場合だけに妥当するのであつて、オ九節四項により満足をうけることのできるものは、全債権にかざられない。差押財産に関する「権利、利益または権限」（たとえば持分権者として有する持分、または用益権）のような直接性を有するものの場合には、オ九節四項により、前記の如き条件には服さない。

処理法は、さらに、債権者保護について重要な規定を新設した。それは、オ一五節によつて、対敵取引禁止法オ三〇節を設けたことである。このオ三〇節によると、オ九節四項（送還一般に關する規定）及びオ九節四項（譲渡等によつて送還のときの所持人となつてゐる者に対する有価証券上の権利の送還）によつて、送還することのできる財産は、送還前何時といえども、債権者において仮差押を申請することのできる。その準拠法は、コロンビア区法律である。また、普通法上または衡平法上の判決執行のために差押えることのできる。ただし、仮差押または差押の令状は、外国財産管理人に送還せられるのみで命令裁判所または執達吏が、該財産を占有することにはできない。該財産は、ひきつゞき外国財産管理人によつて保管せられる。判決の執行は、いわゆる「励行令状手続」（*Mandamus proceeding*）の形式で行われる。すなわち、合衆国大審院や合衆国巡迴裁判

Mandamus proceeding の形式で行われる。すなわち、合衆国大審院や合衆国巡迴裁判

況のような、上級連邦裁判所が、普通法上の手続によつて、外国財産管理人に対して、勝訴債権者に差押財産の引渡をなすことを命ずる令状によつて行われる。

以上の規定は、債権者がドイツ国民である場合にもあつてはまる。もつとも、ドイツ裁判所の執行名義だけでは、直接に判決の執行は行われぬ。ドイツ国民たる債権者は、ドイツ裁判所の判決にもとずいて、コロンビア区裁判所に判決の執行を求め、外国財産管理人が保管している差押財産を差押えなければならぬ。この手続は、アメリカに居住するドイツ人についてはあてはまらない。アメリカに居住するドイツ人は、アメリカ国民や中立国民が債権者である場合と同じ手続をとれば足る。ドイツに居住するドイツ国民は、「敵人」であるけれどもオ三〇節にもとづく権利を享有することかできる。オ九節の場合とちがつて、オ三〇節の場合には、保護をうけることのできる債権者が「敵人または敵の同盟国民でない者」であることを要しないからである。

債権者保護に關する右の規定は、船舶、無電局または特許に關し仲裁官の仲裁判決がドイツ国民に対して認められた賠償額には及ばない。すなわち、かような賠償額を差押えること

はできない。何となれば、右賠償額は、支払われるまでは、國庫の特別預託勘定にあるもので、財務長官が保管しているものである。支払われるまでは、合衆國の國有財産である。処理法が、右のような債権者保護の規定をとくに設けたのは理由がある。それはドイツ国民に対し債権を有する者、とくに、差押財産に關し債権を有するアメリカ国民が、大部分（入割）の差押財産の返還にもかゝらず、保護せられることを目的とする。さきにも述べたように（本章オ一節）、一九二六年にドイツ財産の完全返還を企図するミルズ法案が成立しなかつたのは、アメリカ人債権者の強力な反対があつたからである。処理法が、かような反対を考慮したものであることはいうまでもない。

(三) 代理料

返還手続をとるにあつて、代理人、弁護士、遺産代表者に支払うべき料金を訂する規定は、ウインスロー法（オニ章オ二節（一一）を参照）と同様である。ただし、弁護士（*attorney*）は「普通法上または事實上」*at law or in fact*の弁護士

士たることに改められた。これによつて、いつさいの代理人に適用されることになつた（
処理法才九節の項参照）。

一四六

処理法は、さらに、返還手続とは別に、各種の賠償請求事件（戦時請求仲裁官による
旧敵国民の対米賠償請求、米独混合請求権委員会または三國請求権委員会によるアメリカ
国民の対旧敵國賠償請求）における訴訟代理料（訴訟準備費用、賠償額支払申請費用等）
（ふくむ）に關して規定している（処理法才九節の項及び四項参照）。

それによると、原則として、本人と訴訟代理人との間の協定料金が標準とせられるが、
本人（賠償請求人）が、右の協定料金によつて、著しく巨額の負担を負ふものと思われ
るときは、仲裁官、混合委員会のアメリカ委員、三國委員会の委員（アメリカ人）は、適當
な料金を *reasonable fees* を定めることができる。ただし、賠償請求人の請求があつ
たときにかぎる。仲裁官その他は、賠償請求人に対し、右の規定を通知する書面を郵送
なければならぬが、協定料金の減額を請求する書面は、右通知書の発送の日から九〇日
以内に提出しなければならぬ。請求人が旧敵國民であるときは、通知書の郵送は、旧敵

國の外又便節に対して行われ、減額請求書も、右外交使節によつて提出することかできる
（才九節の項）。右によつて、料金が定められたのちに、定められた金額をこえて料金を
うけとつたときは、受領した料金の四倍の罰金を科せられる（才九節の項）。

(四) 財務長官の決定

特別預託勘定に預託せられた金額及び右勘定からの支払に關し、財務長官のなしたる決
定は、終決であつて、いかなる合衆國の官吏によつても再審議せられることはない。もつ
とも、この規定は、仲裁官による審判の費用（処理法才三節の項）、仲裁官の使用する旅
費に対する俸給その他（同上才三節の項）、処理法実施に要する経費に対する準備金（才
四節の項）、等に関しては適用しない（処理法才八節の項）。

(五) ドイツ保險会社

前にも述べたように（才二章才二節（五）を参照）、ウインスロー法の規定によれば（才

一節（禁止法才九節四項才一〇号）若千のドイツ保険会社は、ウインズロー法上の返還をうける権利を制限せられてゐる。それは、それらの保険会社が一九〇六年のサンフランシスコ大震災による保険金を支払っていないからである。ところが、禁止法才九節四項才一〇号は、アメリカ国民の保険金請求権が時効によつて消滅しているか否とにかゝりなく、この請求権が満足せられるまでは、保険会社に返還請求権を認めないという立場をとつたのである。これは、アメリカ人被保険者の要望によつたものであるが、かような規定の違憲性が、各方面から強く主張せられるようになった。処理法は、この主張をとり入れて、禁止法才九節四項才一〇号を廢止した（処理法才二〇節）。処理法審議にあつたつてカリホルニア州選出議員は大いに反対したけれども、大勢には抗し得なかつた。この処理によつて、ドイツ保険会社も、同様に返還請求権を享有することになったのである。

(六) デイデリクセン号及びヨハンネ号事件

処理法才二一節は「旧ドイツ国民の船舶請求権」と題してゐる。これは、具体的には、

「カール・デイデリクセン号及び「ヨハンネ号」という二隻のドイツ汽船に関する問題を規定したものである。この二隻の汽船は戦争中アメリカ政府によつて差押えられたのであるが、これらの汽船の所有者は、汽船が抑留されたときには、ドイツ国籍をもつていたのであるが、ヴェルサイユ條約によるシユレスウイツ地方の人民投票の結果、デンマーク回籍を取得するにいたつた。元來ならば、かような場合、無制限の返還措置がとらるべきであるが（禁止法才九節四項参照）、財産が船舶であつたため、返還がまだ行われていなかった。処理法才二一節は、右船舶の所有者が、現在はデンマーク回籍を有するのであるが、処理法才三節の仲裁官に、賠償請求の裁判を求めることができるとを定めた。この場合、ドイツ抑留船舶に関する規定が準用される。ただし、賠償額は、デイデリクセン号に關しては、一六六、七八七ドル余を、ヨハンネ号に關しては、一七四、六〇〇ドルをこえることはできない。賠償額の支払には特別の準備金が用意される。右船舶所有者は、該船舶が、人民投票の結果組合員または株主がデンマーク国民またはドイツ以外の国の国民となつた組合または株式会社によつて所有されていることを立証しなければならぬ（

第六節 戦時請求権処理法以後

戦時請求権処理法は、ドイツ国民の差押財産に対して、他の連合国ではみられない寛大な措置を規定したものであった。

オ一に、差押財産の八割を返還した。残余の二割に対しては、その大部分に五分利特分証書を発行し、その少部分に無利子特分証書を発行し、その償還は、ドース案による年賦金の支払成績にかゝらわしめたのである。かような返還は、もとよりヴェルサイユ條約ハオニ九七條(四号)でも、ヤルリン條約(前文、オニ條(1)号参照)でも、認められていない。ドイツ国民の特典である。

オニに、ドイツ国民は、その所有にかゝる特殊な財産、すなわち船舶、無線電信局及び特許にかゝる権利が、戦争中のアメリカ政府の戦時特別措置にもとずきうけた損害につき、アメリカ政府の賠償を求めることができ(オニ三章オニ節(一)(2)を参照)。これらの賠

ことを主たる内容とするものであった。一九三四年五月一日付の執行命令オ六六九四号は、外国財産管理人の事務の閉鎖を命じ、その仕事は、司法省にひきつがれた。一九四三年六月三十日に、外国財産管理人の第一次大戦勘定としてのこつていた敵産は、總額で、約六千五百万ドルであった。

附録第一

アメリカ合衆国における敵産

— Arthur Garfield Hayes —

一九一七年十月六日、合衆国議会は「対敵取引禁止法」を議決した。この法律に対してそれが国際法の原則に背反し、敵産処理に関するアメリカの伝統にも矛盾するといふ理由で、まず反対論があつたけれども、財産の没収を目的とするものでないといふ政府代表者の保証があつたので、この反対も影をいそめるにいたつた。財産の差押によつて、敵人の利益が保護され、そのうえ戦争遂行上の政府の財政的能力が強化されるということが指摘せられたのである。

この法律によると、外国財産管理人は、「普通法上の受託者」Common-law trusteeの地位をもち、敵産の運命に関する最終の決定は、戦争がおわつたのちにおいて、

議会の議決によつて初めて行われる。一九一七年八月十五日上院に提出せられた報告（*State Report, 65th Congress, First Session, No. 113*）のなかで、次のようにいつている。

昔の規則によれば、交戦国は、敵人の財産権を尊重しなかつたが、現今においては、いつぞう啓蒙的な見解が支配している。敵産を、没収しないで、これを利用することが現代に固有な思想なのである。法案は政府機関による敵産の保全に関する規定をふくんでいるが、これは敵人自身のためにも利益になることである。戦時における取引の機会には、債権者または敵産を保管している者の支辨能力を前提とする。ところが、政府によつて財産が差押えられ管理されることになる、それは敵人にとつて最上の保護となる。ところが、戦争中敵愾心が高まるにつれて、立法を託された人達の考えが変化してきた。同じく、この法律は、その実施方法のために、合衆国におけるドイツの商業上の利益を掃蕩するための道具となつてしまつた。かような実施手続に対して非難が行われた場合、対敵取引禁止法は「報復」措置であつて、ドイツの法令以上には出ないのであるといふ説

明をもつて説明せられたのである。これはたしかに一部においてはあつたつてゐる。しかし乍ら、法律の効果は、その実施方法如何にかゝつてゐるのであつて、この点においては、たしかにドイツ政府の方が、はるかに微細な意見に依つてゐたのである。

差押手続は比較的簡單であつた。新しく一つの官庁すなわち外国財産管理人が設置せられた。外国財産管理人には、特定の財産が敵産であるかどうかについて、第一次に決定する権限があたえられた。法律は、敵産を保有しているいつさいの者に対して申告義務を課した。敵人であると推定せられるような株券または債務証券所持人を帳簿上に登録してゐる法人、敵人に債務を負つてゐる者、敵人の勘定をもつてゐる銀行は、申告の義務を負つた。違反したときは刑罰に処せられる。右の申告にもとづいて、その真否を審査したのち、外国財産管理人は決定を行い、差押命令（*demand*）を送達する。法律によれば、

この命令は差押とみなされ、かような命令の送達をうけた者は、敵産を外国財産管理人に引渡す義務を負う。差押により損害をうけたアメリカ市民は、外国財産管理人を相手に請求を提起する権利を有する。右の請求については裁判所が判決をなす。もつとも、かような

を請求は、外国財産管理人に引渡された財産の返還を要求する訴の形式においてのみ、これをなすことができる。

一五八

法人が法人の株式または債券の所有者であるときは、法人は、無効とせられた出資証券または債券証券にかわる新しい証券を、外国財産管理人名義で発行しなければならぬ。法人に対する法人の出資額が、その株式資本の五〇パーセント以上を占めるときは、外国財産管理人は新しく理事を選任し、これによって、法人業務を實際上担当する。法人が組合員であるときは、組合は解散し清算せられる。解散及び清算は、外国財産管理人の代理人がこれを行うか、この代理人が関与して行われる。特定の場合には、業務の継続が認められる。たとえば、アメリカ人たる被保険者の利益を考慮して、業務継続の許可を得たドイツ保険会社の如きである。もつとも、この場合にも、のちには許可が撤回せられ清算が行われた。

しかしながら、以上のような重大な措置は、重大なる困難とそれに伴う非難を伴わないでは、実施することはできなかつたのである。ドイツ人債権者との関係において永い間猶

豫せられていた債務に内し、直ちに外国財産管理人に弁済せねばならぬことになつたため、債権者たるアメリカ国民の事業は甚しく脅威をうけることになつた。ドイツ国民とアメリカ国民との間の組合契約は、法律によつて、南緯とともに解除せられることになつた。この現金資産は外国財産管理人の差押えるところとなり、組合業務は政府によつて清算せられることとなつたのである。

また、ドイツ国民が株式の大多数を所有しているアメリカの会社の場合には、アメリカ国民の利益はともすれば考慮せられない。会社の業務は、外国財産管理人を代理する局外者の手にうつる。さらに重大なことは、ドイツ財産の売却を命令することができること。とくに、法律によれば買受人がアメリカ市民にかざられることである。もちろん、この売却方法は、公営によらなければならぬことになつていのであるけれども、公売機関は多かれ少かれ、必ずしも公益のみを念頭におかない人々の手ににぎられていゝ。公売に参加することは常に必ずしも容易ではなかつた。それに、しばしば、競争企業に対する支配権を獲得するために、この機会を利用する競争者たちが、買手にまわつたのであつた。加之

一五九

て、法律によると、ドイツ人権利者は、その所有にかかる財産がいかなる條件で売却された場合でも、またいかなる方法で処分された場合でも売却代金に対して自由な処分権をもたなかつた。若干の——幸なことにそれは極めて稀ではあつたが——場合には、——傳えられるところによると——ドイツ人が買主に補償金を支拂わせることができような場合にも、ドイツ人が法律上の請求権をもたないといふような、信義・誠実の原則に及するおどろくべきことがあつたのである。

ドイツ国民の有する特許権は差押えられ、「化学財団」*Chemical Foundation Co.*に売却せられた。この財団はドイツ人特許権を取得して、その実施許諾をあたえることを目的として設立せられた。売却価格は二五万ドルであつたけれども、それは数千の特許権に対する価格であつて、これらの特許のうち数種の特許だけでも、この総価格の数倍の価値のあるものであつたといふことである。もともと、化学財団は、その組織からいって、ドイツ人特許を私的的目的に利用することはできない。法律によれば、許諾実施料と特許所有者の貸方に計上しなければならぬ。たしかに、ドイツ人特許の私的利用といふことは

財団に特許を譲渡することによつて避けることはできたのである。しかし、最近にいたつて、財団を相手どつて、合衆国政府が特許返還の訴訟をおこした。それは、ドイツ人所有者の利益のためであつたようである。これに対して、化学財団は、財団が半ば公けの施設であること、財団が低い実施料で特許を公開しているのは一般に利用されるがためであること、をもつて防禦した。結局、この訴は政府の敗訴となつたが、判決理由は、売却は法律の認めた大統領の命令にもとづいて行われたこと、及び、売却代金が不当であること、は問題にならないこと、にあつた。

ドイツ財産売却による売却代金は、原則として、合衆国国債に投資せられ、この方法によつて、政府は多額の金額を得るにいたつたのである。

しかしながら、戦争が終了するとともに事態は変化した。しだいに、各種の差押財産が解放せられるようになって来た。

対政取引禁止法によると、差押財産の所有者たるドイツ人が、アメリカ国民に債務を買

うてゐる場合に於て、この債権を理由として、若差押財産に対して「請求」*claim* を提

起することができる。その手続は、債権申告書と陳述書を提出して行われる。行政機関が申告を認めなかったときは、請求人は裁判所に訴えることができる。以上の手続は、差押財産の解放にあつて、いつも斟酌せられなければならない。

対敵取引禁止法によると、敵国領土に住所を有するものは「敵人」とみなされる。国籍の如何を問わない。そのために、ドイツに住所をもっていた多数のアメリカ人富豪の財産が差押えられたのであるが、これらの富豪が戦争終了と共に帰国するや、差押は解除せられた。

右に反し、アメリカに住所を有するドイツ人は、法律の意味における敵人とはみなされず、一般に、その所有する財産は放置せられていた。しかしながら、大統領には、かような者を敵人として指定する権限があたえられていた。この権限を行使して、大統領はまず抑留されていたドイツ人を敵人と指定した。その結果、その所有する財産は差押えられたのである。この措置は、あとでのべるプロシヤ・アメリカ間條約の規定と明かに矛盾する。更に、大統領は、中立國に住所をもつていてドイツ國と取引關係をつづけていると推定さ

られる多数の者を、敵人として指定した。その所有にかゝる財産が差押えられたのは、勿論である。右のような大統領布告によつて差押えられた財産は、敵人指定が撤回せられるとともに、解放せられた。抑留ドイツ人の場合も、対敵取引を推定せられたために「ブラツク・リスト」にのせられた中立國居住の者の場合も同様であつた。

最初の対敵取引法修正法（一九一九年七月十一日）によると、敵國占領地に住所を有したために敵人とみなされた者の財産が、解放されることになつた。次の対敵取引禁止法修正法（一九二〇年六月五日）によると、(1) 元來合衆國またはその同盟國の國民であつたけれども婚姻の結果ドイツ国籍を取得した女子、(2) 外交官または領事官、(3) 株主が敵國國民でない外國法人、(4) トルコ及びブルガリア國、(5) ドイツ國、オーストリア國、ハンガリー國、またはオーストリア・ハンガリー國の政府が所有する大公使館及び領事館財産、(6) 平和條約による國籍変更にもとずいて新國家または自由市の市民となつた者の財産が解放されることになつた。いづれの場合においても、本人が死亡しているときは、その法定代理人が、本人が生存していたと仮定したならば本人自らが主張することができる。

るはずの請求権を主張することかできるとせられた。もちろん、被相続人が一九二一年七月二日以降に死亡したときには、完全な相続権が認められるから、問題は無い。被相続人が一九二一年七月二日以前に死亡したときでも、差押命令が違法に送達せられたら、差押命令が形式上無効である場合がある。

かように差押の解除が行われた結果として、政府が管理していた資金が著しく減少した。知うるに、特別の場合には、以上のべた以外の理由で財産の解放が行われたのである。たとえば、ある場合には、差押財産が敵産でないことが立証せられ、売却代金が返還せられたことがあった。また、ある場合には、債務者が債権を認めず、弁済をしなかったり、一部を保留するということがあった。さらにまた、ある場合には、法律上差押の効果を有するとせられた差押命令が、正当な該当者に対して送達せられず、または法律上の規定に従って送達せられなかったことが明白になったこともある。そのほか、事業継続の許可を得た故人のために、許可期間中に得た収益額の限度において、財産の解放が行われたこともあった。かようなわけで、最初に七億ドル乃至八億ドルと評価せられた差押財産の総額も、

一九二三年までに、三億五千万ドルまで減少したのである。

もつとも、右とは別に、政府が管理していた資金がある。それは徴発せられたドイツの船舶の売却価格に相当するものである。しかしながら、これらのドイツ船舶の全部が実際に売却せられたわけではなかった。また、抑留せられたけれども売却せられるにはいたらなかった船舶に対して請求権を主張することができるところは、疑もないところである。私自身が経験したところによつても、一九二三年における船舶資金の総額は三千四百万ドルにすぎなかったが、抑留当時の船舶の総価格は、二億ドル乃至三億ドルであると評価されていた。これらの事件が、いかに処理せられたかは、みのがすことのできないことである。もともと、戦時中の大統領の布告及び一九一七年五月十二日の議会の合同決議によれば、これらの船舶は没収せられるのではなく、単に戦時上の必要にとつて差押えられるにすぎない。実際にも、これらの船舶のもつ事実上の価格の評価が行われたのである。それは、右の決議も規定している如く、右の価格はいっさいの賠償手続において賠償の基礎として考慮せらるべきものであり、また、右価格を賠償する意向が明示せられていたたの

である。決して捕獲簿枚手続が行われたのではない。従って右船舶は決して捕獲物として「没収」せられたのではない。実際に抑留船舶の価格の確認を求め訴が、多数、合衆国「請求権裁判所」Court of Claims（政府を相手とするいっさいの訴を管轄する裁判所）に提起せられた。しかし、いづれも却下せられたのであるが、その理由は、請求権裁判所が管轄し得る事件は、合衆国政府が明示的または黙示的になした契約にもとづく請求権に関する事件にかぎる。本件においては、合同決議は、補償金支拂の問題を将来における議会の立法にゆだねているにすぎない、というのにあつた。従つて、議会によつて法律が制定せられないかぎりには、前記請求権に關し、請求権裁判所は、賠償の判決をなすを得ない。

抑留せられたドイツ船舶の売却代金に相当する金額は、外国財産管理人に拂込まれる、ともなければ、また、外国財産管理人によつて差押えられることもない。このことからいさういさうの問題については、対敵取引禁止法は適用されない。しかしながら、これらの船舶の完全なる価格については、請求権が成立することは、あきらかなことである。そへ

総価格はおよそ二億ドル乃至三億ドルにのぼると思われるが、前にのべたように、この金額の処分は、請求権裁判所の判決が変更せられないかぎりには、議会の議決の如何にかかっている。

すでにのべたように、これまでに行われた返還類は数億ドルに及ぶが、このことは、ドイツ人所有者達に、誤まつた希望を呼びおこすことになつた。というのは、これまでの解放は、すべて特別な理由にもとづく解放にすぎなかつたのである。たとえば、差押財産がアメリカ人の債権を弁済するために行われた解放であり、帰国せるアメリカ人財産の解放であり、抑留者の財産の解放であり、「ブラック・リスト」にのせられた中立国民の財産の解放であり、婚姻のためにドイツ国籍を取得した女子の財産の解放であり、株式資本が中立国民によつて所有せられてゐるドイツ会社の財産の解放であり、株式資本の一部がドイツ国民に属する中立国会社の財産の解放であり、差押に當つて法律上の形式をふまなかつた財産の解放であり、新国家または自由市の国民となつた者の財産の解放であり、特許によつて事業を継続することができた者に対する事業継続中の収益の解放であつた。こ

これらの財産ならびにその他の財産の解放は、すべて対敵取引禁止法の修正にもとずいて、初めて享有することのできる利益にはかなうなかつたのである。

しかしながら、初めはドイツ財産の返還に対して強く反対し、——戦時中及び戦後の國感情の結果として——国際法にあまり頓着せず、衡平の思想から遠ざかつていた輿論も、だいに、敵人、とくにドイツ人たる個人にも正義を認めようになつて来た。

従前の敵國政府に対する請求権を清算するために個人財産を使用することが不当であることも、次第に明らかにせられて来た。しかしながら、かような觀念が育成せられた経過は、抽象的ではなくして、具体的であつた。なんとなれば、政治家の心を動かすものには、法的な権利概念であり正義概念であるけれども、國民の心に訴へることのできるものは、同的要素であり個人感情の歴史であるからである。國會の議員達の机上には、ドイツに對する身寄りの有が、巨額の財産をもちながら、その財産が外國財産管理人の手でおさえられているために、飢餓に瀕していることを訴へる選挙民の手紙が山積するようになった。つて合衆國で生活をおくり金銭を貯蓄しアメリカの産業に投資し、余生をドイツにおく

つてゐる者が、今やその財産の保護をうけるどころか、戦争によつて押收せられてゐる、という多くの物語が議會で報告せられた。かようにして苛酷な措置を緩和すべしとする要望が一紙に高まつて来たのである。加うるに、誰も口をひらけば、連合國の一致した唯一の妥協は、合衆國が戦争から何ものをも取得すべきでないという点にある、といつた。多くの人々は、ドイツ國民の所有に属する四億ドル乃至五億ドルの金額は別として、政府は一切の請求権を放棄すべきであると考えた。この金額は合衆國が戦争のために使用した二、五〇億ドルの金額にくらべたら比較にならぬほど小額であつた。

財産解放の要望に対して議會が答えた唯一の解答は、アメリカ市民も亦ドイツ政府に対して請求権をもつてゐる。この請求権は、アメリカ政府の手中にある財産の返還につきドイツ國民が有する請求権に劣らず、立派な根拠をもつてゐる、ということであつた。そこで人々は、ドイツも亦大部分のアメリカ財産を返還せねばならぬが、現物返還ができないときには、現金で賠償するであろう。この場合、マルク価の下落は、實際上没収にひとしいことになるであろう、ということ想起するにいたつた。それ故、ここに、ドイツ財産

は没収せられるのではなくして、アメリカ国民の請求権に対する担保として処理しなければならぬ、という立場がとられるにいたった。ドイツ国との講和に際する「ノックス・ノート」決議「*Knorr-Peter Resolution*」は、合衆国がドイツ財産について自由に振舞うことができることを承認した。

それゆえに、まず第一になさねばならぬことは、アメリカ国民のドイツ国に対する請求権を審査する裁判所を設置することであった。このために開かれた外交交渉の結果として一九二二年八月に「混合請求権委員会」*Mixed Claims Commission* が設置された。この委員会に提起せられたアメリカ国民の請求は、總額一〇億ドルにのぼった。これに對し、政府の管理するドイツ財産の総価格は、抑留船舶の総価格を加えても、五億五千万ドルをこえなかつた。しかしながら、申告せられたアメリカ国民の請求権は、性質においてうたがはしいものがあつたばかりでなく、請求額においても過大であるものが多かつた。八体において、嚴格に法律的な審理を経たならば、これらの請求権のうちで請求額の五パーセント乃至一〇パーセントになるものは稀であるとせられた。「ルシタニア」号撃沈に

もどす請求権は、一歳には数十万ドルにのぼるとせられたが、実際に訴が提起せられた額は、千六百万ドルをこえなかつた。そして終局的に判決で認められた賠償額は、やはり賠償要求額の極めて一部にすぎなかつた。

その他の請求権で問題になつたのは、保険金支拂すみの船舶積荷の喪失に対する保険会社の請求権である。これらの保険会社は、戦争中、保険料の高騰のため巨大な利益をあげていたのである。船舶会社も亦、支拂すみの保険料に關して請求権を主張した。その理由は、ドイツの潜水艦作戦のため保険料が高くなつたというにあつた。しかしながら、これらの請求は、詳細な審理のうち、理由のないものとして却下せられた。今日かりに、アメリカ国民の請求の精密な最終的總額がわかつたとしても、おそらく、五千万ドル乃至一億ドルをこえることはないであらう。

ところで一方において、混合請求権委員会が、提起せられたアメリカ国民の請求権のいづれについても、また判決をあたえないうちに、財産をうばわれてドイツで苦しんでいる者の困窮状態を軽減する措置を求めるとの輿論が高まつてきて、遂に議会は、右に關して一

121
歩を進める決心をしなければならぬことになった。各管理財産勘定 (Trust) から一万
ドル宛解放するためには、四千五百万ドル乃至五千万ドルを必要とすると思われた。こ
れだけの金額があれば、救済を要するとせられた特殊事情にある者の困窮状態を救うこと
ができるとせられた。そのためには、比較的大きなドイツ会社に属する現金であつて、政
府の手許にのこっているものを使用することが考へられた。というのは、かような会社に
投資している人々に対する影響は、余り直截的ではなく、かような人々の生活状態も、さ
ほど悲劇的でないというにある。そのほか、比較的小額の管理財産勘定の解放は、管理活
動と管理費用とを軽減するであろう、ということも理由としてあげられた。実際の算定に
よると、三万の差押件数に相当する三万の管理財産勘定のうち、二万八千の管理財産勘定
が、右の方法で、消滅することになるといわれたのである。

右のような事情のもとに、一九二三年三月四日「ウインスロー法」が制定せられた。

この法律によると、各人毎に一万ドルをこえない差押財産の解放が行われ、または、各
管理財産勘定から一万ドルの解放が行われることになった。そのほか、この法律は、各管

90
一財産勘定の年収益のなかから一万ドルをこえない金額を、年々その所有者に支払うこと
ができることを定めている。

その手続はいたつて簡単であつた。管理財産の所有者は、差押解除をうけるために交付
せられた書式によつて、解除の申請をしなければならぬ。この申請には、必要なときに
所有権を証する宣誓陳述書 (Affidavit) を添付しなければならぬ。申請に対する
決定は外国財産管理人事務局がこれを行うことになつてゐる。

原則として解放申請に対する許可及び支拂は、六週間乃至八週間以内に行われる。弁済
をして申請をなさしめることができる。この場合には、委任状と陳述書を合衆国にある
代理人に送附しなければならぬ。申請手続料が不当にならぬために、代理人に対する
送料金は三パーセントまで定められた。

外国財産管理人の手中にある財産の年収益のなかから返還をうける場合にも、特別な手
続はない。解放の申請が提出せられたときには、当然に年収益返還の申請があつたも
とされ、年々自動的に支拂が行われ、そのため特に毎年ひきつづいて申請をする必要は

ない。原則として、管理財産は国債に投資されているから、その年収益は年四分の利まわりになっている。もちろん、差押えられた株券または債券証券がまだ売却せられていない場合には、所有者は右の右価証券より実際に生じた収益に対して請求権を有するはずがない。

解放の場合には、解放せられる金額のなかから、少額管理費が控除せられる。たとえば、一万ドルの請求に対して所有者が実際に受取るのは、九千九百ドルというか如きである。

ウインスロー法の理論と手続は、それ自身いたって簡単ではあるが、実際には、しばしば問題となったように、各種の複雑な問題が発生したのである。

特に重要なのは、利息の問題であった。差押財産が現金である場合には、利息は支払われない。というのは、すべての現金が「混合」しているということ、特別の契約がないために政府に利息支拂の義務がないこと、にその理由がある。ところが、有価証券が差押えられたけれども売却せられなかった場合には、それより生ずる収益は、管理財産勘定上の

財産額を増加している。かようなわけで、利息を支拂うべきか否かの問題に対する解答は偶然にかゝっている。なお、一九三三年三月四日（ウインスロー法制定の日）以降の期間については、利息の問題はおこらない。何となれば、この期間に対して利息を支拂うことは、法律の明文によって、規定せられているからである。

次に問題となることは、アメリカ銀行にあるドイツ銀行の資金である。かような資金は多くの場合、ドイツ人顧客の預金である。ドイツ銀行の資金は外国財産管理人によって差押えられた。そこで、ドイツ銀行資金の一部となっている預金につきドイツ顧客の一人一人が、それぞれ一万ドル宛の解放をうけることができるか、それとも、ドイツ銀行がアメリカ銀行にあづけている銀行資金全体から一万ドルだけの解放を要求することができるか、という問題がおきたわけである。この問題は、今までのところ、根本的に決定せられるにはいたっていない。アメリカ法によっても、ドイツ法によっても、かような資金をもっているアメリカ銀行は、ドイツ銀行に対して債務者たる地位にあり、ドイツ銀行はドイツ銀行で、その顧客に対して債務者たる地位にある。右の資金が、ドイツ銀行に対するア

アメリカ銀行の負債たる性質を有するというに力矣を以て考ふるならば、ドイツ銀行が解放を促進することが出来るわけである。しかし、そうなると、解放を要求できる金額は、総額で一万ドルをこえることはできない。その資金が、いかに多数の個人の預金から成り立っていても、そのことは問題とはならない。もつとも、かような一般原則については、例外を認めることができないのである。ある場合には、ドイツ人たる顧客が、ドイツ銀行にある自己の預金を、アメリカ銀行に対して立証し、ひとつびとつ預金が、なんらかの方法でアメリカ銀行において、照合（アイデンティファイア）せられることができる。ということも不可能ではない。実際には行われぬかも知れないが不可能なことではない。かような場合がおこつたとすると、アメリカ銀行が、借金の一部を、ドイツ銀行のためではなく、個々のドイツ人のためにあずかつていたということとを理由として、個々の権利者が解放の申請をなすことができるわけである。

証券取引所の取引において、アメリカにある資産が特定のドイツ人債権者の資産として差押えられた場合、その差押資産が実際には多数のドイツ人債権者の所有にかゝることが

せられたらうば、同様のことがいえる。この場合においても、各債権者は、それぞれ解放の申請をなすことができるわけである。

同じようなことが、ドイツ銀行を介してドイツ人が購入したアメリカ会社の株式及び社債についてもおこる。すなわち、ドイツ銀行が、個人に証券を発給して、個人の取得した特定のアメリカ会社の株式または社債を本人のためにアメリカにおいて預け入れることを約束したような場合である。アメリカにおけるドイツ銀行の代理店が、右の株式及び社債を自己の計算において預けいれていることを申告し、すべての株式及び社債が外国財産管理人によって差押えられたような場合において、ドイツ人株主または社債権者の地位は、いかなるものと解すべきであらうか。ただひとつの解放申請（すなわちドイツ銀行よりする申請）のみが許されるのか、それとも多数の申請（すなわち権利者各個の申請）が許されるのであろうか。私の考えるところでは、権利者は、取引事情を立証することによって、アメリカの銀行が、権利者自身のために特定の有価証券を受託していることを立証したことになる。かようにして、多数の個人が解放の申請をなすことができる。しかし、今

までのところ、ドイツ銀行が、すべての顧客を包括するような一般的解放申請を提出している。銀行がすべての顧客にかわつて、かような申請をなし得る事情にない場合においても、個々の権利者が、ウインスロー法によつてかような申請を自らなすことができるか、ということとは、ひとつの問題である。それは、もつぱら、個々の権利者が、権利者として行動しているドイツ銀行の代理人たるアメリカ銀行が、アメリカにある所有有価証券を所持している事実を、立証することができるか否か、にかかっている。もし立証できたとすれば、法律的には、ひとつの「信託資産」 *Trust fund* が存在しているといふことになるであろう。

前記のやたような、ドイツ銀行が行つた一般的解放申請は、実をいうと、ウインスロー法に根據をおいていない。また、根據をおくこともできないといふべきであろう。この申請は、ウインスロー法と無関係に提出せられたものである。またある場合には、差押が正規に実施せられなかつたことを反映しているともいえるであろう。何となれば、もともと社債を例にとつていえば、差押命令が有効なものであるためには、それが社債によつて表

現せられた金銭債務を肩うているアメリカ会社に対して送達せられていることを要するはずである。ところが、多くの場合、差押命令は、社債券を所持しているアメリカ銀行に送達せられたのである。したがつて、かような差押は正規に行われたものでなく、したがつて、無効であるといふことができる。会社の整理改造が行われ、会社が古い有価証券のかわりに、新しい有価証券を発行した場合には、この会社は、新しい有価証券を、ドイツ銀行の代理人としてのアメリカ銀行に交付するといふことが行われる。しかし、古い有価証券はドイツの対外出資であつて、新しく発行された有価証券の差押は、古い有価証券の差押えられるか、少くとも差押命令が会社に送達されていなければ、有効ではない。それ故、アメリカ銀行への差押命令の送達は、その銀行が、なんらかの方法で、古い有価証券を管理しているのでなければ、有効に行われたとはみられないのである。

一人以上の者が出資している信託資産の場合にも疑問がある。ウインスロー法によると、本来問題となるものは、法律上の権限である。信託勘定が、ひとつの財産の集合体として差押えられた場合には、出資者が何人であつても、解放される金額は一万ドルにすぎない。

差押財産の所有者が一人であつて、所有者が死亡して相続人が数人あるときにも亦、同様のことがあてはまる。遺産については、ひとつの解放申請のみが可能である。解放せられる金額は、やはり一万ドルをこえることはできない。

かように、場合によつて、いろいろ相違があるけれども、原則的立場は、いつも同じである。ウインスロー法は、各管理財産勘定毎に、一万ドルの解放を認めているにすぎないのである。

しかしながら、差押財産が、差押のとき多数の当業者によつて所有せられていたことが事実によつて立証せられたときは、数個の解放申請を行うことができるといふことが出来る。何となれば、この場合、管理財産勘定の設置及び財産の貸方計上にあつて、外国財産管理人に過誤があつたとみなさるべきであつて、かような過誤は、利害關係人の法律上の請求権になんらの影響もあたへることができないと解すべきであるからである。かようなわけで、ひとつの管理財産勘定から一万ドル以上の解放を求めらるにあつては、外国財産管理人に過誤があつたこと、及び財産の貸方計上がもとも一人以上の者のために行わ

るべきはずであつたことを立証するか、それとも、アメリカにおける財産の管理者が実際に多数人の代理人として行動していたこと、または、これら多数人の受託者であつたことを立証するか、そのいずれかを立証しなければならぬ。

信託の關係は、債権者・債務者間の關係とはことなる。債権を差押せられたドイツ人は、たとへばドイツ銀行は、他の多数のドイツ人の債権者であることがあり得る。しかし、そのため、ドイツ人たる個々の債権者が各個に解放申請の権利を有するといふわけにはゆかない。他方において、差押せられた資産が多数人の財産であつて、それに対して、一人のドイツ人が代理人または受託者として行動していることがある。この場合には、各人に解放申請の権利があつたといふのである。

ウインスロー法によつて財産の解放が行われたのちに、なおひきつゞき差押せられていた財産が、終局的にいかなる運命をたどるかといふ問題に対する解答は、議会における将来の立法如何にかかっている。前に述べたように、今のところ、代表的意見は、差押せられていたドイツ財産を、アメリカ国民の請求権の担保として留置しておくべきであるとい

う意見である。「下院委員会」House Committee のグレイハム Graham 氏は次のよ
うにのべている。

「別の言葉でいえば、我々は、国際法という不可知なものをとりあげて、それに新面目
に屈従して、我々の市民の権利を忘れてよいものであろうか。……もし、諸君が
アメリカ合衆国を代表する者であるならば、そして、諸君の祖国の国民が満足をうける
裁判をもつていられる有効な請求権が、すでに実際において破産し、とうてい支拂いされな
い債務を買わされている政府を相手とするものであるとするならば、諸君の国民が満足
をうけるまで、その金のいくらかを差押えておこうとしないのか。」(Reading on)

House of Representatives, 13, 496, p. 120).

合衆国の伝統のうちには、もつと政治家的立場があつて、国際法と正義の原則のうち
に、その支村吏をもつているのであるけれども、右にのべたグレイハムの意見は、ポピュ
ラーな見解を代表しているものであるといふことができる。結局するに、ドイツ国民の財
産の留置は、担保の意味をもち、その直接の効果がどんなことになるかといふことは無

関係に、他人の債務の弁済のために個人の財産を使用することを意味するものである。ゆ
ゝい、合衆国においては、私有財産の保護といふことが、さわめて熱心に主張せられ、そ
の憲法も亦、何人といえども、裁判の手續を経ないで、その財産をうばわれることはない
と規定している。ドイツ国民の財産も亦アメリカ国民の財産と同様に、尊重せられるべき
ものである。「対敵取引禁止」は戦時措置であつて、戦争のおわつた今日、この法律の理
由となつたものは、存在しない。合衆国の伝統的政策は、アレキサンダー・ハミルトン(Alexander Hamilton) 氏の「カミラス・レターズ」のなかの左の一句をもつて、最も
適切に再現せられている。

「私が自由に駆使できる、いかなる言葉の力をもつてしても、平和のときに、適法な
取引において、我々の政府と我々の法律に信頼して委託せられて来た個人を、
と国との争いごとのために、侵そうという考えにつけて、私がいたく嫌悪の情を表現す
ることはできない。」

「一国において財産を保有することのできる権利のうちには、その国の政府の側に、古

の財産を保護する義務があること、及び所有者に対して財産の完全なる享有を保証する義務あることをふくむものである。それゆえに、一國の政府が、外國人に対してその領土内で財産を取得し、その領土内に財産を持参し、あずけることを許した以上は、暗黙のうちには、保護と安全を約束したものである』。

同じような意味で主席判事マーシャル *Marshall* も、ブラウン対合衆国事件 (*Brown v. United States, 8 Cranch 110*) において、次のように述べている。

「債権・債務を差押えたり没収したりすることを抑制するといふ一般的慣行またはこれらに関する権利を平和恢復後において復若せしめるといふ一般に承認せられた原則があることは、戦争即ち財産の無条件没収ということを意味するものでなく、単に没収の権利をあたえるにすぎないことを、証明するものと思われる。法に信託して結ばれた金銭債権と、取引によつて取得せられた財産との間には、同一の法に適用していえば、理由のうえにおいて、なんらの区別も考えられない。実際において、向戦のとき港にあった船舶とその積荷とは、差押えられるのであるけれども、近代の慣行が、平和のとき取引

によつて取得せられた、陸上における敵人の貨物の積荷を許しているとは、信することのできない。

かような手続は稀なことであり、交戦権の濫用であると思われる……合衆国のまうな商業國家は、その近隣諸國の領土に、いつも相当量の財産をもっている。戦争がおこったとき、我國にある敵人の財産について、いかなる措置をとらるべきかという問題は、法の問題というよりは、政策の問題である。我々が我々の敵人の財産に適用する規則は、また敵國によつて我々の市民の財産に適用されることとなるであろう。

ドイツ財産の差押が一七九九年七月十一日に合衆国とプロシア國間に結ばれ、一八二八年五月一日の條約で修正せられた條約に違反するかということについて、争われたのであるが、この條約は、合衆国に住所を有する商人の財産に關するものであつて、合衆国以外に住所を有するドイツ人が合衆国において有する財産に關するものではない。しかしながら、この條約で表現せられるにいたつた道徳的泉則は、その所有する財産を合衆国の法律にゆだねた外國人が合衆国に住所を有する場合にも、その外國人が合衆国以外に住所を有

する場合にも、ひとしく作用すべきものである。

一般的な印象からいえば、担保として財産を留置することは、没收と同じではないといえよう。しかし、このことは、政策の立場からは正当であるといえるけれども、留置が厳密におこなわれ、アメリカ国民の請求権が満足せしめられないとき、差押財産に請求権を行使するならば、その実際上の効果は全く同じである。いずれは、アメリカ国民の請求権を満足せしめる他の方法がみつかるにちがいないのであって、それまでに弁済を強制する正当手段として財産の留置を利用するにすぎないという考えが、説明の背後にある。しかし、実際の見地から考察するならば、ドイツ政府に対するアメリカ国民の請求権は、混合請求権委員会の査定するところによっても、外国財産管理人の手中にのこっている財産よりも、いちじるしく小額であると考えることができる。それゆえ、次に行われるべきことは、イツ財産につき、さらに多額の部分を解放することとでなければならぬ。終局的に査定されたアメリカ国民の請求権の全額が一億ドルをこえないとすれば、ひきつずき留置されているドイツ財産の七分の五は、おそらく近い将来において解放せられるであろう。

将来の立法によつて、船舶船舶の価格をのぞいて、すべてのドイツ財産を解放し、アメリカ国民の請求権に対する決済は、右の船舶資金から行う、ということも可能である。船会社は多かれ少かれ、政府と密接な関係にあるから、かような措置をとつても、道徳に対する背反とは考えられないであろう。しかし、ともかく、これらのすべての問題は、いまだ確定していない要素、すなわち、アメリカ国民の請求権の金額如何にかかっている。ともかくも、合衆国政府が、政策的考慮にもとずき、また輿論の影響をうけて、とつていふ立場は、アメリカ国民の請求権を満足するために、さしあたり十分な資金を留置することに、よつて、アメリカ国民を保護するという立場にはかならない。

それゆえ、ドイツ人の立場は、ある程度まで、正しいものとして、認められ、輿論も鎮静しつつある。アメリカ国民の請求権が、比較的少額に査定せられるならば、同じような原則でひきつずきドイツ財産の解放が行われる機会がある。私の意見によれば、残余の財産も、いつかは返還せられるであろう。しかし、そのためには、まず対敵感情が消滅し、アメリカ人の友好的感情が高まつて、アメリカ人が、ボクサー判決のときに見られたよう

に、送還をもつて贈物または施與物と考へはじめようにならなければならぬ。

それまでは、ドイツ国に対する請求権に關して、アメリカ人債権者を保護するための適當な方法が発見されなければならぬ。現にドイツ財産に手をふれないで済むような、いろいろな根柢が行われている。抑留ドイツ船舶に關する資金の一部を使用するという根柢については、すでにのべた。そのほか、ドイツ政府が差押財産の所有者の承認を得て、差押財産に公課を負担させ、その公課をアメリカ國民の請求の弁済に用いるという考へも根柢せられた。さらにまた、合衆国政府がアメリカ國民の請求の弁済にあたり、それに対してドイツ国が合衆国を債権者とする長期債務証券を発行する、というようなサジェスチオンもあつた。アメリカ國民の請求権が總額一億ドルをこえないときは、その償還及び利息をかばうするため必要な金額は、年向五百万ドル乃至六百万ドルをもつて足るとせられた。目下のところ、なに比とも、アメリカ國民の請求権の總額を算定することはできないが、混合請求権委員会の合衆国代理人の見解によれば、アメリカ國民の請求總額は、ウインスロー法案審議のときに考へられていたところよりも、はるかに多額であり、前記根柢にの

べられたような、終局的解決を實行することは困難である。

一九二四年四月二十一日の今日までに、承認せられたアメリカ國民の請求権の總額は、一四四五万九〇八九ドル一六セントである。提起せられたときの要求總額は、二、六五〇万四七九九ドル七九セントにも達していた。これらの請求の基礎は、すべて理由のあるものであつたが、ただその請求額が問題であつた。他方において、七、五〇〇万ドルにもほる請求が、いままでに却下せられている。

委員会に提起せられた請求は、左に關するものである。

- (1) 占領地における徵発
- (2) ドイツ国における差押
- (3) 作戦行動による、歐洲におけるアメリカ財産の破壊
- (4) 潜水艦作戦、特に「ルシタニア号」、
「アラビック号」、
「サセック号」及び、
「カロライナ号」の喪失による人命上の損害及び財産の喪失
- (5) 身廻財産に關する捕虜の請求

(6) 戦争及び戦争保険にもとづく一時的請求

私的金融債権、銀行預金、現金資産等々に向する請求は、いまだ委員会の判定をもとめるために提起せられてはいない。もつと重要なグループの請求権、すなわち潜水艦作戦によつて破壊せられた船舶及び積荷に向する請求と同様である。

以上の数字を見て、勇気を失うにはあたらない。しかしそれかといつて、請求権委員会委員の予想によれば、必ずしも希望にみちたものともいえない。伝えられるところによると、合衆国代理人 *Bonnyrigg* 氏は、二ヶ月ほど前に報告書を提出して、そのなかで、破産は最終的金額を約五億ドルとみつもつていふことである。実際に、最近数ヶ月間において、解放手続に若干の制限が加えられはじめたことが顕著な現象となつて来ている。一才において、一九二四年四月初めの上院委員会における審議にあつたつて、アメリカ国民の請求権の総額は四億ドルと評価されている。ドイツ国代理人は、終局的金額を予言することは不可能であるといつてゐる。

しかしながら、自己の財産を合衆国に投資したドイツ国民が、合衆国政府の措置につい

て意見を述べたい、といふことは、いつも期待できることである。

一九一九年七月以降、差押財産は、耕種地類の財産の解放によつて、したいに減少して来た。ウインスロー法は、さらに、解放の範囲をひろげた。ひきつづき差押えられている財産についても、その収益から一万ドル以内の支拂をうけることができる。混合請求権委員会の仕事が終わつたならば、更に一歩進められるであろう。そして、承認せられるであろう。そして、承認せられた請求権の金額が余り多額でなければ、そのときには、さらに大部分の差押財産を解放する議会の措置を期待することかできるであろう。私の見解によれば、いずれは、残りの財産も解放せられるであろう。もつとも、かような時期は、今は直ちに予測はできない。

(一九二四年四月二十一日)

対敵取引禁止法（一九一七年十月六日）

一 対敵取引を定義し、規制し処罰するため、及びその目的のための法律

アメリカ合衆国の上院及び下院は議会に合同して左の如く制定する。

（第一節）——法律の略称

本法は「対敵取引禁止法」と称する。

（第二節）——定義

本法において「敵人」というのは、対敵取引の目的及び本法の目的にてらして、左の者を意味する。

(a) その国籍の如何を問はず、合衆国と交戦状態にある国の領域（その陸軍兵力及び海軍兵力が占領せる地方をふくむ）内に住所を有するいっさいの個人、組合またはその他の個人の集団、または、合衆国以外の國に住所をもつていて合衆国と交戦状態にある國の領域（その陸軍兵力及び海軍兵力が占領している地方をふくむ）で事業を行っている

いっさいの個人、組合またはその他の個人の集団及び、合衆国と交戦状態にある國の領域において設立せられたいっさいの法人、または合衆国以外の國で設立せられ合衆国と交戦状態にある國の領域で事業を行っているいっさいの法人。

(b) 合衆国と交戦状態にあるいっさいの國の政府、その政治上または地方行政上の区画、その官吏、職員、代表者、または機関。

(c) 合衆国の市民を除いて、住所または事業の場所の如何を問はず、合衆国と交戦状態にある國で出生した者、その市民または臣民、その他の個人、個人の集団または個人の種族であつて、大統領が合衆国の安全または戦勝のため必要と考えて布告によつて「敵人」のうちに含ませた者。

本法において「敵の同盟國民」というのは、左の者を意味する。

(d) その国籍の如何を問はず、合衆国と交戦状態にある國の同盟國の領域（その陸軍兵力及び海軍兵力が占領している地方をふくむ）内に住所を有するいっさいの個人、組合またはその他の個人の集団、または合衆国以外の國に住所をもつていて合衆国と交戦状

意にある国の同盟国の領域へその陸軍兵力及び海軍兵力が占領している地方をふくむ）
て事業を行っているいっさいの個人、組合またはその他の個人の集団、及び、合衆国と
又戦状態にある国の同盟国の領域において設立せられたいっさいの法人、または合衆国
以外の国で設立せられ合衆国と又戦状態にある国の同盟国の領域で事業を行っている
いっさいの法人。

(四) 合衆国と又戦状態にある国の同盟国であるいっさいの国の政府、その政治上または
地方行政上の区画、その官吏、職員、代表者、または機関。

(五) 合衆国の市民を除いて、住所または事業の場所の如何を問わず、合衆国と又戦状態
にある国の同盟国である国で出生した者、その市民または臣民、その他の個人、個人の
集団または個人の種類であつて、大統領が合衆国の安全または戦勝のため必要と考えて
布告によつて「敵の同盟国民」のうちに含ませた者。

本法において「者」といふは、個人、組合、社団、その他の法人格なき個人の集団、法
人または国家を意味する。

本法において「合衆国」といふは、合衆国によつて管轄せられてゐるか、または合衆国
の陸軍兵力または海軍兵力によつて占領せられてゐるいっさいの土地及び水域を意味し、
大陸に属すると島嶼に属することを問わない。

本法において「戦争開始のとき」といふは、議会（コングレス）が戦争状態の存在を
言した日、または宣言すべき日の正午を意味する。

本法において「戦争終了のとき」といふは、講和條約批准書交換の布告せられた日を意
味する。ただし、大統領は、告示によつて、右に先んじた日を宣言して、本法の意味にお
ける「戦争終了のとき」とみなすことができる。

本法において「銀行」といふは、合衆国の法律または合衆国の州法律に依つて営業を行
つてゐる国立銀行、州立銀行、信託会社、その他の銀行または金融会社を意味する。
本法において「取引」といふは、左の行為を意味する。

- (1) いっさいの金銭債務または債券証券に關して、支払をなし、弁済をなし、和解を
し、または弁済の保証をあたへること。

一九六
四) いっさいの流通証券または無体財産に關して、振出、引受、支払をなし、引受または支払のための提示をなし、または裏書をなすこと。

イ) いっさいの契約、合意または債務關係を締結し、完成し、履行すること。

ロ) いっさいの種類の財産に關し、売買をなし、貸借をなし、取引をなし、交換をなし、移転をなし、譲渡をなし、その他の方法で処分をなし、または受取ること。

ハ) いっさいの種類の事業をなし、商業上の通信または交渉をなすこと。

(第三節) — 对敵取引の禁止

左の行爲は違法とする。

イ) 合衆国内にある者が、他の者と、またはその者に対して、またはその者から、またはその者にかわつて、またはその者のために、またはその者の利益において、直接または間接に取引をなし、またはなさんとすること。ただし、相手方が敵人または敵の同盟国民にかわり、またはその者のために、またはその者の利益において、直接または間接に、右取引において行動しまたは右取引に参加していることを知り、または知つてい

と信ぜべき相当の理由があることを要する。合衆国内にある者または、本法に定める敵人または敵の同盟国民に対して、大統領特許状が与えられているときは、この限りでない。

四) いっさいの者が、大統領の特許状をもたないで、敵国または右の如き輸送をなさんとすること。またはアメリカの船舶法に登録せられてゐる船舶の船主、船長、または右船舶を保管している者が、敵国または敵の同盟國の臣民または市民を輸送し、または右の如き輸送をなさんとすること。ただし、輸送せられた者または輸送をなさんとせられた者が敵国または敵の同盟國の臣民または市民であることを知り、または知つていると信ぜべき相当の理由があることを要する。

イ) いっさいの者へ合衆国政府、敵国または敵の同盟國以外の國の政府、の公務にある者、または大統領が除外したる者または大統領の命を受けた者か除外したる者その他、が、正常の郵便経路を経ないで、年紙、書類または形式上明かに通信であるものを合衆国内に送付し、合衆国から持出し、または合衆国に持込むこと、または右の如き送付持出または持込をなさんとすること、及び、いっさいの者が、敵入または敵の同盟國民

を名宛人とし、または右の者に引渡さるべきいっさいの手紙、書類、書籍、地図、地図、その他の紙片、絵画、電報、海底電信、無線電信、その他の形式の通信を合衆國に送付し、持出し、移転し、または右の如き送付、持出、移転をなさんとすること。ただし、右に禁止せられた物件を大統領または大統領が指定する官吏に提出し、大統領の定める規定、規則または除外例にもとずき大統領の許可または同得を得たときは、右物件を合衆國外に送付し、持出し、または移転することができる。

四 大統領は、現戦争中何時といえども、公の安全のために必要と考えるときは、大統領がときどきに指定する外國と合衆國との向を往復する郵便、海底電線、無線またはその他の伝達方法による通信、または、合衆國の港、場所、領域に立寄る船舶その他の輸送機関によつてはこぼれ、外國に向けられたまたは外國より向けられた通信を大統領がときどきに定める規定及び規則によつて、検閲せしめることができる。通信の検閲を受けるために提示することを故意に回避した者または回避せんとした者、または、右通信であらわされた意味を檢閲の際秘匿する目的で故意に暗号その他の記号を使用した者また

は使用せんとした者は、本法第一六節の規定により処罰せられる。
(第四節) — 對敵取引の特許

(4) 合衆國內において、代理店、支店その他によつて事業を行っている。敵人たる保険会社または再保険会社、敵の同盟國民たる保険会社または再保険会社、及び敵人または敵の同盟國民は、本法通過のときから三十日以内に、事業継続の特許を大統領に申請することができる。大統領は、申請のときから三十日以内に、特許を許すまたは拒絶する命令を登録することができる。特許の許すは暫定的またはその他であることを得る。また、大統領は合衆國の安全のため必要と考ふる期限を付し、または、右会社、敵人または敵の同盟國民の事業、代理店、收益管理人、受託者、資金の管理、資金の処分に関し、大統領が合衆國の安全のため必要と考えられる規定及び制限を付することができる。右により許すせられた特許は、大統領が決定する方法と時期において、取消し、再許すし、更新することかてきる。ただし、再保険会社に対し特許の許すを拒絶し、または既得の特許を取消したるときは、大統領は、拒絶または取消の意思を、合衆國で設立せられた保険会社であつて、

大統領が右保険会社と取引関係があることを知悉している保険会社に対して、適當な方法で通知しなければならぬ。また、合衆國で組織せられたいかなる保険会社も、戰爭開始のとき以前に、敵人たる保険会社または再保険会社、または敵の同盟國民たる保険会社または再保険会社と結んだ現存の契約を繼續すべき義務を負うことはない。もつとも、合衆國で組織せられた保険会社は、その都合により三十日以内に右契約を放棄する旨の解約告知状を大統領に送達して、右契約を放棄し解約することができる。

海上保険及び戰時損害保険に關する一九一七年七月十三日の大統領公示の規定によつて修正せられた、合衆國におけるある保険会社の代理店に關する一九一七年四月六日の大統領公示の規定は、本法通過の日より三十日間、特許許与または拒絶に關する大統領命令の登録が事務局中であるときは、前項で定められた三十日の期間内に敵人たる保険会社または再保険会社が特許を申請したときから三十日間、ドイツ保険会社に適用せられるかぎりにおいて、完全に効力を有し有効なるものとする。一九一七年七月十三日の前記公示によつて修正せられた、一九一七年四月六日の前記公示が定めた條件もまた、本法通過の日よ

り三十日間、大統領命令が事務局中であるときは右に定められた期間内は、敵人たる保険会社または再保険会社、または敵の同盟國民たる保険会社または再保険会社に適用する。特許を許与せられたる敵人たる保険会社または再保険会社、または、敵の同盟國民たる保険会社または再保険会社が、右会社の所有にかゝる資金または右会社の利益のために保管せられてゐる資金を合衆國外に移転すること、及び、右資金を、敵人または敵の同盟國民に対して、またはその者の利益のために、またはその者のために、合衆國の内外において、直接または間接に信用を設定するための基礎に使用することは、違法とする。

前記の保険会社または再保険会社を除いた以外の敵人または敵の同盟國民が、合衆國において事業を繼續すること、及び、いつさいの者が、右の敵人または敵の同盟國民と、またはその者に対して、またはその者から、またはその者にかわつて、またはその者のために、またはその者の利益において、取引することは、本法通過の日より三十日間、特許許与または拒絶に關する大統領命令の登録が事務局中であるときは、右の三十日間内に前記の保険会社または再保険会社を除いた以外の敵人または敵の同盟國民が特許を申請したとき

から三十日間は、適法とする。ただし、本法第三節及び第六節の規定は、^{ニ〇二}合衆国外に金
銭その金の財産を移転または譲渡し、または移転または譲渡せんとする行為、並びに、右
金銭またはその他の財産を、敵人または敵の同盟国民に対して、またはその者のために、
合衆国の内外において、信用を設定するための基礎に使用した行為、または右の使用をな
さんとせる行為に、適用せられる。

本法通過のときより三十日以内に特許の申請が行われなかったとき、または保険会社た
ると、再保険会社たると、その他の者たるを問わず、敵人または敵の同盟国民がなした
申請に対して特許の許与が拒絶せられたとき、または、既与の特許が大統領によつて取消
されたときは、本法第三節及び第六節の規定は、直ちに、右会社またはその他の者と、
またはその者に対して、またはその者から、またはその者にかわつて、またはその者のた
めに、またはその者の利益において、なした取引またはなさんとした取引に適用する。た
だし、特許の拒絶または取消があつたのちにおいて、敵人または敵の同盟国民でない保険
証券所持人または保険会社であつて、敵人たる保険会社または再保険会社、または、敵の

同盟国民たる保険会社または再保険会社と保険契約または再保険契約を結んでいるもの
が、特許の拒絶または取消のときに有効である保険契約または再保険契約に關して支払期
限が到来している。または、支払期限が到来すべき保険料、再保険料、請求、金銭、担保
物またはその他の財産の支払をうけること、及び敵人たる保険会社または再保険会社、ま
たは敵の同盟国民たる保険会社または再保険会社が、特許の拒絶または取消のときに有効
である保険契約または再保険契約に關し支払期限が到来している。または、支払期限が到
来すべき保険料、再保険料、請求、金銭、担保物またはその他の財産の支払をなすことは
適法とする。本法のいかなる規定といえども、特許の拒絶または取消のときに現存する保
険証券、保険契約、再保険契約またはその條件の効力を害し、または無効とすることはな
い。敵人または敵の同盟国民でない保険証券所持人または保険会社であつて、以下に規定
する外国財産管理人または合衆国出納局長の監視または管理下にある、敵人たる保険会社
または再保険会社、または敵の同盟国民たる保険会社または再保険会社に属する現金また
はその他の財産につき、請求権を有するものは、第九節に定めるところに従つて、右請求

次に内し、弁済の申立をなし、訴を提起することができる。

四 現戦争中、敵人、敵の同盟国民及び戦争の開始のとき敵人または敵の同盟国民が組合員でありまたは組合員であつた組合は、いかなる目的のためにも、右敵人または組合が戦争の開始のときに通常周知せられていた名稱以外の名稱を僭称しまたは使用することはできない。ただし、大統領の特許あるときは、このかぎりでない。

大統領は、現戦争中何時といえども、公の安全または公の利益のため必要と考えるときは、外国保険会社が合衆国において事業をなすことを禁止することができる。または、大統領は、大統領が適当と考える條件で外国保険会社が事業をなすことを特許することができる。

(第五節) — 大統領に対する権威

(1) 大統領は、合衆国の安全及び戦勝と而立し得ると思ふときは、敵の同盟国民に内するかぎりにおいて、本法の規定の適用を停止し、ときどきに、右適用の停止を取消しまたは更新することができ、また、大統領は、いかなる者またはいかなる種類の者に対して

も、特別特許または一般特許、暫定的特許またはその他の特許、及び大統領が定める期限規定または条件を付した特許を許与して、第四節(1)項に定めるところに従つて事業をなすこと、特許状をもたなければ第三節によつて違法とせられるいっさいの行為を履行すること、及び第一節(4)項の規定による申請を提出し遂行することを許すことができる。大統領は、特許の許与、取消または更新が、合衆国の安全及び戦勝と而立すると思ふときは、ときどきに、特許を取消または更新することができる。大統領は、法律に背反しないことを条件として、本法の規定を実施するために必要であり、また適当であると思われる規定及び規則を定めることができる。大統領は本法によつてあたえられた権限を、大統領が指定する官吏を置して行使することができる。

大統領は、なんらかの行為が第三節を侵犯して遂行せられんとしていると信すべき相当の理由があるときは、九十日を越えない期間右行為の完遂の延期を命じ、事実の調査をなす権限を有する。

(2) 大統領は、合衆国と外国へ敵回たると、敵の同盟国たると、その他であると認め

ない)との向における、または、外国に住所を有する者の向に於ける、合家国内にある者による、外国為替取引、金銀貨、または通貨の輸出またはイヤ、マーク、いっさいの形式の信用(完全に合家国で履行せらるべき取引の両関係する信用を除く)の移転、および、債務証券または財産所有権の移転を、特許状その他によつて、大統領の定める規定及び規則に準由して、調査し、規正し、または禁止することができ、大統領は、合家国にある者であつて、右の如き取引に従事している者に対して、右の如き取引の完結以前たると完結以後たるを問わず、右の者の監視または管理下にある取引に関する会計簿、契約手紙その他の書類をふくむ、右取引に関する完全なる資料を、宣誓して、供与すべきことを、要求することができ、

(第六節) — 外国財産管理人

大統領は、外国財産管理人と称する職員を任命し、その任務を定め、その俸給(年額三千ドルをこえることを得ない)を定むることができ、外国財産管理人は、敵人または敵の同盟国民に合家国において支払あるべきまたは届する現金及び財産であつて、本法の規

定により右管理人に支払われ、移転せられ、譲渡せられ、引渡さるべきものを、受領し、大統領の一般指令及び本法の規定によつて、保管し、管理し、その出納を明らかにする权限を有する。外国財産管理人は、大統領が定める公債証券を、大統領の定める種類と金額で、大統領の定める担保を付して、あたえなければならぬ。大統領は、本法の規定を適当に実施するため必要と思ふ書記、代理人、調査官、計理官、その他の職員を、ゴロンビア区及びその他の地方で雇入れ、その報酬を定めることができる。ただし、書記、調査官、計理官及びその他の職員は、文官委員会が作成した候補者名簿中から、文官任用法に準拠して、任命せられなければならない。また、大統領は、毎年一月一日に、議会に対して、前年中に本法にもとずいてとられた措置に関する詳細なる報告を、行わしめなければならぬ。この報告には、任命せられた者または雇入れた者の名簿(各人に支払われた俸給または報酬を記載するを要する)及び、管理せられている各種の財産及びその処分に関する記述を、のせなければならぬ。

(第七節) — 敵産の申告及び引渡

二〇八
④ 合衆國で設立せられた法人、合衆國內に所在する法人格なき組合または社団、または受託者であつて、株式証書または受益持分を表示するその他の証書を発行しているものはすべて、本法通過のときから六十日以内、または大統領が指定する時日において、大統領が定める規定及び規則にしたがつて、その役員、取締役、又は株主であつて、合衆國領域内に住所を有する敵人または敵の同盟國民、または合衆國の外に住所を有すると合衆國と交戦状態にある國の臣民または市民、または合衆國の外に住所を有する合衆國と交戦状態にある國の同盟國の臣民または市民であることが判明している者、または、右法人、組合、社団または受託者の代表者において右に相当する者と信すべき相当の理由ある者の姓名、及び、右に該当する役員、取締役または株主が所有する株式または持分、または、利害關係を有する株式または持分の金額に関する完全なる一覽表を、正当に証明して、外國財産管理人に提出しなければならぬ。

大統領は、別に、一九一七年二月三日現在において、本法の定義により敵人または敵の同盟國民である者が所有し、または利害關係を有する株式または持分に関する同様の一覽

本の提出を要求することができる。大統領は、さらに、前記法人、組合、社団または受託者において、株式または持分が、一九一七年二月三日現在において帳簿上他人の名義となつていられるけれども敵人または敵の同盟國民によつて所有されていたと、または所有されていると信すべき相当の理由あるいつさいの場合の一覽表を提出すべきことを要求することができる。ただし、外國財産管理人は、報告された役員、取締役または株主が敵人または敵の同盟國民でないことが明かにせられたときは、右役員、取締役または株主の姓名を永久に、または暫定的に、一覽表中から抹消しなければならぬ。

合衆國內にあるものであつて、敵人、敵の同盟國人、敵人または敵の同盟國民と信すべき相当の理由ある者、敵人または敵の同盟國民に對しまたは敵人または敵の同盟國民とすべき相当の理由ある者に對し何等かの債務を負うべき合衆國にある者、のために、単かたると共同たるとを問わず、なんらかの受益財産その他の財産を、保有している者、保有したことがある者、保有すべき義務を負っている者、保管または管理している者は、すべて、本法通過のとき、または財産の保管または管理がはじまつたとき、または債務弁済時、

日が到来したときから三十日以内に、その事実を、外国財産管理人の定める項目について記載した宣誓陳述書を提出して、外国財産管理人に報告しなければならない。ただし、大統領が定める規定及び規則に特別の規定があるときは、このかぎりでない。大統領は、一九一七年二月三日現在において、本法の定義により敵人または敵の同盟国民である者のために保存されているいっさいの財産、または右の者を債権者とするいっさいの債務について、同様な報告を要求することができる。ただし、外国財産管理人は、報告せられた者が敵人または敵の同盟国民でないことが明かにせられたときは、右の者の姓名を、永久にまたは暫定的に、報告書中から抹消しなければならぬ。大統領は、本節で定められた一覽 または報告書提出の期間を、九十日をこえない限度において、延長することができる。

四 本法のいかなる規定といえども、敵人との取引、敵人に対する取引、敵人からの取引、敵人にかわつてなされた取引、敵人のための取引または敵人の利益のための取引となるような行為または取引行為であつて、戦争の開始のときから本法通過のときまでの間に履行され、または約束せられたもの、または本法通過のときよりのちに履行され、または

二一〇

約束されたものを、有効となし、または違法となし、または、有効または違法となすものと解釈せられてはならない。もつとも、普通法上無効でありまたは違法であつても、以下において許されている行為または取引行為についてはこのかぎりでない。第三節の規定に違反する現金または他の財産の譲渡、移転、引渡、支払または貸付であつて、本法通過ののちにおいて本法に定められた特許をうけないでなされたものは、いかなる場合にも該譲渡、移転、引渡、支払または貸付にもとづく権利または救済手段をあたえ、または創出することはない。いかなる者も、敵人または敵の同盟国民によつて、または右の者からまたは右の者にかわつて、または右の者のために、または右の者の利益のために、金銭債権、証券、手形、その他の債務証券、または無体財産を譲渡せられ、裏書せられ又は引渡されたことを理由として、債権者、証書作成者その他支払または履行の責任を負う者に対して、いかなる権利または救済手段をも有することはない。ただし、該譲渡、裏書または引渡が戦争開始のときより以前に行われたとき、または本法に定められた特許にもとずき行われるとき、または、該譲渡、裏書または引渡が戦争開始のときより本法通過のときまでの

二一一

二二二
向に行われた場合においては、譲受人、被裏書人または引受をうけた者が譲渡、裏書または引渡が敵人または敵の同盟国民によつて、または右の者から、または右の者にかつて、または右の者のために、または右の者の利益のために行われたことを知らなかったこと、または該事実を信ずるに足る相当の理由がないことを立証したときは、このかぎりではない。該金銭債権、証券、手形、その他の債務証券または無体財産に關し、爭情を知つていながら、支払をなし、償却をなし、弁済をなしたる者は、第三節に違反したる者とみなす。ただし、本法のいかなる規定も、初め敵人または敵の同盟国民を相手として作成または締結せられた契約、合意または捺印証券が戦争開始のときに先立つて譲渡またはその他の方法で処分せられたるため、右にもとずく敵人または敵の同盟国民の利益が敵人または敵の同盟国民に善意で継承せられた場合において、該契約、合意または捺印証券を履行、完成または履行することを妨げることはない。ただし、債務免責の場合をのぞいて、右の履行、完成または履行によつて、敵人または敵の同盟国民が利益をうけるときは、このかぎりでない。

110
本法のいかなる規定も、合衆国内にある者であつて敵人または敵の同盟国民でない者に対して、またはその者のために、または、その他の合衆国内にある者であつて、敵人または敵の同盟国民でない者のために、敵人または敵の同盟国民に屬する、また敵人または敵の同盟国民が請求権を有する現金中より支払をなすことを、妨げるものとはみなされない。ただし、右によつて支払われた資金が戦争開始のとき以前に受領せられていたこと、及び支払が戦争開始のとき以前に善意で約束せられ取引にもとづくものであることを要する。右の支払は、本法で定められた大統領の一般または特別の特許をうけないでは、これを行うことはできない。

本法のいかなる規定も、第一。節で規定せられている場合をのぞいて、敵人または敵の同盟国民に対して、合衆国内の裁判所において普通法上または衡平法上の訴訟をなす権利をあたえらるものとはみなされない。ただし、本法により事業を行う特許を得たる敵人または敵の同盟国民は、特許にもとずき合衆国内で行つた事業に關するかぎりにおいて、また特許が完全に有効であるかぎりにおいて、訴を提起または継続することができ、また、

敵人または敵の同盟国民は、自ら被告となつてゐる衡平法上または普通法上の訴訟において、訴訟代理人によつて防禦することができ、

大統領より、ある者が敵人または敵の同盟国民であると信すべき相当の理由ある旨の通告を受領したときは、右の受領をもつて戦争開始のとき以後において契約または債務の完了または履行が懈怠せられたことを理由として、右の者が提起または継続した普通法上または衡平法上の訴訟に対し、または同じ理由で右の者が主張するいっさいの権利、相殺または賠償の請求に対し、一心の抗弁とみなされる。第一六節により訴が提起せられた場合に於いて、大統領より、ある者が敵人または敵の同盟国民であると信すべき相当の理由あることを、一心立証したるものとみなされる。

四 大統領の要求あるときは、大統領により、調査ののち、大統領があたえる特許状をもたない敵人または敵の同盟国民に属する、または右の者が請求権を有する、または、右の者にかわつて、または右の者のために、または右の者の利益において保有せられてゐると判定せられた現金またはその他の財産は、外國財産管理人に譲渡され、移転され、引渡

されまたは支払われなければならない。

(二) 四項の規定による譲渡、移転、引渡または支払の要求が行われなかつたときは、敵人または敵の同盟国民でない者であつて大統領があたえる特許状をもたない敵人または敵の同盟国民に対して現金またはその他の財産につき債権を有し、または、右の者にかわつて、または右の者のために、または右の者の利益において現金またはその他の財産を保有している者、または右の者に対する捺印証書またはその他の形式の債務に關し支払のため呈示をうけた者は、その選挙により、大統領の同意を得て、大統領の定める規定及規則に準由して、外國財産管理人に対して、右現金または財産を支払い、譲渡し、移転し、引渡すことができる。

(三) いかなる者も、本法の授权に基いて大統領が定めたる命令、規定または規則に準由して、行いまたは行わなかつた事務を理由として、または右の争柄に關して、裁判所に於いて責任を問われることはない。

右により、外國財産管理人に対してなされたいっさいの支払、譲渡、移転、または引渡

により、右に定められた範囲において、右に定められた支払、譲渡、移転または引渡をなしたる者のいっさいの債務は、完全に消滅または免除せられたるものとみなす。外国財産管理人及び大統領が特に指定したる者は、該債務の消滅または免除を記録その他の方法で証明するため必要かつ適当と思われる証書を証明し、認証し、交付する権限を有し、かつ敵人または敵の同盟国民が債権者となつてゐる金銭債務その他の債務に關し、外國財産管理人に對して支払が行われたときにおいて、手形、捺印証書、その他の債務証書、または、その担保物であつて、右に關し、敵人または敵の同盟国民が、債権者または債務者として自ら適法に選任したときと同じ効果を伴つて外國財産管理人の占有に歸すべき権利または利益をもつてゐるもの、を引渡さなければならぬ。大統領は、特に指定したる者に対しては、指定の事實及び授権の範囲を証明した証明書を交付しなければならぬ。この証明書は、合衆國におけるいっさいの裁判所によつて、証拠として受理せられなければならない。授権証明書が、合衆國內における連邦その他の登記書記官またはその他の記録官吏に提示せられたときは、登記書記官またはその他の記録官吏は、これを、委任状と同じ方法で記録

しなければならぬ。登記簿または適法に証明せられたその原本は、いっさいの合衆國裁判所または合衆國內のいっさいの裁判所によつて、証拠として受理せられなければならない。

(第八節) — 担保物、契約及出資期限

(1) 敵人または敵の同盟国民でない者であつて、敵人または敵の同盟國民に屬する財産に關し、法律上、または、売渡担保、動産質、留置権その他の担保権を設立する証書の條項上、告示、呈示、催告によつて処分することができ、適法なる売渡担保、動産質、留置権その他の担保権を有する者、及び、敵人または敵の同盟國民でない者であつて、契約の條項上告知によつて解約することができ、または、呈示または催告によつて満期日を短縮することができるような、敵人または敵の同盟國民との適法な契約における當事者である者は、法律、証書または契約の條項及び大統領が、定める規定及び規則に準由して、敵人または敵の同盟國民に屬する財産保有を継続し、債務不履行の場合には、法律に従つて、該財産を処分し、または、外國財産管理人に告知、呈示、または催告をして該契約を

三二八
解酌し、その期限を満了せしめることができない。外国財産管理人に対する告知、呈示または催告は、すべての点において、敵人または敵の同盟国民である当事者に対して適法になされた告知、呈示または催告と同様の効力と効果を有するものとする。ただし、大統領の定める規定及び規則は、法律上、証書または契約の條項上、本法通過のときより以前において、告知、呈示または催告が要求せられていない場合において、告知、呈示または催告を要求することはできない。また法律上、証書または契約の條項上、告知が要求せられていない場合において、告知期間の延長を要求することはできない。さらに、該財産の処分にあたり、売渡担保権、動産質、留置権その他の担保権を満足せしめたるのちに、尙残余額があるときは、大統領の定める規定及び規則に従って、該事実を大統領に報告しなければならない。該残余額は、大統領の命令に従って保有せられる。

四 戦争開始のとき以前において、合衆国の市民または合衆国内で組織せられた法人と敵人または敵の同盟国民との間に、結ばれた契約であつて、合衆国内で生産せられ、採掘せられ、または加工せられた物を、現在の敵國または敵の同盟國が参加していた、または

現に参加している戦争の継続中または終了後において、引渡すべきことを定めている契約は、合衆国の市民または合衆国内で組織せられた法人の都合により、これを廃棄することかできる。ただし、三十日の期限を付した廃棄告知書を外国財産管理人に提出しなければならぬ。

四 戦争開始のときより以前に、敵人または敵の同盟国民でない当事者間に結ばれた契約または債務であつて、敵國または敵の同盟国内に所在する資金またはその他の財産を引当として振出された支払指圖書またはその他の商業手形、または財産によって保証せられている支払指圖書またはその他の商業手形によって立証せられている支払の約束または支払の責任をふくむ契約または債務に關するいつさいの権利または救済手段に關してはいつさいの出訴期限の進行は停止せられる。戦争終了のときまでは、または該資金または財産が右契約または債務の支払または満足のために解放せられるまでは、合衆國の裁判所において、該契約または債務に關して訴訟を継続することはできない。ただし、本項のいかなる規定も、現行法上、出訴期限の進行の停止が発生すべき他の場合において、その停止を妨

けるものと解釈せられてはならない。

(第九節) 敵産に対する請求権

敵人または敵の同盟国民でない者であつて、外国財産管理人に対して譲渡せられ、後取せられ、引渡され、または支払われた現金またはその他の財産、または外国財産管理人または合衆国出納局長によつて保管せられてゐる現金またはその他の財産に關して、なんらかの利益、権利または権限を請求する権利を有する者、または、外国財産管理人に対して譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または支払われた財産または財産の部分、または外国財産管理人または合衆国出納局長によつて保管せられてゐる財産または財産の部分をも有する敵人または敵の同盟国民に対して金銭債権を有する者は、外国財産管理人が要求する様式で、外国財産管理人が要求する事項を記載した請求通知書を宣誓のうえ、外国財産管理人に提出することができ、請求権者の申請があつたときは、大統領は、該財産の所有者及び該財産に關してなんらかの権利、権限または利益を請求するいつさいの者の同意を得て、外国財産管理人または合衆国出納局長が保管してゐる現金またはその他の財産、

または、該現金または財産について生じた利息であつて大統領の決定によつて請求権者に請求権があるものとせられた利息を請求権者に支払い、譲渡し、移転し、または引渡すべきことを命ずることができ、ただし、いかなる者も、大統領の命令があつたために、該現金またはその他の財産について有する権利、権限または利益を確認するために、請求権者をも相手として普通法上または衡平法上の訴を提起する権利をうばわれることはない。申請を提出してから六十日以内に大統領の命令がなかつたとき、または、請求権者が前記の通知書を提出したけれども大統領に對してなんらの申請をも提出しなかつたときにおいては、請求権者は、請求する権利を有する利益、権利、権限または金銭債権を確認するために、戦争終了のときより六カ月以内に、請求権者が住所を有する地方へ法人であるときはまたる營業所が所在する地方へを管轄する合衆国地方裁判所に、衡平法上の訴訟を提起することのできる(訴訟においては、それぞれの場合によつて、外国財産管理人または合衆国出納局長が被告となる)。訴訟が提起せられたときは、該利益、権利または権限が主張されている敵人または敵の同盟国民、または、該金銭債権が請求せられてゐる敵人または敵の

同盟国民に属する現金またはその他の財産は請求権者の主張を認めたる終局判決が、裁判所の命令にもとずいて、被告、財産管理人または合衆国出納局長によつて行われた支払、差渡し、移転または引渡によつて完全に履行せられるまでは、または、終局判決が請求権者の主張を却下するか、訴がその他の方法で終結するまでは、本法の定めるところにより、外国財産管理人の管理の下に、または合衆国国庫に留置せられなければならない。

本法で定められた場合をのぞいて、外国財産管理人に譲渡され、移転せられ、引渡され、または支払われた現金またはその他の財産は、留置、差押、債権差押、信託処分、強制執行の対象となり、または裁判所の命令または判決に服することはない。

もつとも、本節の規定は、第一〇節によつて、外国財産管理人に支払われた現金には適用しない。

(第一〇節) — 工業所有権及び著作権

本法のいかなる規定も、左にかかげる行為のいずれかを違法とするものと解せられてはならない。

(4) 故人または敵の同盟国民は、合衆国において、発明特許の出願、商標、標型、はり札または著作権の登録の出願を提出または完遂し、現行法律の規定に従い、現行法律の要求する特許料または登録料を納付し、出願を提出または完遂するために代理人または代理人に料金を支払うことができる。戦争中において、または戦後六ヶ月以内に、戦争のために生じた事情のために、法律で定められた期間内に法律が要求する出願を提出し、公の料金を納付し、または行為をなすことのできなかつた、故人または敵の同盟国民に対しては、法律で定められた期間を九ヶ月延長することができる。ただし、出願人が市民、臣民または法人である国においても、合衆国の市民または法人に対して同様の特権を實際に許与していることを要する。

(4) 合衆国の市民または合衆国内で組織せられた法人は、大統領の許可を得て、特許、商標、標型、はり札及び著作権に関して敵国または敵の同盟国の法律が要求する税、年金または料金を、故人または敵の同盟国民に支拂うことができる。合衆国の市民または合衆国内で組織せられた法人は、敵国または敵の同盟国において、発明特許、商標、標型、は

ハ、札または著作権の登録、出版を提出または完遂し、法律の定める特許料または登録料を納付し、各回の場合において大統領が統制する最高額の範囲において慣例の代理料を支払うことができる。ただし、右出願は、まず大統領に提示し、提出の特許をうけなければならない。

四、合衆国の市民または合衆国内で組織せられた法人であつて、敵人または敵の同盟国民の所有または管理にかゝる機械、製品、調合物、意匠、商標、捺型、はり札、特許せられた方法または著作物を、戦争状態が存続する期間内において、製造し、製造せしめ、使用し、実施し、実施せしめんと希望する者は、大統領に専用特許を申請することかである。大統領は、その最良と思ふ所に従つて、独占的または非独占的免許を許与する権限を有する。ただし、右許与が公共の福祉に合致し、申請人が誠実に、右機械、製品、調合物、意匠、方法、商標、捺型、はり札または著作物を、製造し、製造せしめ、使用し、実施し、実施せしめる能力と意思を有するものと判断せられることを要する。大統領は、専用免許の條件を定め、合衆国陸海軍の保護ならびに戦勝のために必要なる商品及び生産品の価格

を定め、免許許与に向する規定及び規則を定め、百ドルをこえず、また別に定めるところにより預託せられた資金の一分をこえない限度において専用免許料を定めることかである。敵人または敵の同盟国民であつて、特許証、商標、捺型、はり札、著作権、その他の所有する者が、専用権者を被告として専用権者が専用免許にもとずいて行つた事柄を理由として提起した、普通法上または衡平法の侵害訴訟、損害賠償訴訟、実施料、請求訴訟、その他の補償金請求訴訟において、右免許状をもつて、抗弁することができ、ただし、この項に定むる場合は、このかぎりでない。

五、専用権者は、大統領に対して、専用免許の使用及び利用の程度、ならびに收受せる代価について、大統領が定める様式で、大統領が定める期間に（少くとも年一回は）、完全なる報告を提出しなければならない。専用権者は、外国財産管理人に対して、その要求があつたときに、発明、商標、捺型、はり札または著作物の使用により、収没した總金額の五分をこえない金額を支払わなければならない。また大統領の命令があつたときには、発明、商標、捺型、はり札または著作物の使用が専用権者に対して有する

価値であつて、大統領によつて登記せられた価値の五分を、同様に支払われなければならない。右によつて支払われた金額は、外国財産管理人によつて特許、商標、標型、はり札または著作権の登録の専用権者及び所有者の信託資金として、合衆国財務省に預託せられ、その払出は、本節(四)項に規定する場合には裁判所の命令にもとずき、または外国財産管理人の指令にもとずき、同庫により行われるべきものとする。

(四) 本法によつて許与せられた専用免許の存続期間は、本法の規定により解除または終了せしめられる場合をのぞき、専用免許状で定められた期間、専用免許状に期間の制限なきときは、専用免許が許与せられた特許、または、商標、標型、はり札、著作権の登録の期間とする。専用権者が、本法の規定または専用免許の条件を侵犯したときは、大統領は相当なる通告及び審問をなしたるうえで、大統領が許与した専用免許を取消することができ

る。

(五) 本法により専用免許が許与せられた特許、商標、標型、はり札または著作権の所有者は、戦争終了ののちにおいて、戦争終了のときより一ヶ年をこえない期間において、専

用権者から特許、商標、標型、はり札または著作権の使用及び利用の権利を回復するため、専用権者を相手とつて専用権者が住所を有する地方へ法人であるときはまたる営業所が所在する地方へを管轄する合衆国地方裁判所に、衡平法上の訴状を提出することのできる(へ訴訟においては合衆国出納局長が当事者となることのできる)。ただし、右により訴が提起せられたときは、訴訟登録の日より三十日以内に、外国財産管理人に通知状を提出しなければならぬ。また、専用権者は、専用免許状が許与せられていなかったならば、撤回すべかりしいつさの抗弁をなすことができる。裁判所は、正当の裁判を経て、所有者に相当の補償金を支払うべき判決をなすことができる。終局判決上の金額は、裁判所の命令あるときは、専用権者が予託した資金中より、特許の所有者に支払わなければならない。ただし、該預託金が判決を満足せしめる金額であることを要する。終局判決上の金額を支払ったのちに、預託金に残高あるときは、この残高は、外国財産管理人の命令にもとずいて専用権者に払戻されなければならない。戦争終了のときより一ヶ年以内に訴が提起せられなかったとき、または右に要求されている通知状が提出せられなかったときは、専

用収者は引きつづき預託をなすの義務を負わず、専用収者が預託したいつさいの資金は、
外国財産管理人の命令にもとずき、専用収者に払戻さなければならぬ。右に定めるところにより訴が提起せられ、かつ通知状が提出せられたとき、または右に定めるところにより資金が払戻されたときは、大統領に引きつづき報告をなすべき専用収者の義務は消滅する。

右に定めるところにより訴が提起せられたときは、裁判所は、何とぞといえども、専用免許の期間を終了せしめ、不復、専用収者の侵害を阻止する命令を發することができ、専用収者が訴の提起前に、専用免許状にもとずいて資本を投資しているときは、裁判所は、正當かつ相當と思われる期間、條件及び補償金を付して、専用免許を存続せしめることができる。

(H) 敵人または敵の同盟國民は、合衆國で所有または管理している特許証、商標、標型は、りれまたは著作権の侵害を事由として、本法による専用収者以外の者を相手どつて合衆國が文獻状態になかつたならば許されるはずの方法と範圍で、衡平法上の訴訟を提起し得る。

統することができる。ただし、三十日以内に外国財産管理人に通知せられたのちでなければ、裁判所は、該敵人または敵の同盟國民に有利な終局判決をなすことはできない。右通知は、書面により、かつ連邦裁判上の民事訴訟手続と同様の方法で提出せられなければならない。

(F) 訴の提起前または提起後において、敵人または敵の同盟國民が、合衆國內にある者にあつた委任状は、本節(F)項及び(H)項によつて許された行為の完遂に必要なかぎりにおいて、有効なものとなす。

(G) 大統領は、特許権を付与することにより發明を公にすることが、公の安全または國防上有害であり、または戦國を利し戦勝を危殆ならしめるときは、戦争終了のときまで、發明を秘密とし、特許をあたえないように命ずることができ、ただし、特許出願中に示されている發明が、右命令に違反して公けにせられたこと、または、該發明に向する特許が特許局長の同意または許可を得ないで、または大統領の特許を得ないで、外國で發明書、その譲受人または法律上の代理人によつて出願せられたことが、特許局長によつ

て確認せられたときは、該交明に用する権利は放棄せられたものとみなされる。

右の規定により特許をあたえられなかつた交明特許の出願人は、大統領の命令に忠実に服従してその交明を合衆国政府の使用に供与したときは、政府による使用の開始のときから賠償をうける権利を有し、請求裁判所 *Court of the Claims* に賠償請求の訴をなす権利を有する。ただし、終局的に特許権を得たときにかぎる。

(第一一節) — 輸入の禁止

現戦争中、大統領が、公の安全上必要ありとして公示を發したときは、公示にかかけられた商品と公示にかかけられた国から、合衆国に輸入することは違法とする。ただし大統領または議会による別段の命令があるまでは、大統領が定める時期において、大統領が定める規則または命令にもとずいて、大統領が定める制限及び除外例に従つて行う輸入は、このかぎりでない。もつとも、特定国の港湾に、他の国の港湾以上の優先権をあたえてはならない。

(第一二節) 敵産の管理

本法にもとずいて、外国財産管理人に支払われ、または外国財産管理人が收受したいつさいの現金(一覽辨の小切手及び支払指圖書をふくむ)は、直ちに、合衆国國庫に預託せられ、財務省長官は、大統領が該預託金、投資及び証券の売却に關して定めた規定及び規則に準じて、合衆國公債または合衆國債務証券に投資及び再投資することができる。戦争終了のうちに、大統領が必要と思ふときは、直ちに、該証券は売却せられ、その売却代金は國庫に預託せられなければならない。

外国財産管理人に譲渡せられ、移転せられ、または支払われた、その他の敵人または敵の同盟國民の財産は、左に別段の規定ある場合をのぞいて、外国財産管理人によつて、安全に保管せられなければならない。大統領は、合衆國に住所を有し、合衆國で事業を行っている、銀行、信託会社、その他適當と思われる受寄者を指定して、敵人または敵の同盟國民の財産の受寄者となす権限を有する。外国財産管理人は、株式、公債、手形、定期指圖書、定期払為替手形、その他の証券、または財産(財務長官に預託せらるべき現金または一覽辨小切手及び支払指圖書をのぞく)を、指定受寄者または財務長官に預託する

ことができ、指定受寄者は、支払期限の到来した配当金及び利息、及び、外国財産管理人の勘定において保管されている満期債票を取立てることができる。取立てにより外国財産管理人の勘定に入ったいっさいの現金は、直ちに、受託者または外国財産管理人によつて、前記の定めにより、合衆国国庫に支払われて預託せられなければならない。

大統領は、指定受寄者に対して、預託財産を保護するために十分と思ふ捺印證書——大統領が指令する条件を付した捺印證書——の作成及び提出を要求しなければならない。

外国財産管理人は、本法の規定にもとずいて占有するにいたつたいっさいの財産（現金その他の）に関して、普通法上の受託者が有するいっさいの権能を有し、大統領の監督と指令のもとで、大統領が定める規定及び規則にしたがつて、行動しなければならぬ。外国財産管理人は、本法の規定にもとずいて占有するにいたつたいっさいの財産を管理し、該財産に関してなんらかの行為をなし、または、該財産の滅失を防止し、保全するため、または、該財産及び権利について合衆国が有する利益、または該財産またはその売却代金について終局の権利を有すべき者が有する利益を保全し保護するため必要であるときにお

いて、売却その他の方法で該財産またはその一部を処分し、該財産または財産の所有者に附随する、または附随すべきいっさいの権利を行使することができる。合衆国で設立せられた法人、合衆国内に所在する法人格なき社団または組合、または受託者であつて、株式証券または受益持分を表示するその他の証券を発行しているものは、株式または持分を表示する証券を提示して請求せられたときは、その帳簿上の株式または証券の名義を外国財産管理人名義に書換えなければならない。外国財産管理人は、右により売却した財産または権利の売却代金を、前記規定により、直ちに合衆国国庫に預託しなければならない。本法の規定により、外国財産管理人に支払われ、譲渡せられ、移転せられ、または引渡さるべき、または支払い、譲渡し、移転し、または引渡すことのできる、いっさいの現金または財産は、外国財産管理人の命令書により指令せられたときは、外国財産管理人に対して行われたと同様の効果をもつて、合衆国出納局長に、支払われ、譲渡せられ、移転せられ、または引渡されなければならない。

外国財産管理人により収納せられ保管されている現金またはその他の財産、または、合

表国國事に預託せられている現金またはその他の財産に対する、敵人または敵の同盟国民の請求又は、戦争終了ののちにおいて、議会の定めるところにより、処理せられなければならない。ただし、第九節で定められた大統領の命令があつたとき、または、第九節及び第一〇節で定められた裁判所の命令があつたときは、直ちに、それぞれの場合に於いて、外国財産管理人または合衆国出納局長は、大統領の命令または裁判所の終局判決に依り、ため必要な限度において、外国財産管理人または合衆国出納局長が保管する敵人または敵の同盟国民の財産を、大統領の命令または裁判所の終局判決が指定する者に、譲渡し、移転し、支払わなければならない。また、合衆国出納局長は、外国財産管理人の命令があつたときは、第一〇節の規定により専用収者が預託した資金を、専用収者に払戻さなければならない。

(第一三節) 一 船積の宣誓陳述書

現戦争中、船長または船積を積っている者は、一九一七年六月十五日の法律によつて修正せられた *Revised Statutes* 第四一九七節、第四一九八節及び第四二〇〇節により、外

国船舶に出航免状が発給せられる先立ち船長及荷主の積荷明細書に明示すべきことが要求せられている事項のほか、出航前に、船積が所有する地方の関税徴収官に宣誓陳述書を提出して、積荷が本法に違反して船積せられたり引渡されるものでないことを証言しなければならぬ。右船舶の所有者、荷主または荷送人も亦、同様の方法で、積荷または船積した積荷またはその部分に對して、関税徴収官に宣誓陳述書を提出しなければならぬ。該陳述書には、積荷の現実の荷受人の姓名及び住所、船積が銀行、その他の仲買人、向屋または代理人に於て、行われたときは、船積が自己の勘定で行われた現実の荷受人である者の姓名及び住所を記載しなければならぬ。船長または船舶の管理している者は、積荷が仕向港に到着したときには、積荷証明書の写と、船長、船舶所有者、荷主、または荷受人の陳述書の写とを、積荷があるされた地方のアメリカ領事館に提出しなければならない。

(第一四節) 出航の禁止

現戦争中何時といえども、積荷明細書、または前節で要求せられている宣誓陳述書が成

偽であると信ずべき相当の理由があるとき、または内回船であると外国船であるとを問わず、

二二六

船舶が敵人または敵の同盟國民に何けて、またはその者の勘定において、またはその者の利益のために、なんらかの財産を合衆国外に輸出せんとし、または、その輸出、輸出または輸出が法律違反である財産またはものを合衆国外に輸送せんとしていると信ずべき相当の理由があるときは、該船舶が所在する地方の關稅徵集官は、大統領による再審査を條件として、法律上出航免状を發給せねばならない内回船または外国船に対して、出航免状の發給を拒絶し、また法律上出航免状の發給を要しない内回船の所有者、船長、該船舶を指揮または管理している者に正規の告知状を送達して、該船舶の出航を禁止する権限を有する。右にかかわらず、該船舶が出航することは、違法とみなす。

關稅徵集官は、現戰爭中、輸出積荷中に包含されている金銀貨、金銀塊または合衆國貨幣の全額を、その都度、大統領に報告しなければならぬ。該報告には、荷送人及荷受人の住所、氏名、及びその船舶に關して徵稅官が知悉せる事實、とくに金銀貨、金銀塊または合衆國貨幣を敵人または敵の同盟國民に引渡す意思があること、または、右が敵人また

は敵の同盟國民に引渡される恐れあることを証すべき事實の有無を記載しなければならぬ。

(第一五節) 法律施行費

合衆國回單に現金のなみから、四五万ドルの全額を準備して、大統領の裁量で、一九一八年六月三十日をもつて終る會計年度中における本法実施の經費、本法にもとずいて雇入れた者の俸給費、並びに、輸送、コロンビア区の事務所の維持、家賃、参考書、定期刊行物、文房具類、タイプライター、雜品、政府印刷局による印刷に要する經費、及び右にくまれない必要經費にあてることができぬ。

(第一六節) 罰則

故意に、本法の規定、本法にもとずいて發せられた特許、規定または規則に違反した者は本法の規定にもとずいて發せられた大統領の命令に違反し、これに從うことを怠り、または拒んだ者は、一万ドル以下の罰金に處せられる。自然人であるときは、十年以下の禁錮または右禁錮と罰金との併科に處せられる。情を知つて右の違反行為に關与した法人の役

二二七

122

員、理事または代理人も、同様の罰金、禁錮またはその併科に処せられる。右違反行為
関係ある財産、資金、証券、書面、その他の物品または書類、船舶、ならびにその器具、
器具、家具、航海用具は、合衆国のために没収せられる。

(第一七節) 合衆国地方裁判所

合衆国地方裁判所は、通知、告知その他に關する規則、本法の規定を実施するに予め
要かつ適當と思われれる命令、判決、及び手續を定めまたは発し、ならびに一九一一年三月
三日の「裁判所に關する法律を法典化し改定し修正するための法律」第一二八節及び第一
三八節が定める合衆国地方裁判所の終局命令及び判決に対する上新権の手續であつて本
の規定を実施するにあつた必要かつ適法と思われれる手續を定める権限をあたえられる。
(第一八節) 比島及び暹河地方裁判所

ヒリツピン諸島における第一審^{第一}審判所及びパナマ運河地帯地方裁判所は、それぞれの地
で犯された本法上の犯罪につき管轄権を有し、かつ、公海で犯された本法上の犯罪につ
及び、一九〇九年三月四日の「合衆国刑法を法典化し、改訂し、修正するための法律」第

三七節で定義された犯罪を犯さんとする共同謀議につき、合衆国地方裁判所と親合管轄権
を有する。該法律第三七條は、本法の目的にてらして、ヒリツピン諸島及びパナマ運河地
帯に適用する。

(第一九節) 外國出版物

いつさいの者、商社、法人または社団が、合衆国政府または現戦争に参加している国の
政府に關する記事、論說、その他の印刷事項、その政策、國際關係、戰況、右に關するど
の他の事項を、外國語で、印刷し、発行し、流布し、または印刷・発行、流布せしめるこ
とは、本法署名後十日目から戰爭終了のときまでは、違法とみなされる。ただし、本節の
規定は、発行者または頒布者が、郵送するにあたり、または郵送にさき立ち、公衆に頒布
する方法の如何を向わず、発行地の郵便局長に、刊行物に記載されているいつさいの事項
を真正にして完全なる複製を、宣誓陳述書をそえて提出し、各字母に記事、論說その他の
事項の冒頭に、英語で明確に「……(本法制定の日付を記載する)の法律が定めるところに
るにより、……日……の(翻訳を提出した日付と郵便局長を記載する)郵便局長に、真正

なる疑誤提出済むなる語を印刷せしめたときは、該印刷物、新聞、その他の出版物に通用しない。

本節の規定に準拠しない外国語の印刷物、新聞または出版物は、郵送するを得ない。いっさいの者、商社、法人または社団が、右を輸送し、運搬し、発行し、頒布すること、または、一九一七年六月十五日の「向條行為に関する法律」の規定により郵送することができない物件を輸送し、運搬し、発行し、頒布することは、違法とする。ただし、大統領は、外国語で印刷された印刷物、新聞、その他の出版物が前記の制限または条件に服さないで印刷、発行または頒布されても現戦争に於ける合衆国の行動を害しないことにつき十分な証明あるときは、該印刷物、新聞または発行者に対して右制限または条件に服さないで印刷物、新聞その他の出版物を印刷、発行または流布することができ、許可証を發給せしめることができる。該許可証は、大統領の裁量で取消することができる。郵便總局長 *Postmaster General* は、許可をうけた印刷物、新聞または出版物が発行されている土地の郵便局の郵便局長に対して、該許可証または許可取消書の字を送付しなければならぬ。并

可をうけて印刷、発行または頒布されているいっさいの物件には、その冒頭に英語で明瞭に「……(荷名を記載する)の郵便局に届出、……(本法制定の日付を記載する)の法律による許可証にもとずき発行し、頒布するにたる語を記載しなければならぬ。」
本節の規定で定められた疑誤文に關して虚偽の陳述をふくめる宣誓陳述書を作成した者は偽証罪にとわれ、一九〇九年の「合衆国刑法を法典化し、改正し、修正するための法律」第一二五節により偽証罪につき定められた刑罰に服さなければならぬ。意識して、本節の他の要件に違反した、いっさいの者、商社、法人、または社団は、五〇〇ドル以下の罰金、または、一年以下の禁錮、または裁判所の裁量によつては、罰金と禁錮の併科に処せられる。

(一九一七年十月六日大統領署名)

附録第三

「ウインズロー法」(一九二三年三月四日)

第一節(修正)

修正せられた対敵取引禁止法第九節を次のように修正する。

第九節

(1) 敵人または敵の同盟国民でない者であつて、外国財産管理人に対して譲渡せられ、引渡され、または支払われた現金またはその他の財産、または、外国財産管理人または合衆国出納局長によつて保管せられてゐる現金またはその他の財産に關して、なんらかの利益、権利または権原を請求する権利を有する者、または、外国財産管理人に対して譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または支払われた財産または財産の部分、または外国財産管理人によつて差押えられ、外国財産管理人または合衆国出納局長によつて保管せられてゐる財産または財産の部分を所有する敵人または敵の同盟国民に対して全、債

権を有する者は、外国財産管理人が要求する様式で、外国財産管理人が要求する事項を記載した請求通知書を、宣誓のうえ、外国財産管理人に提出することとすることができる。請求権者の申請があつたときは、大統領は、外国財産管理人または合衆国出納局長が保管してゐる現金またはその他の財産、または該現金または財産について生じた利益であつて、大統領の決定によつて請求権者に請求権あるものとせられた利息を、請求権者に支払い、譲渡し、移転し、または引渡すべきことを命ずることができる。ただし、いかなる者も、大統領の命令があつたために、該現金またはその他の財産について有する権利、権原または利益を承認するために、請求権者を相手として普通法上または衡平法上の訴を提起する権利をうばわれることはない。申請を提出してから六十日以内に大統領の命令がなかつたとき、または、請求権者が前記の通知書を提出したけれども大統領に対してなんらの申請をも提出しなかつたときにおいては、請求権者は、請求する権利を有する利益、権利、権原または全債権を承認するために、コロンビア区最高裁判所、または、請求権者が住所を有する地方へ法人であるときは主たる営業所が所在する地方へを管轄する合衆国地方裁判所に、

新平法上の訴訟を提起することができる（訴訟においては、それぞれの場合によつて、外国財産管理人または合衆国出納局長が被告となる）。確認せられたときは、裁判所は、外国財産管理人または合衆国出納局長が保管している現金またはその他の財産、または該現金または財産について生じた利息であつて、裁判所の決定によつて請求権者に請求権あるものとせられた利息を、請求権者に支払い、譲渡し、移転し、または引渡すべきことを命じなければならぬ。訴訟が提起せられたときは、該現金または財産は、請求権者の主張を認めたる裁判所が、裁判所の命令にもとづいて、被告、外国財産管理人または合衆国出納局長によつて行われた支払、譲渡、移転または引渡によつて完全に履行せられるまでは、または、終局判決が請求権者の主張を却下するか、訴がその他の方法で終結するまでは、本法が定めるところにより、外国財産管理人の管理下に、または、合衆国回庫に留置せられなければならない。

四 大統領は、本法にもとづき外国財産管理人に譲渡せられ、引渡され、または支払われた現金またはその他の財産の所有者、または、外国財産管理人により差押えられ、外国

財産管理人または合衆国出納局長によつて保管せられている現金またはその他の財産の所有者が、外国財産管理人に対する該現金またはその他の財産の譲渡、移転、引渡または支払が要求せられたときに、または、該現金またはその他の財産が自発的に外国財産管理人に引渡されたときに、または該現金またはその他の財産が外国財産管理人に差押えられたときに、左の各号のいずれかに該当するものであつたことを決定した場合においては、特に申請がなくても、外国財産管理人または合衆国出納局長により保管せられている現金その他の財産、または右について生じた利息であつて、大統領の決定により該所有者の請求権を有するとせられた利息を、該所有者、または、該財産を外国財産管理人に譲渡し、移転し、引渡し、または支払った者に、支払い、譲渡し、移転し、引渡すべきことを命令することができる。

(1) ドイツ国、オーストリア国、またはオーストリア・ハンガリー国以外の国、州、

または自由市の市民または臣民。ただし、該現金またはその他の財産が返還されるべきにおいて、右の国、州、または自由市の市民または臣民であることを要する。

(2) 婚姻のとき、戦争中ひきつゞき中立國であつた國の市民または臣民であつた女子または戦争中合衆國の連合國であつた國の市民または臣民であつた女子であつて、一九一七年四月六日以前に、ドイツ國またはオーストリア・ハンガリー國の臣民または市民と結婚した女子。ただし、該当財産が該女子により、一九一七年一月一日以降において直接たると間接たるとを問わず、ドイツ國またはオーストリア・ハンガリー國の臣民または市民から、取得せられたものでないことを要する。

(3) 婚姻のとき、合衆國の市民であつた女子であつて、一九一七年四月六日以前に、ドイツ國またはオーストリア・ハンガリー國の臣民または市民と結婚した女子。ただし、該財産が該女子により、一九一七年一月一日以降において、直接たると間接たるとを問わず、ドイツ國またはオーストリア・ハンガリー國の臣民または市民から、取得せられたものでないことを要する。もしくは、合衆國に住所を有する合衆國の市民の娘であつて、自ら合衆國に住所を有し、またはかつて有したことがある女子、または、該女子が死亡しているときは、その未成年の娘。

(4) ドイツ國、オーストリア國、ハンガリー國またはオーストリア・ハンガリー國の市民または臣民であつて、合衆國とドイツ國、オーストリア國、ハンガリー國またはオーストリア・ハンガリー國との外交關係が断絶したときに、それぞれの國の外交官または領事官として合衆國に派遣せられていた者、またはその妻または未成年の子、ただし、該当現金またはその他の財産が外交官または領事官たるの資格にもとづくその勤務を理由として合衆國內に所在したものであることを要する。

(5) ドイツ國またはオーストリア・ハンガリー國の市民または臣民であつて、*Revised Statutes* 第四〇六七節、第四〇六八節、第四〇七〇節の規定及び右規定にもとづく公示及び規則の規定によつて、拘禁ののち合衆國陸軍省の監視にうつされ、戦争中抑留せられ、本法による現金またはその他の財産の返還が行われるときに、合衆國內で生活している者。

(6) 合衆國外にある組合、社団その他の法人格なき人の集団、または、合衆國以外の國で設立せられた法人、ただし、該当現金またはその他の財産の讓渡、移転、引渡または

資料の要求、自発的引渡または差押のときにおいても、本法による該当現金またはその他の財産の返還のときにおいても、ドイツ国、オーストリア国またはオーストリア・ハンガリー国以外の国、州または自由市の市民または臣民によって、完全に所有せられて
いるものであることを要する。

(7) ブルガリア国またはトルコ国の政府またはその政治上、地方行政上の区別、

(8) ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国、

ただし、該当現金またはその他の財産が、該政府の外交機関または領事機関の財産であつた場合にかぎる。

(9) 該当財産の譲渡、移転、引渡または支払の要求、自発的引渡、または差押のとき、ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国の市民または臣民であつた個人、または、右以外の国、州または自由市の市民または臣民であつた個人、ただし、該当現金、その他の財産または被価せられたときその売却代金の総額が一万ドルをこえないことを要する。一万ドルを超える部分が分割し得るときは、該

当現金または財産の一部を、一万ドルを限度として返還することができる。もつともいかなる個人も本法にもとずいて外国財産管理人に譲渡され、移転せられ、引渡され、または支払われたとき、または外国財産管理人によつて差押せられたときに、組合、社、田、法人格なき人の集団、または法人が所有していた現金またはその他の財産の返還、本号にもとずいて請求する権利はない。

(10) 組合、社、田、法人格なき人の集団、または法人であつて、本節にもとずき別に現金、財産またはその一部の返還をうける権利をもたないもの、ただし、該当現金その他の財産、または被価せられたときその売却代金が一万ドルをこえないことを要する。一万ドルをこえる部分が分割し得るときは、該現金または財産の一部を、一万ドルを限度として返還することができる。もつとも、本号発効のときから六十日以内に合衆国の市民が保険組合または保険会社を相手としてなんらかの請求を外国財産管理人に提起したときは、該保険組合または保険会社は、該請求権が出訴期限法によつて消滅している
と否にかかわらず、該請求権が満足せしめられるまでは、本号の規定を適用するこ

のドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国以外の国に主たる營業所を有する組合、社団、または法人格なき人の集団、またはドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国以外の国で組織されたまたは設立せられた法人。ただし、組合、社団、その他の法人格なき人の集団、または法人の管轄権、または、その出資または東決数の五割が、該現金または財産の譲渡、移転、引渡または支払の要求、自発的引渡、または差押のときにおいても、または該現金または財産の返還のときにおいても、ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国以外の国、州または自由市の市民または臣民に帰属していることを要する。もつとも、本項は、本項の号によつて、いつさいの市民または臣民が有すべきいかなる権利をも害するものではない。

いかなる者も、(一)一九一八年十一月十一日以降において、ドイツ国、オーストリア国またはハンガリー国を一方の当事国として、合衆国及びイギリス国、フランス国、イタ

リイ国、日本国中の三ヶ国以上を他方の当事国として、結ばれ、または結ばるべき平和條約の條項にもとずき、または、(三)一九一四年八月四日現在で、完全にまたは部分的にドイツ国またはオーストリア・ハンガリー国の領土の一部を構成していた地方を領有している国、州または自由市を一方の当事国として、合衆国及びイギリス国、フランス国、イタリイ国、日本国中の三ヶ国以上を他方の当事国として、前記平和條約を実施するために結ばれ、または結ばるべき條約の條項にもとずき、当然に、または国籍選択権を行使してドイツ国またはオーストリア国またはハンガリー国以外の国、州または自由市の市民または臣民となり、またはなるべき者であるときは、たとえ、本項の初めにかかげた時期においてドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国の市民または臣民であつても、本節の目的にてらして、ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国の市民または臣民とみなされることはない。本法にもしとずき現金またはその他の財産の返還が申請せられたときに、ドイツ国、オーストリア国またはハンガリー国のいずれかの国の領土を一部を構成している州または自由市の市民

または臣民は、本節の目的にてらして、ドイツ国、オーストリア国またはハンガリー国の市民または臣民とみなされる。該所有者が返還物受領証を交付したとき、または該現金またはその他の財産を外国財産管理人に譲渡し、移転し、引渡し、または支払うものが返還物受領証を交付したときは、該現金またはその他の財産に関する権利、収束または利益、または大統領または外国財産管理人による該現金またはその他の財産の補償にもとづく損害の補償または賠償を請求したる者または請求すべき者の請求権に因して、それぞれの場合に応じて、外国財産管理人または合衆国出納局長の責任、及び合衆国の責任は消滅及び免除せられたものとする。ただし、故に定められた場合をのぞき、いかなる者もその現金または財産が大統領によつて捕獲せられたことを理由として、該現金またはその他の財産について有すべき権利、収束または利益の確認を求めざる普通法上または衡平法上の訴訟を提起する権利を消滅せしめられることはない。

(ハ) 大統領が本節(四)項の規定にもとずき返還することができる現金またはその他の財産の所有者は、本節(四)項の規定にもとずき、該現金またはその他の財産の返還請求の通知書

を提出し、該請求の許可を大統領に申請し、本節(四)項の規定にもとずき、また(四)項と同様の効果で、該現金またはその他の財産の回復を求めざる衡平法上の訴を提起することができ、それぞれの場合に応じて、大統領または裁判所は、市民権及びその他の関係事項に因して、本節(四)項の規定により大統領が行うことができる決定と同様の決定をなすことができる。

(ニ) 生存していたならば、本節の規定により、その所有にかかる現金またはその他の財産の返還をうくべかりし者が死亡したときは、その法定代理人は、本節(四)項の規定により、該現金またはその他の財産の返還請求を提起することができ、ただし、それぞれの場合に応じて、大統領または裁判所は、救済をあたえるに先立って、担保物の供与その他の方法による十分と思われる条件を課して、該法定代理人が、返還をうけた現金またはその他の財産の部分であつて本節(四)項または(ハ)項による請求者となる資格なき者に分配せらるべき部分を、外国財産管理人に返納することを保証することができ、

(ホ) 戦争中合衆国の連合国であつた国の市民または臣民である者に対しては、本節にも

とす。現金またはその他の財産の返還。または金銭債権の取立を認めない。ただし、該連合国が合衆国の市民に対して互恵的権利を及ぼしたときは、このかぎりでない。また、金銭債権は、いかなる場合にも、一九一七年十月六日以前において請求者に属する金銭債権。または、本法により外国財産管理人または合衆国出納局長により保管せられている現金またはその他の財産に關し合衆国の市民でない請求者に生じた金銭債権でなければ、本節による取立を認められることはない。

(イ) 本法で定められた場合をのぞいて、外国財産管理人に譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または支払われた現金またはその他の財産は、留置、差押、債権差押、信託処分、強制執行の対象となり、または裁判所の命令または判決に服することはない。

(ロ) 本法にもとずいて、外国財産管理人に譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または支払われた現金またはその他の財産、外国財産管理人によつて差押えられた現金またはその他の財産、または外国財産管理人または合衆国出納局長によつて保管せられている現金またはその他の財産の所有者が死亡しているときは、その合衆国における裁判所が正当

に選任したる) 法定代理人は、(本節(イ)項による請求を提起する権能がないときは)、(ロ)項にもとずいて、該現金またはその他の財産に關する権利、収益または利益であつて、該所有者の死亡を理由として合衆国市民の所有に歸したものを回復するため、請求を提起することができ、ただし、該合衆国市民の市民権が、一九一八年十一月十一日以前に喪失された帰化願にもとずく帰化手続によつて取得せられたものであるときは、このかぎりでない。該法定代理人は、それぞれの場合に應じて大統領または裁判所が該合衆国市民(元亡しているときはその相続人または法定代理人)に分配せられていないいっさいの現金またはその他の財産の外国財産管理人に対する返納を保証するに足ると思う。連納金及び担保を付したる捺印証書を供与しなければならぬ。

(イ) 四項第九号及び第一〇号にもとずいて同一人に返還せらるべき現金またはその他の財産の総額は、該当管理財産勘定の数にかかわらず、いかなる場合にも、一萬ドルをこえてはならない。

(ロ) 累積せられた純収益、配当金、利息、年金、その他の利得は、本節(イ)項第九号及び

第一〇号の目的にてらして、元金の一部とみなす。

二五六

(X) 本節の項及び四項第九号及び第一〇号の規定は、外国財産管理人に譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または外国財産管理人によつて差押えられた特許、商標、株型、はり札、著作権、または右に關する権利または請求権、及び、右特許、商標、株型、はり札、著作権、または右に關する権利または請求権の売却、専用免許、その他の処分により生じた代金には適用しない。ただし、外国財産管理人は、外国財産管理人に譲渡せられ、移転せられ、または外国財産管理人によつて差押えられた特許、商標、株型、はり札、著作権、または右に關する権利または請求権であつて、(一)本法の規定にもとずいて売却、免許、その他の処分につせられなかつたもの、(二)本項発効のときに、合衆国または合衆国の領土が當事者となつてゐる訴訟の対象となつてゐないものを、敵人または敵の同盟國民である者をふくめて、いっさいの権利者に、晒巻の如何をとわず、送還する権利と義務を有する。

(D) もつとも、本節は、第一〇節により外国財産管理人に支払われる現金には適用しない。

132

第二節 (追加)

修正せられた対敵取引禁止法に、左の諸節を追加する。

第二〇節

権利者の代理人、授権代理人、遺産代表者に対し、本法により現金またはその他の財産を譲渡し、移転し、引渡しまたは支払うためには、代理人、授権代理人または遺産代表者の手数料が、該現金またはその他の財産の価格の三分をこえないことを、それぞれの場合に、大統領または裁判所に対し十分に立証しなければならぬ。ただし、本節のいかなる規定も、代理人、授権代理人、遺産代表者の料金を該現金またはその他の財産の価格の三分と定め、三分の料金をもつていっさいの手数に關して受領することができ、最高額と定めてゐるものと、兩状されてはならない。意識して三分をこえる料金を受取つた者は、第一六節が定めるところにより処罰せられる。

第二一節

二五七

本法の規定にもとずく帰化アメリカ市民の請求者は、一九〇七年三月二日署名せられた
「市民の国籍離脱及び在外市民の保護に関する法律」第二節第二項にもとずいて該帰化市
民につき推定せられる国籍離脱を理由として、否認せられることはない。ただし、該帰化
市民は、合衆国不在中合衆国に対する忠誠が継続したこと、及び、合衆国に帰化したか、
帰国を希望したるも不可抗力による事情のため帰国ができなかつたことを、それぞれの場合
に応じて大統領または裁判所に対し、十分に立証しなければならぬ。

第二二節

合衆国、または合衆国の州、局領またはコロンビア区から逃亡している犯罪人は、本法
の規定にもとずき財産または現金の返還をうける権利を有しない。

第二三節

外国財産管理人は、大統領が定める規定及び規則にもとずき、外国財産管理人が権利者
のために受託している財産または現金、または合衆国出納局長が外国財産管理人の勤定に
おいて受託している財産または現金に關して、本節発効後において生じかつ收受した、純

収益、配当金、利息、年金その他の利得を、本節発効のときより、本節発効の後に、収刑
者に支払わなければならない。ただし、いかなる者に対しても、毎年一萬ドルをこえる金
額を、本節にもとずいて支払われることはない。

第二四節

外国財産管理人は、本法にもとずいて、外国財産管理人または合衆国出納局長が保管し
ている現金またはその他の財産に對して、公共団体が適法に課し、または課すべきいっさ
いの租税（特別課税をふくむ）を支払い、該現金またはその他の財産の所有、取立または
監視を保証するため、または該現金またはその他の財産を管理するため、外国財産管理人
または外国財産管理人の受寄者において生じた必要経費を支払う権限を有する。該租税及
び経費は、該租税が課せられ、または該経費が生じた現金またはその他の財産のなかから、
または（該現金またはその他の財産が右支払に不十分であるときは）同一人のために保管
されている他の現金または財産のなかから、本法による請求または許が提出せられていて
も、支払われなければならない。

独乙特別預託勘定による戦時請求権処理計画

この計画は、戦時請求権処理法案が通過したとして、同法で定められた独乙特別預託勘定より、ドイツ国民及びアメリカ国民の戦時請求権が、いかにして、払われるか、いかなる金額が支払われるか、何時までに支払われるかについての、計算上の見とおしを示したものであつて、一九二八年二月九日の上院財政委員会が作成したものである。(ドル未満省略)

混合委員会により認められるアメリカ国民の賠償額

(1) 死亡及び身体傷害に関する賠償額(三八三件)

元本

三、三八七、〇五〇

元本に対する利息(一九二八年一月一日までの年利五分の計算)

七〇五、二四五

一九二八年一月二十三日までにあたえられる賠償(一九二

八年一月一日までの利息をふくむ)。

四、〇九二、二七五

(2) 十萬ドル以下の賠償額(三〇四六件)

元本

一八、四五〇、四七九

仲裁判決が定めた利息(一九二八年一月一日まで、大体に

おいて年利五分の計算)

合計 二六、六一〇、二〇六

今後認められると推定せられる元本二〇、〇〇〇、〇〇〇

右に対する一九二八年一月一日までの利息

八、〇〇〇、〇〇〇

合計 二八、〇〇〇、〇〇〇

・ 總計

二九、四一〇、二〇六

(3) 十萬ドル以上の賠償額（一六二件）

元本 八九、〇〇四、一九二

仲裁判決が定めた利息（一九二八年一月一日まで、大体に

おいて年利五分の計算 四〇、二二一、四八七

合計 一二九、二二五、六八〇

今後認められると推定せられる元本

二〇、〇〇〇、〇〇〇

右に対する一九二八年一月一日までの利息

九、〇〇〇、〇〇〇

合計 二九、〇〇〇、〇〇〇

總計

總額

一五八、二二五、六八〇

一九一、七二八、一六二

特別勘定に貸記せられる予定額

(1) 返還延期せられたドイツ財産の二割

四〇、〇〇〇、〇〇〇

(2) 未割当利益金のドイツ側持分

二五、〇〇〇、〇〇〇

(3) 混合請求権委員会判決による受領分（一九二八年九月一日まで、二・二五分）

二三、〇〇〇、〇〇〇

(4) 船舶・氣電局等に対する賠償準備金の半額

二五、〇〇〇、〇〇〇

總額

一一三、〇〇〇、〇〇〇

特別預託勘定からの支出予定額

(1) 死亡及び身体傷害賠償額の完全なる支払

四、〇九二、二七五

(2) 十萬ドル未満の賠償額の支払 二九、四一〇、二〇六

二六四

(3) 十萬ドル超過賠償額から十萬ドルの支払(一七八件)

一七、八〇〇、〇〇〇

(1)(3) 合計

五一、三〇二、四八二

(4) 一九二八年一月一日までに支払わらるべき支払金額(同日までの利息をふくむ)

一、七一〇、〇〇〇

(5) 仲裁判決賠償額の八割の未払額(一五三、四〇〇、〇〇〇ドルから(1)(3)合計額を控除する)に対する一九二八年一月一日から一九二八年九月一日までの五分の利息

三、三六三、〇〇〇

(6) 十萬ドルをこえる請求の残高に割当てらるべき残高

五六、七二四、五一七

(4)(6) 合計

六一、六九七、五一七

(1)(6) 統計

一一三、〇〇〇、〇〇〇

以上は、一九二八年度(一九二八年一月一日から一九二八年九月一日まで)の処理計画である(註、一五三、四〇〇、〇〇〇ドルはアメリカ國民賠償総額一九一、七二八、一六二ドルの八割)。一九二九年度以降の処理計画は次のようである。

(一) 一九二九年度(一九二八年九月一日から一九二九年九月一日まで)。

(1) 借記勘定

アメリカ國民請求の未払額(請求の八割、一五三、四

〇〇、〇〇〇ドルと、それに対する一九二八年一月一日

から一九二八年九月一日までの利息(五分)五、一一三、

〇〇〇ドルとの合計額一五八、五一三、〇〇〇ドルから、

一九二八年度支払予定額一一三、〇〇〇、〇〇〇ドルを差

引いた残高)。

四五、五一三、〇〇〇

(2) 貸記勘定

(a) 一九二九年度ドーズ案年賦金一〇、七〇〇、〇〇〇
(b) 船舶、無線局等に対する賠償準備金の残高

二五、〇〇〇、〇〇〇
三五、七〇〇、〇〇〇

差引次年度に借記せられる金額 一三、〇八九、〇〇〇

(二) 一九三〇年度(一九二九年九月一日より一九三〇年九月一日まで)

(i) 借記勘定

(a) 前年度より借記せられた金額一三、〇八九、〇〇〇
ドルに対する一九三〇年度利息(五分)

六〇四、〇〇〇

(b) アメリカ国民の請求書の二割(三七、三〇〇、〇〇〇
ドル)に対する一九二八年一月一日から一九三〇年九
月一日までの利息(五分) 四、九七五、〇〇〇

(c) 処理法第一〇節ト禁止法第二五節(イ)項により投資せ

られた四千万ドルに対する一九二八年一月一日から一
九三〇年九月一日までの利息(五分) 四、〇〇〇、〇〇〇

(d) 船舶、無線局等に支払わねべき五千万ドルについて

一九二八年十二月三十一日から一九三〇年九月一日ま
での利息(五分) 四、二〇〇、〇〇〇

(e) 一九二九年度よりの借記 一三、〇八九、〇〇〇
合計 二五、八六八、〇〇〇

(2) 貸記勘定

一九三〇年度ドーズ案年賦金 一〇、七〇〇、〇〇〇

差引次年度に借記せられる金額 一五、一六八、〇〇〇

(三) 一九三一年(一九三〇年九月一日より一九三一年九月一日まで)

(1) 借記勘定

(a) 前年度より繰越された借記勘定

一五、一六八、〇〇〇

(b) 前年度(b)、(c)、(d)により元本になった金額に対する

一九三一年度利息

六、三六五、〇〇〇

合計

二一、五三三、〇〇〇

(2) 貸記勘定

一九三一年度ドーズ来年賦金

一〇、七〇〇、〇〇〇

差引次年度に借記せられる金額

一〇、八三三、〇〇〇

(四) 一九三二年度(一九三一年九月一日より一九三二年度九月一日まで)

(1) 借記勘定

(a) 前年度から繰越された借記勘定

一〇、八三三、〇〇〇

(b) 一九三〇年度(b)、(c)、(d)により元本となった金額

一〇、八三三、〇〇〇

に対する一九三二年度利息

六、三六五、〇〇〇

合計

一七、一九八、〇〇〇

(2) 貸記勘定

一九三二年度ドーズ来年賦金

一〇、七〇〇、〇〇〇

差引次年度に借記せられる金額

六、四九八、〇〇〇

(五) 一九三三年度(一九三二年九月一日より一九三三年度九月一日まで)

(1) 借記勘定

(a) 前年度から繰越された借記金額

六、四九八、〇〇〇

(b) 一九三〇年度(b)、(c)、(d)により元本となった金額に

対する一九三三年度利息

六、三六五、〇〇〇

合計

一二、八六三、〇〇〇

貸記勘定

一〇、七〇〇、〇〇〇

(2) 貸記勘定

一九三三年度ドーズ来年賦金

一〇、七〇〇、〇〇〇

差引次年度に借記せられる金額

二、一六三、〇〇〇

(六) 一九三三年度(一九三三年九月一日より一九三四年九月一日まで)

(イ) 借記勘定

(四) 前年度から繰越された借記金額ニ、一六三、〇〇〇
(ホ) 一九三〇年度(イ)、(ロ)により元本となつた金額に

対する一九三三年度利息(五分) 六、三六五、〇〇〇

合 計 八、五二八、〇〇〇

(ウ) 貸託勘定

一九三三年度トーズ累年賦金 一〇、七〇〇、〇〇〇

差引次年度に貸記せられる金額

二、一七二、〇〇〇

ところで、一九三三年度までの計画では、アメリカ国民の死亡及び身体傷害に因する請求権、十萬ドル以下の請求権、十萬ドル以上の請求権の十萬ドルに相当する部分は并済せられるけれども、巨額な(十萬ドルをこえる)請求権の二割(元本三七、〇〇〇、〇〇〇ドル)

は并済せられていない。そのほかアメリカ政府の請求権六千萬ドル余がある。その額は、利息ともに一九三三年度九月一日で、一七二、三〇〇、〇〇〇ドルに達する。これから、一九三五年度に貸記されるニ、一七二、〇〇〇ドルを差引いた一七二、一七八、〇〇〇ドルを、トーズ累年賦金(一〇、七〇〇、〇〇〇ドル)で償還するとすれば、(利息をふくめて)一九三三年度九月一日から十八年位かかる(一九五二年頃)。

(1) 優先請求権の利息を支払うに六ヵ年。

(2) 一二五、一七八、〇〇〇ドルとその利息を完全に支払うに十八年。

(3) 未割当利益金を支払うに二年四ヵ月。

合計二十六年四ヵ月かかる。すなわち、一九六一年にならないと完済することができない。このときはじめて特別勘定が解消する。

(4) 敵人または敵の同盟国民は、合衆国において、發明特許の出願、商標、捺印、はり札または著作権の登録の出願を提出または完済し、現行法律の規定に従い、現行法律の要求する特許料または登録料を納付し、出願を提出または完済するために代理人または代理人に料金を支払うことができる。戦争中において、または戦後六ヶ月以内に、戦争のために生じた事情のために、法律で定められた期間内に法律が要求する出願を提出し、公の料金を納付し、または行為をなすことのできなかつた、敵人または敵の同盟国民に対しては、法律で定められた期間を九ヶ月延長することができる。ただし、出願人が市民、臣民または法人である回においても、合衆国の市民または法人に対して同様の特許を實際に許与していることを要する。

(4) 合衆国の市民または合衆国内で組織せられた法人は、大統領の許可を得て、特許、商標、捺印、はり札及び著作権に関して敵国または敵の同盟国の法律が要求する税、年金または料金を、敵人または敵の同盟国民に支拂うことができる。合衆国の市民または合衆国内で組織せられた法人は、敵国または敵の同盟国において、發明特許、商標、捺印、はり

リ札または著作権の登録、出願を提出または完成し、法律の定める特許料または登録料を納付し、各回の場合において大統領が統制する最高額の範囲において慣例の代理料を支払うことができる。ただし、右出願は、まず大統領に提示し、提出の特許をうけなければならない。

二二四

(四) 合衆国の市民または合衆国内で組織せられた法人であつて、敵人または敵の同盟国民の所有または管理にかゝる機械、製品、調合物、意匠、商標、捺型、はり札、特許に用られた方法または著作物を、戦争状態が存続する期間内において、製造し、製造せしめ、使用し、実施し、実施せしめんと希望する者は、大統領に専用特許を申請することかである。大統領は、その最良と思ふ所に従つて、独占的または非独占的免許を許与する権限を有する。ただし、右許与が公共の福祉に合致し、申請人が誠実に、右機械、製品、調合物、意匠、方法、商標、捺型、はり札または著作物を、製造し、製造せしめ、使用し、実施し、実施せしめる能力と意思を有するものと判断せられることを要する。大統領は、専用免許の條件を定め、合衆国陸海軍の保護ならびに戦勝のために必要なる商品及び生産品の西移

141

を定め、免許許与に向する規定及び規則を定め、百ドルをこえず、また別に定めるところにより預託せられた資金の一分をこえない限度において専用免許料を定めることかである。敵人または敵の同盟国民であつて、特許証、商標、捺型、はり札、著作権、その他の所有権を有する者が、専用権者を被告として専用権者が専用免許にもとずいて行つた専断を理由として提起した、普通法上または衡平法の侵害訴訟、損害賠償訴訟、実施料、請求訴訟、その他の補償金請求訴訟において、右免許状をもつて、抗弁することができ、ただし、(四)項に定むる場合は、このかぎりでない。

(二) 専用権者は、大統領に対して、専用免許の使用及び利用の程度、ならびに收受せる代価について、大統領が定むる様式で、大統領が定める期間に(少くとも年一回)、完全なる報告を提出しなければならない。専用権者は、外国財産管理人に対して、その要求があつたときに、発明、商標、捺型、はり札または著作物の使用により收受した總金額の五分をこえない金額を支払わなければならない。また大統領の命令があつたときには、発明、商標、捺型、はり札または著作物の使用が専用権者に対して存する

二二五

価値であつて、大統領によつて査定せられた価値の五分を、同様に支払われなければならない。右によつて支払われた金額は外国財産管理人によつて特許、商標、株型、はり札または著作権の登録の専用権者及び所有者の信託資金として、合衆国財務省に預託せられ、その払出は、本節の項に規定する場合には裁判所の命令にもとずき、または外国財産管理人の指令にもとずき、國庫により行わなければならない。

(四) 本法によつて許与せられた専用免許の存続期間は、本法の規定により解除または終了せしめられる場合をのぞき、専用免許状で定められた期間、専用免許状に期間の制限なきときは、専用免許が許与せられた特許、または、商標、株型、はり札、著作権の登録の期間とする。専用権者が、本法の規定または専用免許の條件を侵犯したときは、大統領は相当なる通告及び審問をなしたるうえで、大統領が許与した専用免許を取消すことができる。

(五) 本法により専用免許が許与せられた特許、商標、株型、はり札または著作権の所有者は、戦争終了ののちにおいて、戦争終了のときより一ヶ年をこえない期間において、専

用権者かう特許、商標、株型、はり札または著作権の使用及び利用の権利を回復するため、専用権者を相手とつて専用権者が住所を有する地方へ法人であるときはまたる営業所が所在する地方へを管轄する合衆国地方裁判所に、衡平法上の訴状を提出することかできる（訴訟において合衆国出納局長が当事者となることかできる）。ただし、右により訴が提起せられたときは、訴訟登録の日より三十日以内に、外国財産管理人に通知状を提出しなければならぬ。また、専用権者は、専用免許状が許与せられていなかったならば、撤回すべかりしいつさの抗弁をなすことかできる。裁判所は、正当の裁判を経て、所有者に相当の補償金を支払うべき判決をなすことかできる。終局判決上の金額は、裁判所の命令あるときは、専用権者が予託した資金中より、特許の所有者に支払われなければならない。ただし、該預託金が判決を満足せしめる金額であることを要する。終局判決上の金額を支払ったのちに、預託金に残高あるときは、この残高は、外国財産管理人の命令にもとずいて専用権者に払戻されなければならない。戦争終了のときより一ヶ年以内に訴が提起せられなかつたとき、または右に要求されている通知状が提出せられなかつたときは、専

用権者は引きつぎ預託をなすの義務を負わず、専用権者が預託したいつぎの資金は、
外国財産管理人の命令にもとずき、専用権者に払戻さなければならぬ。右に定めるところにより訴が提起せられ、かつ通知状が提出せられたとき、または右に定めるところにより資金が払戻されたときは、大統領に引きつぎ報告をなすべき専用権者の義務は消滅する。

右に定めるところにより訴が提起せられたときは、裁判所は、何ときといえども、専用免許の期間を終了せしめ、不復、専用権者の侵害を阻止する命令を發することかできる。専用権者が訴の提起前に、専用免許状にもとずいて資本を投資しているときは、裁判所は、正当かつ相当と思われる期間、條件及び補償金を付して、専用免許を存続せしめることができる。

(f) 敵人または敵の同盟国民は、合衆國で所有または管理している特許証、商標、商標、特許は、りれまたは著作権の侵害を事由として、本法による専用権者以外の者を相手として合衆國が交戦状態になかつたならば許されるはずの方法と範圍で、衡平法上の訴訟を提起し得る。

143
認することができる。ただし、三十日以内に外国財産管理人に通知せられたのちでなければ、裁判所は、該敵人または敵の同盟国民に有利な終局判決をなすことはできない。右通知は、書面により、かつ連邦裁判上の民事訴訟手続と同様の方法で提出せられなければならない。

(g) 訴の提起前または提起後において、敵人または敵の同盟国民が、合衆國內にある者にあつた委任状は、本節(f)項及び(h)項によつて許された行為の完遂に必要なかぎりにおいて、有効なもののみならず。

(h) 大統領は、特許権を付与することにより發明を公にすることが、公の安全または國防上有害であり、または戦國を利し、戦勝を危殆ならしめるときは、戦争終了のときまで、發明を秘密とし、特許をあつたえないように命ずることができる。ただし、特許出願中に示されている發明が、右命令に違反して公けにせられたこと、または、該發明に向する特許が特許局長の同意または許可を得ないで、または大統領の特許を得ないで、外国で發明書、その譲受人または法律上の代理人によつて出願せられたことが、特許局長によつ

て確認せられたときは、該発明に関する権利は放棄せられたものとみなされる。三三〇

右の規定により特許をあたえられなかつた発明特許の出願人は、大統領の命令に忠実に取次してその発明を合衆国政府の使用に供与したときは、政府による使用の開始のときから賠償をうける権利を有し、請求裁判所 *Court of the Claims* に賠償請求の訴をなす権利を有する。ただし、終局的に特許権を得たときにかぎる。

(第一一節) — 輸入の禁止

現戦争中、大統領が、公の安全上必要ありとして公示を發したときは、公示にかかけられた商品をかかけられた国から、合衆国に輸入することは違法とする。ただし大統領または該会による別段の命令があるまでは、大統領が定める時期において、大統領が定める規則または命令にもとずいて、大統領が定める制限及び除外例に従つて行ふ輸入は、このかぎりでない。もつとも、特定国の港湾に、他の国の港湾以上の優先権をあたえてはならない。

(第一二節) 敵産の管理

本法にもとずいて、外国財産管理人に支払われ、または外国財産管理人が收受したいつさいの現金(一覽辨の小切手及び支払指圖書をふくむ)は、直ちに、合衆国国庫に預託せられ、財務省長官は、大統領が該預託金、投資及び証券の売却に關して定められた規定及び規則に準由して、合衆国公債または合衆国債務証券に投資及び再投資することができる。戦争終了のうちに、大統領が必要と思ふときは、直ちに、該証券は売却せられ、その売却代金は国庫に預託せられなければならない。

外国財産管理人に譲渡せられ、移転せられ、または支払われた、その他の敵人または敵の同盟国民の財産は、左に別段の規定ある場合をのぞいて、外国財産管理人によつて、完全に保管せられなければならない。大統領は、合衆国に住所を有し、合衆国で事業を行っている、銀行、信託会社、その他適当と思われる受寄者を指定して、敵人または敵の同盟国民の財産の受寄者となす権限を有する。外国財産管理人は、株式、公債、手形、定期指圖書、定期払為替手形、その他の証券、または財産(財務長官に預託せらるべき現金または一覽辨小切手及び支払指圖書をのぞく)を、指定受寄者または財務長官に預託す

ことができる。指定受寄者は、支払期限の到来した配当金及び利息、及び、外国財産管理人の勘定において保管されている満期債権を取立てることができる。取立てにより外国財産管理人の勘定に入ったいっさいの現金は、直ちに、受託者または外国財産管理人によつて、前記の定めにより、合衆国国庫に支払われて預託せられなければならない。

大統領は、指定受寄者に対して、預託財産を保護するために十分と思ふ捺印證書―大統領が指令する条件を付した捺印證書―の作成及び提出を要求しなければならない。

外国財産管理人は、本法の規定にもとづいて占有するにいたつたいっさいの財産（現金をのぞく）に關して、普通法上の受託者が有するいっさいの権限を有し、大統領の監督と指令のもとで、大統領が定める規定及び規則にしたがつて、行動しなければならない。外国財産管理人は、本法の規定にもとづいて占有するにいたつたいっさいの財産を管理し、該財産に關してなんらかの行為をなし、または、該財産の滅失を防止し、保全するため、または、該財産及び権利について合衆国が有する利益、または該財産またはその売却代金について終局的権利を有すべき者が有する利益を保全し保護するため必要であるときに

いて、売却その他の方法で該財産またはその一部を処分し、該財産または財産の所有者に附随する、または附随すべきいっさいの権利を行使することができる。合衆国で設立せられた法人、合衆国内に所在する法人格なき社団または組合、または受託者であつて、株式証券または受益持分を表示するその他の証券を発行しているものは、株式または持分を表示する証券を提示して請求せられたときは、その帳簿上の株式または証券の名義を外国財産管理人名義に書換えなければならない。外国財産管理人は、右により売却した財産または権利の売却代金を、前記規定により、直ちに合衆国国庫に預託しなければならない。本法の規定により、外国財産管理人に支払われ、譲渡せられ、移転せられ、または引渡さるべき、または支払い、譲渡し、移転し、または引渡すことのできる、いっさいの現金または財産は、外国財産管理人の命令書により指令せられたときは、外国財産管理人に対して行われたと同様の効果をもつて、合衆国出納局長に、支払われ、譲渡せられ、移転せられ、または引渡されなければならない。

外国財産管理人により收納せられ保管されている現金または他の財産、または、合

二三四
敵国國事に預託せられている現金またはその他の財産に対する、敵人または敵の同盟国民の請求又は、戦争終了のうちに於いて、該金の定めるところにより、充てられなければならない。ただし、第九節で定められた大統領の命令があつたとき、または、第九節及び第一〇節で定められた裁判所の命令があつたときは、直ちに、それぞれの場合に応じて、外国財産管理人または合衆国出納局長は、大統領の命令または裁判所の終局判決に依るため必要な限度において、外国財産管理人または合衆国出納局長が保管する敵人または敵の同盟国民の財産を、大統領の命令または裁判所の終局判決が指定する者に、譲渡し、移転し、支払わなければならない。また、合衆国出納局長は、外国財産管理人の命令があつたときは、第一〇節の規定により専用収者が預託した資金を、専用収者に払戻さなければならない。

(第一三節) 船積の宣誓陳述書

現戦争中、船長または船積を積んでいる者は、一九一七年六月十五日の法律によつて改正せられた *Revised Statutes* 第四一九七節、第四一九八節及び第四二〇〇節により、外

146
国向船舶に出航免状が発給せられる先立ち船長及荷主の積荷明細書に明示すべきことが要求せられている事項のほか、出航前に、船舶が所有する地方の関税徴収官に宣誓陳述書を提出して、積荷が本法に違反して船積せられまたは引渡されるものでないことを証言しなければならぬ。右船舶の所有者、荷主または荷送人も亦、同様の方法で、積荷または船積した積荷またはその部分に對して、関税徴収官に宣誓陳述書を提出しなければならぬ。該陳述書には、積荷の現実の荷受人の姓名及び住所、船積が銀行、その他の仲買人、向屋または代理人に於て、行われたときは、船積が自己の勘定で行われた現実の荷受人である者の姓名及び住所を記載しなければならぬ。船長または船舶の管理している者は、積荷が仕向港に到着したときには、積荷証明書の写と、船長、船舶所有者、荷主、または荷受人の陳述書の写とを、積荷がおろされた地方のアメリカ領事館に提出しなければならない。

(第一四節) 出航の禁止

現戦争中何時といえども、積荷明細書、または前節で要求せられている宣誓陳述書が成

偽であると信ずべき相当の理由があるとき、または内国船であると外国船であるとを問わず、

二三六

船舶が敵人または敵の同盟國民に付けて、またはその者の勘定において、またはその者の利益のために、なんらかの財産を合衆国外に輸出せんとし、または、その輸出、輸出または輸出が法律違反である財産またはものを合衆国外に輸送せんとしていると信ずべき相当の理由があるときは、該船舶が所在する地方の關稅徵集官は、大統領による再審査を條件として、法律上出航免状を發給せねばならない内国船または外国船に対して、出航免状の發給を拒絶し、また法律上出航免状の發給を要しない内国船の所有者、船長、該船舶を指揮または管理している者に正規の告知状を送達して、該船舶の出航を禁止する权限を有する。右にかかわらず、該船舶が出航することは、違法とみなす。

關稅徵集官は、現戰爭中、輸出積荷中に包含されている金銀貨、金銀塊または合衆國貨幣の全額を、その都度、大統領に報告しなければならぬ。該報告には、荷送人及荷受人の住所、氏名、及びその船舶に關して徵收官が知悉せる事實、とくに金銀貨、金銀塊または合衆國貨幣を敵人または敵の同盟國民に引渡す意思があること、または、右が敵人または

は敵の同盟國民に引渡される恐れあることを証すべき事實の有無を記載しなければならぬ。

(第一五節) — 法律施行費

合衆國國華に現金のなから、四五万ドルの全額を準備して、大統領の裁量で、一九一八年六月三十日をもつて終る會計年度中における本法實施の經費、本法にもとづいて雇入れた者の俸給費、並びに、輸送、コロンビア区の事務所の維持、家賃、参考書、定期刊行物、文房具類、タイプライター、雜品、政府印刷局による印刷に要する經費、及び右にくまれない必要經費にあてることができらる。

(第一六節) 罰則

故意に、本法の規定、本法にもとづいて發せられた特許、規定または規則に違反した者は、本法の規定にもとづいて發せられた大統領の命令に違反し、これに従ふことを怠り、または拒んだ者は、一万ドル以下の罰金に處せられる。自然人であるときは、十年以下の禁錮、または右禁錮と罰金との併科に處せられる。情を知つて右の違反行為に關与した法人の役

二三七

員、理事または代理人も、同様の罰金、禁錮またはその併科に処せられる。右違反行為は、関係ある財産、資金、証券、書面、その他の物品または書類、船舶、ならびにその器具、装具、家具、航海用具は、合衆国のために没収せられる。

(第一七節) 合衆国地方裁判所

合衆国地方裁判所は、通知、告知その他に關する規則、本法の規定を実施するに予め必要かつ適當と思われれる命令、判決、及び手續を定めまたは発し、ならびに一九一一年三月三日の「裁判所に關する法律を法典化し改定し修正するための法律」第一二八節及び第一二三八節が定める合衆国地方裁判所の終局命令及び判決に対する上訴権の手續であつて本法の規定を実施するにあつた必要かつ適法と思われれる手續を定める権限をあたえられる。(第一八節) 比島及び暹河地方裁判所

ヒリッピン諸島における第一審裁判所及びパナマ運河地帯地方裁判所は、それぞれの地で犯された本法上の犯罪につき管轄権を有し、かつ、公海で犯された本法上の犯罪につき及び、一九〇九年三月四日の「合衆国刑法を法典化し、改訂し、修正するための法律」

三七節で定義された犯罪を犯さんとする共同謀議につき、合衆国地方裁判所と親合管轄権を有する。該法律第三七條は、本法の目的にたつして、ヒリッピン諸島及びパナマ運河地帯に適用する。

(第一九節) 外國語出版物

いつさいの者、商社、法人または社団が、合衆国政府または現戰爭に参加している国の政府に關する記事、論說、その他の印刷事項、その政策、國際關係、戰況、右に關するその他の事項を、外國語で、印刷し、発行し、流布し、または印刷・発行、流布せしめることは、本法署名後十日目から戰爭終了のときまでは、違法とみなされる。ただし、本節の規定は、発行者または頒布者が、郵送するにあたり、または郵送にさき立ち、公衆に頒布する方法の如何を向わず、発行地の郵便局長に、刊行物に記載されているいつさいの事項を真正にして完全なる複製を、宣誓譯送書をそえて提出し、各字母に記事、論說その他の事項の肩頭、英語で明確に「……」(本法制定の日付を記載する)の法律が定めるところにより、……の(譯訳を提出した日付と郵便局長を記載する)郵便局長に、真正

なる疑誤表出済なる語を印刷せしめたときは、該印刷物、新聞、その他の出版物に適用しない。

二五〇

本節の規定に準拠しない外国語の印刷物、新聞または出版物は、郵送するを得ない。いっさいの者、商社、法人または社団が、右を輸送し、運搬し、発行し、頒布すること、または、一九一七年六月十五日の「向條行爲に關する法律」の規定により郵送することができない物件を輸送し、運搬し、発行し、頒布することは、違法とする。ただし、大統領は、外国語で印刷された印刷物、新聞、その他の出版物が前記の制限または條件に服さないで印刷、発行または頒布されても現戦争に於ける合衆國の行動を害しないことにつき十分な証明あるときは、該印刷物、新聞または発行者に対して右制限または條件に服さないで印刷物、新聞その他の出版物を印刷、発行または流布することができ、郵便總局長 *Postmaster General* は、許可をうけた印刷物、新聞または出版物が発行されている土地の郵便局の郵便局長に対して、該許可証または許可取消書の字を送付しなければならぬ。許

1149

可をうけて印刷、発行または頒布されているいっさいの物件には、その冒頭に英語で明瞭に句……(局名を記載する)の郵便局に届出、……(本法制定の日付を記載する)の法律による許可証にもしとずき発行し、頒布するにたる語を記載しなければならぬ。本節の規定で定められた疑誤文に關して虚偽の陳述をふくめる宣誓陳述書を作成した者は偽証罪にとわれ、一九〇九年の「合衆國刑法を法典化し、改正し、修正するための法律」第一二五節により偽証罪につき定められた刑罰に服さなければならぬ。意識して、本節の他の要件に違反した、いっさいの者、商社、法人、または社団は、五〇〇ドル以下の罰金、または、一年以下の禁錮、または裁判所の裁量によつては、罰金と禁錮の併科に処せられる。

(一九一七年十月六日大統領署名)

1151

「ウインズロー法」(一九二三年三月四日)

第一節(修正)

修正せられた對敵取引禁止法第九節を次のように修正する。

第九節

(1) 敵人または敵の同盟國民でない者であつて、外國財産管理人に対して譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または支払われた現金またはその他の財産、または、外國財産管理人または合衆國出納局長によつて保管せられている現金またはその他の財産に關して、なんらかの利益、権利または権原を請求する権利を有する者、または、外國財産管理人に対して譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または支払われた財産または財産の部分、または外國財産管理人によつて差押えられ、外國財産管理人または合衆國出納局長によつて保管せられている財産または財産の部分を所有する敵人または敵の同盟國民に対して全額債

権を有する者は、外國財産管理人が要求する様式で、外國財産管理人が要求する事項を記載した請求通知書を、宣誓のうえ、外國財産管理人に提出することとできる。請求権者の申請があつたときは、大統領は、外國財産管理人または合衆國出納局長が保管している現金またはその他の財産、または該現金または財産について生じた利益であつて、大統領の決定によつて請求権者に請求権あるものとせられた利息を、請求権者に支払い、譲渡し、移転し、または引渡すべきことを命ずることができる。ただし、いかなる者も、大統領の命令があつたために、該現金またはその他の財産について有する権利、権原または利益を譲渡するために、請求権者を相手として普通法上または衡平法上の訴を提起する権利をうばわれることはない。申請を提出してから六十日以内に大統領の命令がなかつたとき、または、請求権者が前記の通知書を提出したけれども大統領に対してなんらの申請をも提出しなかつたときにおいては、請求権者は、請求する権利を有する利益、権利、権原または全額債権を譲渡するために、コロンビア区最高裁判所、または、請求権者が住所を有する地方へ法人であるときは主たる營業所が所在する地方へを管轄する合衆國地方裁判所に、

衡平法上の訴訟を提起することができる（訴訟においては、それぞれの場合によつて、外国財産管理人または合衆国出納局長が被告となる）。確認せられたときは、裁判所は、外国財産管理人または合衆国出納局長が保管している現金またはその他の財産、または該現金または財産について生じた利息であつて、裁判所の決定によつて請求権者に請求権あるものとせられた利息を、請求権者に支払ひ、譲渡し、移転し、または引渡すべきことを命じなければならぬ。訴訟が提起せられたときは、該現金または財産は、請求権者の主張を認めたる裁判所が、裁判所の命令にもとづいて、被告、外国財産管理人または合衆国出納局長によつて行われた支払、譲渡、移転または引渡によつて完全に履行せられるまでは、または、終局判決が請求権者の主張を却下するか、訴がその他の方法で終結するまでは、本法が定めるところにより、外国財産管理人の管理下に、または、合衆国国庫に留置せられなければならない。

四 大統領は、本法にもとづき外国財産管理人に譲渡せられ、引渡され、または支払われた現金またはその他の財産の所有者、または、外国財産管理人により差押えられ、外国

財産管理人または合衆国出納局長によつて保管せられている現金またはその他の財産の所有者が、外国財産管理人に対する該現金またはその他の財産の譲渡、移転、引渡または支払が要求せられたときに、または、該現金またはその他の財産が自発的に外国財産管理人に引渡されたときに、または該現金またはその他の財産が外国財産管理人に差押えられたときに、左の各号のいずれかに該当するものであつたことを決定した場合においては、特に申請がなくても、外国財産管理人または合衆国出納局長により保管せられている現金その他の財産、または右について生じた利息であつて、大統領の決定により該所有者が請求権を有するとせられた利息を、該所有者、または、該財産を外国財産管理人に譲渡し、移転し、引渡し、または支払つた者に、支払ひ、譲渡し、移転し、引渡すべきことを命令することができる。

(1) ドイツ国、オーストリア国、またはオーストリア・ハンガリー国以外の国、州、

または自由市の市民または臣民。ただし、該現金またはその他の財産が返還されるときにおいて、右の国、州、または自由市の市民または臣民であることを要する。

(2)

婚姻のとき、戦争中いきつゞき中立國であつた國の市民または臣民であつた女子
または戦争中合衆國の連合國であつた國の市民または臣民であつた女子であつて、一九
一七年四月六日以前に、ドイツ國またはオーストリア・ハンガリー國の臣民または市民
と結婚した女子。ただし、該女子が該女子により、一九一七年一月一日以降において、
直接たると向接たるとを向わず、ドイツ國またはオーストリア・ハンガリー國の臣民ま
たは市民から、取得せられたものでないことを要する。

(3)

婚姻のとき、合衆國の市民であつた女子であつて、一九一七年四月六日以前に、
ドイツ國またはオーストリア・ハンガリー國の臣民または市民と結婚した女子。ただし、
該女子が該女子により、一九一七年一月一日以降において、直接たると向接たるとを
向わず、ドイツ國またはオーストリア・ハンガリー國の臣民または市民から、取得せられ
たものでないことを要する。もしくは、合衆國に住所を有する合衆國の市民の娘であつ
て、自ら合衆國に住所を有し、またはかつて有したことがある女子、または、該女子が
死亡しているときは、その未成年の娘。

二四六

152

(4)

ドイツ國、オーストリア國、ハンガリー國またはオーストリア・ハンガリー國の
市民または臣民であつて、合衆國とドイツ國、オーストリア國、ハンガリー國またはオ
ーストリア・ハンガリー國との外交關係が断絶したときに、それぞれの國の外交官また
は領事官として合衆國に派遣せられていた者、またはその妻または未成年の子。ただし、
該当現金またはその他の財産が外交官または領事官たるの資格にもとづくその勤務を理
由として合衆國內に所在したものであることを要する。

(5)

ドイツ國またはオーストリア・ハンガリー國の市民または臣民であつて、*Revised*
Statutes 第四〇六七節、第四〇六八節、第四〇七〇節の規定及び右規定にもとづく公
示及び規則の規定によつて、拘禁ののち合衆國陸軍省の監視にうつされ、戦争中抑留せ
られ、本法による現金またはその他の財産の返還が行われるときに、合衆國內で生活し
ている者。

(6)

合衆國外にある組合、社団その他法人格なき人の集団、または、合衆國以外の國
で設立せられた法人。ただし、該当現金またはその他の財産の譲渡、移転、引渡または

二四七

支辨の要求、自発的引渡または差押のときにおいても、本法による該当現金またはその他の財産の返還のときにおいても、ドイツ国、オーストリア国またはハンガリー国以外の国、州または自由市の市民または臣民によつて、完全に所有せられ、いるものであることを要する。

(7) ブルガリア国またはトルコ国の政府またはその政治上、地方行政上の区別。

(8) ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国。

ただし、該当現金またはその他の財産が、該政府の外交機関または領事機関の財産であつた場合にかぎる。

(9) 該当財産の譲渡、移転、引渡または支払の要求、自発的引渡、または差押のとき、ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国の市民または臣民であつた個人、または、右以外の国、州または自由市の市民または臣民でない個人、ただし、該当現金、その他の財産または換価せられたときのその売却代金の総額が一万ドルをこえないことを要する。一万ドルを超える部分が分割し得るときは、該

当現金または財産の一部を、一万ドルを限度として返還することができる。もつとも、いかなる個人も本法にもとづいて外国財産管理人に譲渡され、移転せられ、引渡され、または支払われたとき、または外国財産管理人によつて差押せられたときに、組合、団、法人格なき人の集団、または法人が所有していた現金またはその他の財産の返還、本号にもとづいて請求する権利はない。

(10) 組合、社団、法人格なき人の集団、または法人であつて、本節にもとづき別に金、財産またはその一部の返還をうける権利をもたないもの。ただし、該当現金その他の財産、または換価せられたときのその売却代金が一万ドルをこえないことを要する。一万ドルをこえる部分が分割し得るときは、該現金または財産の一部を、一万ドルを限度として返還することができる。もつとも、本号発効のときから六十日以内に合衆国の市民が保険組合または保険会社を相手としてならんかの請求を外国財産管理人に提起したときは、該保険組合または保険会社は、該請求権が出訴期限法によつて消滅しているか否とにかかわりなく、該請求権が満足せしめられるまでは、本号の規定を適用するこ

とはできない。

二五〇

(1) ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国以外の国に主たる營業所を有する組合、社団、または法人格なき人の集団、またはドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国以外の国で組織されまたは設立せられた法人。ただし、組合、社団、その他の法人格なき人の集団、または法人の管轄権、または、その出資または家数数の五割が、該現金または財産の譲渡移転、引渡または支払の要求、自発的引渡、または差押のときにおいても、または該現金または財産の返還のときにおいても、ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国以外の国、州または自由市の市民または臣民に帰属していることを要する。もつとも、本項は、本項の号によって、いつさいの市民または臣民が有すべきいかなる権利をも害するものではない。

いかなる者も、(一) 一九一八年十一月十一日以降において、ドイツ国、オーストリア国またはハンガリー国を一方の当事国として、合衆国及びイギリス国、フランス国、イタ

リイ国、日本国中の三ヶ国以上を他方の当事国として、結ばれ、または結ばるべき平和條約の條項にもとずき、または、(二) 一九一四年八月四日現在で、完全にまたは部分的にドイツ国またはオーストリア・ハンガリー国の領土の一部を構成していた地方を領有している国、州または自由市を一方の当事国として、合衆国及びイギリス国、フランス国、イタリイ国、日本国中の三ヶ国以上を他方の当事国として、前記平和條約を実施するために結ばれ、または結ばるべき條約の條項にもとずき、当然に、または国籍選択権を行使してドイツ国またはオーストリア国またはハンガリー国以外の国、州または自由市の市民または臣民となり、またはなるべき者であるときは、たとえ、本項の初めにかかげた時期においてドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国の市民または臣民であつても、本節の目的にてらして、ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国の市民または臣民とみなされることはない。本法にもしとずき現金またはその他の財産の返還が申請せられたときに、ドイツ国、オーストリア国またはハンガリー国のいずれかの国の領土の一部を構成している州または自由市の市民

二五一

または臣民は、本節の目的にてらして、ドイツ国、オーストリア国またはハンガリー国の市民または臣民とみなされる。該所有者が返還物受領証を交付したとき、または該現金またはその他の財産を外国財産管理人に譲渡し、移転し、引渡し、または支払うものが返還物受領証を交付したときは、該現金またはその他の財産に向する権利、収束または利益、または、大統領または外国財産管理人による該現金またはその他の財産の捕獲にもとづく損害の補償または賠償を請求したる者または請求すべき者の請求権に向して、それの場合に応じて、外国財産管理人または合衆国出納局長の責任、及び合衆国の責任は消滅及び免除せられたものとする。ただし、故に定められた場合をのぞき、いかなる者もその現金または財産が大統領によつて捕獲せられたことを理由として、該現金またはその他の財産について有すべき権利、収束または利益の確証を求めざる普通法上または衡平法上の訴訟を提起する権利を消滅せしめられることはない。

ハ 大統領が本節の項の規定にもとずき返還することができ現金またはその他の財産の所有者は、本節の項の規定にもとずき、該現金またはその他の財産の返還請求の通知書

を提出し、該請求の許可を大統領に申請し、本節の項の規定にもとずき、また同項と同様の効果で、該現金またはその他の財産の回復を求め衡平法上の訴を提起することができ、それぞれの場合に応じて、大統領または裁判所は、市民権及びその他の衡平事項に關して、本節の項の規定により大統領が行うことができる決定と同様の決定をなすことができる。

ニ 生存していたならば、本節の規定により、その所有にかかると現金またはその他の財産の返還をうけべかりし者が死亡したときは、その法定代理人は、本節の項の規定により、該現金またはその他の財産の返還請求を提起することができる。ただし、それぞれの場合に応じて、大統領または裁判所は、救済をあたふるに先立って、担保物の供与その他の方法による十分と思われれる条件を課して、該法定代理人が、返還をうけた現金またはその他の財産の部分であつて本節の項またはの項による請求者となる資格なき者に分配せらるべき部分を、外国財産管理人に返納することを保証することができる。

ホ 戦争中合衆国の連合国であつた国の市民または臣民である者に対しては、本節にも

とす。現金またはその他の財産の返還、または金銭債権の取立を認めない。ただし、該連合回が合衆国の市民に対して互恵的権利を及ぼしたときは、このかぎりでない。また、金銭債権は、いかなる場合にも、一九一七年十月六日以前において請求者に属する金銭債権、または、本法により外国財産管理人または合衆国出納局長により保管せられている現金またはその他の財産に關し合衆国の市民でない請求者に生じた金銭債権でなければ、本節による取立を認められることはない。

(イ) 本法で定められた場合をのぞいて、外国財産管理人に譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または支払われた現金またはその他の財産は、留置、差押、債権差押、信託処分、強制執行の対象となり、または裁判所の命令または判決に服することはない。

(ロ) 本法にもとずいて、外国財産管理人に譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または支払われた現金またはその他の財産、外国財産管理人によつて差押えられた現金またはその他の財産、または外国財産管理人または合衆国出納局長によつて保管せられている現金またはその他の財産の所有者が死亡しているときは、その合衆国における裁判所が正当

に選任したる) 法定代理人は、(本節(イ)項による請求を提起する権能がないときは)、(イ)項にもとずいて、該現金またはその他の財産に關する権利、放棄または利益であつて、該所有者の死亡を理由として合衆国市民の所有に歸したものを回復するため、請求を提起することができ、ただし、該合衆国市民の市民権が、一九一八年十一月十一日以降に授けられた帰化權にもとずく帰化手続によつて取得せられたものであるときは、このかぎりでない。該法定代理人は、それぞれの場合に応じて大統領または裁判所が該合衆国市民(死亡しているときはその相続人または法定代理人)に分配せられていないいづかの現金またはその他の財産の外国財産管理人に對する返納を保証するに足ると思ふ、遺贈金及び担保を付したる捺印証書を供与しなければならぬ。

(ウ) 四項第九号及び第一〇号にもとずいて同一人に返還せらるべき現金またはその他の財産の總額は、該当管理財産勘定の數にかかりなく、いかなる場合にも、一萬ドルをこえてはならない。

(四) 累積せられた純収益、配当金、利息、年金、その他の利得は、本節(四)項第九号及び

第一〇号の目的にてらして、元金の一部とみなす。

二五六

(X) 本節の項及び四項第九号及び第一〇号の規定は、外国財産管理人に譲渡せられ、移譲せられ、引渡され、または外国財産管理人によつて差押えられた特許、商標、捺印、はり札、著作権、または右に關する権利または請求権、及び、右特許、商標、捺印、はり札、著作権、または右に關する権利または請求権の売却、専用免許、その他の処分により生じた代金には適用しない。ただし、外国財産管理人は、外国財産管理人に譲渡せられ、移譲せられ、または外国財産管理人によつて差押えられた特許、商標、捺印、はり札、著作権、または右に關する権利または請求権であつて、(一)本法の規定にもとずいて売却、免許、その他の処分につせられなかつたもの、(二)本項発効のときに、合衆国または合衆国の債権が当業者となつてゐる訴訟の対象となつてゐないものを、敵人または敵の同盟國民である者をふくめて、いっさいの権利者に、価格の如何をとわず、返還する権利と義務を有する。

(10) もつとも、本節は、第一〇節により外国財産管理人に支払われる現金には適用しな

第二節 (追加)

修正せられた対敵取引禁止法に、左の諸節を追加する。

第二〇節

権利者の代理人、授权代理人、遺産代表者に対し、本法により現金またはその他の財産を譲渡し、移譲し、引渡しまたは支払うためには、代理人、授权代理人または遺産代表者の手数料が、該現金またはその他の財産の価格の三分をこえないことを、それぞれの場合に応じ、大統領または裁判所に対し十分に立証しなければならぬ。ただし、本節のいかなる規定も代理人、授权代理人、遺産代表者の料金を該現金またはその他の財産の価格の三分と定め、三分の料金をもつていっさいの手数に關して受領することができざる最高額と定めてゐるものと、解釈されてはならない。意識して三分をこえる料金を受取つた者は、第一六節が定めるところにより処罰せられる。

第二一節

本法の規定にもとづく帰化アメリカ市民の請求は、一九〇七年三月二日署名せられたる市民の国籍離脱及び在外市民の保護に関する法律」第二節第二項にもとづいて該帰化市民につき推定せられる国籍離脱を理由として、否認せられることはない。ただし、該帰化市民は、合衆国不在中合衆国に対する忠誠が継続したと、及び、合衆国に帰国したか、帰国を希望したるも不可抗力による事情のため帰国ができなかつたことを、それぞれの場合に於いて大統領または裁判所に対し、十分に立証しなければならぬ。

第二二節

合衆国、または合衆国の州、属領またはコロンビア区から逃亡している犯罪人は、本法の規定にもとづき財産または現金の返還をうける権利を有しない。

第二三節

外国財産管理人は、大統領が定める規定及び規則にもとづき、外国財産管理人が権利者のために受託している財産または現金、または合衆国出納局長が外国財産管理人の勘定において受託している財産または現金に關して、本節発効後において生じかつ收受した、純

収益、配当金、利息、年金その他の利得を、本節発効のときより、本節発効の後に、権利者に支払わなければならない。ただし、いかなる者に対しても、毎年一万ドルをこえる金額を、本節にもとづいて支払われることはない。

第二四節

外国財産管理人は、本法にもとづいて、外国財産管理人または合衆国出納局長が保管している現金またはその他の財産に對して、公共団体が適法に課し、または課すべきいっさいの租税（特別課税をふくむ）を支払い、該現金またはその他の財産の所有、取立または監視を保証するため、または該現金またはその他の財産を管理するため、外国財産管理人または外国財産管理人の受寄者において生じた必要経費を支払う権限を有する。該租税及び経費は、該租税が課せられ、または該経費が生じた現金またはその他の財産のなかから、または（該現金またはその他の財産が右支払に不十分であるときは）同一人のために保管されている他の現金または財産のなかから、本法による請求または訴が提出せられていても、支払われなければならない。

独乙特別預託勘定による戦時請求権処理計画

この計画は、戦時請求権処理法案が通過したとして、同法で定められた独乙特別預託勘定より、ドイツ国民及びアメリカ国民の戦時請求権が、いかにして、私われるか、いかなる金額が支払われるか、何時までに支払われるかについての、計算上の見とおしを示したものであつて、一九二八年二月九日の上院財政委員会が作成したものである。(ドル未済省略)

混合委員会により認められるアメリカ国民の賠償額

(1) 死亡及び身体傷害に関する賠償額(三八三件)

元本

三、三八七、〇五〇

元本に対する利息(一九二八年一月一日までの年利五分の計算)

159

七〇五、二四五

一九二八年一月二十三日までにあたえられる賠償(一九二八年一月一日までの利息をふくむ)。

四、〇九二、二七五

(2) 十萬ドル以下の賠償額(三〇四六件)

元本

一八、四五〇、四七九

仲裁判決が定めた利息(一九二八年一月一日まで、大体に
おいて年利五分の計算)

八、一五九、七二七

合計

二六、六一〇、二〇六

今後認められると推定せられる元本二〇、〇〇〇、〇〇〇
右に対する一九二八年一月一日までの利息

八、〇〇〇、〇〇〇

合計

二八、〇〇〇、〇〇〇

總計

二九、四一〇、二〇六

二六一

(3) 十萬ドル以上の賠償額(一六二件)

元本

八九、〇〇四、一九二

仲裁判決が定めた利息(一九二八年一月一日まで、大体に
おいて年利五分の計算) 四〇、二二一、四八七

合計

一二九、二二五、六八〇

今後認められると推定せられる元本

二〇、〇〇〇、〇〇〇

右に対する一九二八年一月一日までの利息

九、〇〇〇、〇〇〇

二九、〇〇〇、〇〇〇

合計

一五八、二三五、六八〇

總計

一九一、七二八、一六二

二六二

特別勘定に貸記せられる予定額

(1) 返還延期せられたドイツ財産の二割

四〇、〇〇〇、〇〇〇

(2) 未割当利益金のドイツ側持分

二五、〇〇〇、〇〇〇

(3) 混合請求委員会判決による受領分(一九二八年九月一
日まで、二・二五分)

二三、〇〇〇、〇〇〇

(4) 船舶・電電局等に対する賠償準備金の半額

二五、〇〇〇、〇〇〇

總額

一一三、〇〇〇、〇〇〇

特別預託勘定からの支出予定額

(1) 死亡及び身体傷害賠償額の完全なる支払

四、〇九二、二七五

(2) 十萬ドル未満の賠償額の支払 二九、四一〇、二〇六

(3) 十萬ドル超過賠償額から十萬ドルの支払(一七八件)

一七、八〇〇、〇〇〇

(1)(3) 合計

五一、三〇二、四八二

(4) 一九二八年一月一日までに支払わらるべき支払金額(同日

までの利息をふくむ)

一、七一〇、〇〇〇

(5) 仲裁判決賠償額の未払額(一五三、四〇〇、〇〇〇ド

ルから(1)(3)合計額を控除する)に対する一九二八年一

月一日から一九二八年九月一日までの五分の利息

三、三六三、〇〇〇

(6) 十萬ドルをこえる請求の残高に割当てらるべき残高

五六、七二四、五一七

(4)(6) 合計

六一、六九七、五一七

(1)(6) 統計

一三、〇〇〇、〇〇〇

以上は、一九二八年度(一九二八年一月一日から一九二八年九月一日まで)の処理計画である(註、一五三、四〇〇、〇〇〇ドルはアメリカ国民賠償総額一九一、七二八、一六二ドルの八割)。一九二九年度以降の処理計画は次のようである。

(一) 一九二九年度(一九二八年九月一日から一九二九年九月一日まで)。

(1) 借記勘定

アメリカ国民請求の未払額(請求の八割、一五三、四

〇〇、〇〇〇ドルと、それに対する一九二八年一月一日

から一九二八年九月一日までの利息(五分)五、一一三、

〇〇〇ドルとの合計額一五八、五一三、〇〇〇ドルから、

一九二八年度支払予定額一一三、〇〇〇、〇〇〇ドルを差

引いた残高)。

四五、五一三、〇〇〇

(2) 貸記勘定

(a) 一九二九年度ドーズ案年賦金一〇、七〇〇、〇〇〇
(b) 船舶、無線電等に対する賠償準備金の残高

二六六

(c) 二五、〇〇〇、〇〇〇
(d) 三五、七〇〇、〇〇〇

差引次年度に借記せられる金額 一ニ、〇八九、〇〇〇

(三) 一九三〇年度(一九二九年九月一日より一九三〇年九月一日まで)

(i) 借記勘定

(a) 前年度より借記せられた金額一ニ、〇八九、〇〇〇
ドルに対する一九三〇年度利息(五分)

六〇四、〇〇〇

(b) アメリカ国民の請求額の二割(三七、五〇〇、〇〇〇
ドル)に対する一九二八年一月一日から一九三〇年九
月一日までの利息(五分) 四、九七五、〇〇〇

162

(c) 処理法第一〇節(禁止法第五節)項により没収せ
られた四千万ドルに対する一九二八年一月一日から一
九三〇年九月一日までの利息(五分) 四、〇〇〇、〇〇〇

(d) 船舶、無線電等に使わらるべき五千万ドルについて
一九二八年十二月三十一日から一九三〇年九月一日ま
での利息(五分) 四、二〇〇、〇〇〇

(e) 一九二九年度よりの借記 一ニ、〇八九、〇〇〇
合計 二五、八六八、〇〇〇

(2) 貸記勘定

一九三〇年度ドーズ案年賦金 一〇、七〇〇、〇〇〇
差引次年度に借記せられる金額 一五、一六八、〇〇〇

(三) 一九三一年(一九三〇年九月一日より一九三一年九月一日まで)

二六七

(1) 借記勘定

(a) 前年度より繰越された借記勘定

一五、一六八、〇〇〇

(b) 前年度(a)、(c)、(d)により元本になった金額に対する

一九三一年度利息

六、三六五、〇〇〇

合計

二一、五三三、〇〇〇

(2) 貸記勘定

一九三一年度トーズ案年賦金

一〇、七〇〇、〇〇〇

差引次年度に借記せられる金額

一〇、八三三、〇〇〇

(四) 一九三二年度(一九三一年九月一日より一九三二年九月一日まで)

(1) 借記勘定

(a) 前年度から繰越された借記勘定

一〇、八三三、〇〇〇

(b) 一九三〇年度(a)、(c)、(d)により元本となった金額

一〇、八三三、〇〇〇

に対する一九三二年度利息

六、三六五、〇〇〇

合計

一七、一九八、〇〇〇

(2) 貸記勘定

一九三二年度トーズ案年賦金

一〇、七〇〇、〇〇〇

差引次年度に借記せられる金額

六、四九八、〇〇〇

(五) 一九三三年度(一九三二年九月一日より一九三三年九月一日まで)

(1) 借記勘定

(a) 前年度から繰越された借記金額

六、四九八、〇〇〇

(b) 一九三〇年度(a)、(c)、(d)により元本となった金額に

対する一九三三年度利息

六、三六五、〇〇〇

合計

一二、八六三、〇〇〇

(2) 貸記勘定

一九三三年度トーズ案年賦金

一〇、七〇〇、〇〇〇

差引次年度に借記せられる金額

二、一六三、〇〇〇

(六) 一九三四年度(一九三三年九月一日より一九三四年九月一日まで)

借記勘定

(a) 前年度から繰越された借記金額ニ、一六三、〇〇〇

(b) 一九三〇年度(の) (c) (d) により元本となった金額に

対する一九三四年度利息(五分) 六、三六五、〇〇〇

合計 八、五二八、〇〇〇

(2) 貸託勘定

一九三四年度ドーズ累年賦金 一〇、七〇〇、〇〇〇

差引次年度に貸記せられる金額

二、一七二、〇〇〇

ところで、一九三四年度までの計画では、アメリカ国民の死亡及び身体傷害に因する貸
未収、十萬ドル以下の請求権、十萬ドル以上の請求権の十萬ドルに相当する部分は并済せ
られるけれども、巨額な(十萬ドルをこえる)請求権の二割(元本三七、〇〇〇、〇〇〇ドル)

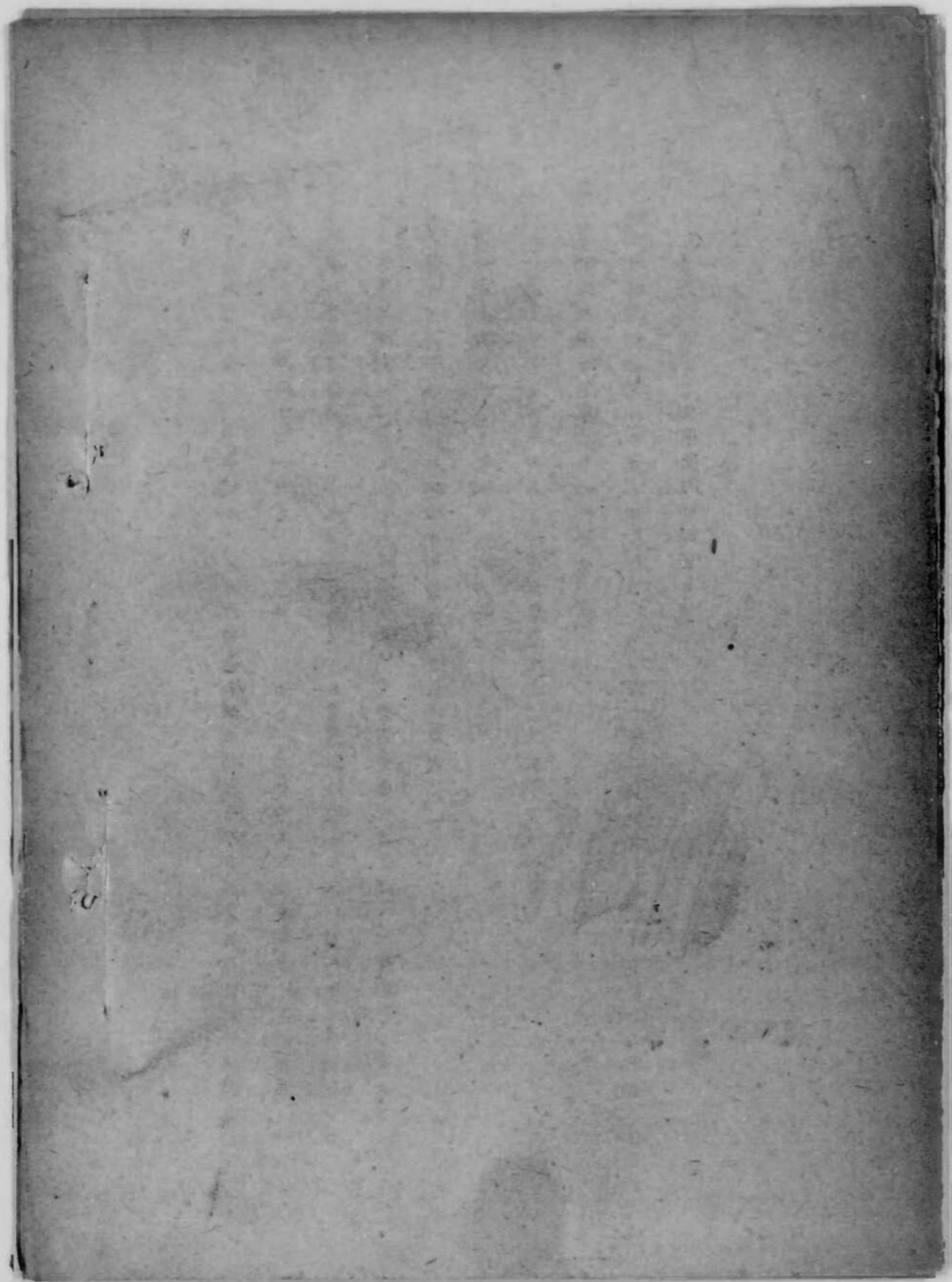
は并済せられていない。そのほかアメリカ政府の請求権六千萬ドル余がある。その額は、
利息ともに一九三四年九月一日で、一七二、三〇〇、〇〇〇ドルに達する。これから、
九三五年度に貸記されるニ、一七二、〇〇〇ドルを差引いた一五、一八、〇〇〇ドル
を、ドーズ累年賦金(一〇、七〇〇、〇〇〇ドル)で償還するとすれば、(利息をふくめて)
一九三四年九月一日から十八年位かかる(一九五二年頃)。

(1) 優先請求権の利息を支払うに六カ年。

(2) 一二五、一八、〇〇〇ドルとその利息を完全に支払うに十八年。

(3) 未割当利益金を支払うに二年四ヶ月。

合計二十六年四ヶ月かかる。すなわち、一九六一年にならないと完済することができな
い。このときはじめて特別勘定が解消する。



0000 0504

一 序

在スイス独乙財産の処理について

外債課

独乙財産はその所在より見れば、

- (1) 独乙国内に在るもの
- (2) 同盟及び連合国内に在るもの
- (3) 旧枢軸国内に在るもの
- (4) 中立国内に在るもの
- (5) 中立国内に在るもの

に區別することが出来る。

中立国内所に在る独乙財産は、特にスイス所在の独乙財産については、連合国は一九四五
 年六月五日の「独乙に於ける最高権能確立に関する宣言」に基き、連合国が独乙の最高権者
 たるの地位を有するに至りたる結果、独乙国内及び国外の独乙財産に關する独乙國の所有して
 いた権能は連合国に移り行使し得るものとして之が処分権を有することを主張したるに對し、
 スイス國は自ら獨乙國に對する債權の引当に充當せんとする立前より、財産所在國が処分
 権を有するとして連合國の要求を拒否していたのである。

一九四六年五月に日本、英、佛三国とスイスとの間に締結された申合は、このスイス所
在の乙財産の処分権に關する連合國とスイスとの主權の政治的妥協点と見る事が出来る。
吾國の場合には独乙の場合と異り、飯に於ても制敵下に於てどはあるか中央政府の存在
が認められていたから、吾國の在中立國財産の処分に當り一概にこの協定を當嵌めることは
危険であるが、今次大戦後に於ける歐戰國の中立國所在財産の処分方式として見ると興味
深いものがある。

以下スイス側の申入を中心として在スイス独乙財産の処理方法を概観することとしたい。

二 申合の成立

在スイス独乙財産の処分に關する申合は一九四六年三月乃至五月の間ワシントンに於て
米、英、佛三国代表とスイス代表との間に交渉妥結したものであり、交換公文及び附屬文
書から成つてゐる。(以下章に協定と称する)

スイス側の申入書によれば、その前文に於てスイスは連合國が在スイス独乙財産に關する
処分権の法的根拠を認め得ないが、ヨーロッパの平和と復興とに寄与せんことを念願し、特

にこの協定を締結するものであると明に宣言しており、本協定の政治的性格が現われる。
協定は在スイス独乙財産に付処分財産の範圍、処分方法、処分機關、利害關係者の救済方
法等につき具体的に取極められてゐる外、戦時中独乙が盟及び連合各國より略奪し、或は
中立的國に没入した略奪金の決済について規定し、併せて米英及び連合國が所在スイス財産
の管理凍結を解除すべきことが定められてゐる。

三 処分財産の範圍

協定によれば在スイス独乙財産は、スイス商務事務局により管理清算されることに定めら
れてゐるが、清算の対象となる財産は附屬書に於て具體的範圍を定められてゐる。

即ち在スイス独乙財産とは、独乙人が所有するスイス所在財産及び之に關する種 利益を以て
包含するが本協定により処分される対象となる財産は、

(一) 独乙に在する独乙人がスイス国内に所有する財産及び

(二) スイスに在する独乙に返還され又は送還されることに決定した独乙人がスイス国内に在す

る所有する財産にして

(3) 一九四八年一月一日前に独乙人により取得された財産
となつてゐる。

尚、独乙ライヒスバンク及び独乙国鉄道財産等独乙国所有財産にシテスイスに所在する財産
については本協定による処分が対象より除外されたり、又、持許権、商標権、著作権等の
無体財産権については、売却、譲渡を禁ずることにより定められてゐるに止まり終局的決定を缺
いてゐる。

四 実施機関

協定は財産処分実施機関に付き之が構成並びに権能について規定してゐる。即ち在スイ
ス独乙財産の調査及清算はスイス賠償事務局に於て主管することとし、之を構成及び権能につ
き規定してゐる。

1) 賠償事務局

スイス賠償事務局は在スイス独乙財産の調査、当該財産が処分対象となるか否かを尋ねるに
當り外処分対象となる財産については之が調査取得に努む。一方スイス所在独乙財産管理
人より重要財産の譲渡を受け之等財産を処分する。し処分にあつては売却条件其れ他

重要事項については合同委員会と事前に協議を要することに定められてゐるが、広汎な権
限を与へられてゐる。と同時に合同委員会と充分連絡し定期的に処分状況を合同委員会に
報告する外情勢を提供する義務を課せられてゐる。

これによつて見れば、賠償事務局はスイス機関ではあるが、在スイス独乙財産の処分に
関する限り四ヶ國の代表機関として行動することが要請せられてゐる模様である。

(2) 合同委員会

合同委員会は、英、佛、国代表各一名とスイス代表一名とを以て構成され、賠償事務局
の調査、清算事務遂行に協力することに定められてゐる。

- 即ち合同委員会に与へらるる権限として
- イ) 売却事件等重なる事項について賠償事務局の事前協議に
 - ロ) 情報記録と賠償事務局に提供してその機能遂行を援助する。
 - ハ) 賠償事務局の決定に対し不服の場合に訴願し更に調停機関に提訴することが出来る。
 - ニ) 賠償事務局より報告に基き、処分財産価格、所収者氏名、住所等を独乙側機関へ通
報する。

(中) 独乙人所有無体財産権の売却譲渡に關する申請に同意を与ふる等の義務制限が与へられ、此であり、その決定に當つては多数決方式が採用せられてゐる。即ち合同委員会は特權事務局の財産処分遂行を援助監督するに於て四ヶ國協定規則と見ることが出来る。

五、財産処分方法

財産処分方法については附屬文書に詳細に規定されてゐるが、これによれば在スイス独乙財産管理へはその管理財産を特權事務局に譲渡することを要し、之により財産管理人の管理責任は免除される。特權事務局は石炭受財産及び自己の調査により取得した財産及びその他一切の在スイス独乙財産を売却処分し、その売却金をスイス国立銀行特權事務局勘定に払込むことと要することに定められてゐる。

尚スイス企業に於ける在独独乙人の持分についても、特權事務局に於て取得し同株手続により処分することに定められてゐる。この場合在独独乙人に対するスイス人の買價は債務者がその債務をスイス国立銀行特權事務局勘定に払込むことにより解除せられ、又在スイス独乙財産に在独スイス婦人一人結婚し独乙に居住するスイス国籍人一人の所有

分については持別考慮を払ふことに定められてゐる。

又、在スイス独乙財産の完全なる把握のため財産隠蔽行為の買入、担保差入、抵当権設定等の不正取引は種々の之を濫用し、併せて之等取引は無効とすることに規定されてゐる。

処分に當り売却条件等重要事項については特權事務局は事前に一般的又は個別的に合同委員と協議することを要することに定められてゐるが、特に処分条件については

- (1) 連合と國とスイス國の経済的利益を圖ること
- (2) 最高価格により売却すること
- (3) 自由取引を尊重すること

また同時に売却処分への参加は、非独乙国籍人のみには限定すると共に、独乙人への転売防止として最善の方法を講ずることとが要請されてゐる。

尚、在スイス独乙財産の管理処分行為の費用はスイス國が負担することに定められてゐる。

六、処分代金の帰属

在スイス独乙財産処分代金は特權事務局によりスイス国立銀行特權事務局勘定に払込まれ

るべきものが、之が半分は金で補償については、半額をスイス画に帰属し、半額は連合画に帰属することに定められている。然して連合画帰属分については、その特殊性に基き、之が使用は難民氏に対する物資供給と、荒廢各國、復興を目的にのみ使用し得ることに制限されている。尚、差当りの措置として、スイスは独逸財産処分金の三ヶ国配分額を引当として直に最高五〇、〇〇〇スイスフランを返私することに定められているが、この返私金は實際難民委員会を通じて、難民の政府及び更生に充たされることに定められている。

在スイス画の財産が、この程度であり、その処分割合がどの程度に達するかは不明であるが、連合画が在スイス画の財産に対する請求権は差当り五〇、〇〇〇千スイスフランを打切られたら、と見ることが出来る。

七、救済

ノ、財産所有権を人に対する補償
在スイス財産売却処分に対する政府については、財産所有者に対する補償に合意され、
財産売却により被害を受けた独逸人に対し、その被害を補償することの規定

さかっている。
即ち、具体的措置としては、スイス賠償事務局は合同委員会を通じて財産の処分価格、所有権者住所に独逸機関からその独逸管理委員会と予想されるに通知することに定められている。独逸機関はこれを通知に基き財産所有者に、独逸貨幣建補償額を交付権を記録することにより定められている。然し財産所有者に対し処分財産の金額に付補償するもの、或は一定比率による補償に止めるかについては一切不明である。この点については、その独逸賠償額とせらるる他の地域に所在する独逸在外財産の所有者に対する補償と関連して考慮すべき問題として今後に残さるべき重要な課題である。

茲して補償金については、その半額をスイスが負担することに定められているが、スイス政府は在ベルリン清算金庫のスイス国政府名義協定が貸方より借方への振替により支取ることとしているのであるが、この処理は純正の不協定の特長に基き、便宜的措施であつて、スイス画の独逸に対する請求権の処理の爲め先例とせず、同様に在独逸スイス人賠償のスイスに依る自由処分権を容認するものではないと明記されている。

(2) 財産処分に関する利害関係人の政府

此スイス独乙財産処分に関する決定については、利害関係人には対して種々の救済方法が認められてゐる。即ち第一次にスイス裁判に提訴し第二次に国際調停裁判に提訴し得る。第三次に定められてゐる。

財産処分対象となるか否かの決定手続債務局の決定に對し不服の場合、利害関係人及び合同委員会はスイス再審府に訴願することが出来るし、更にスイス再審府の決定に對し不服の場合には合同委員会は一月以内、国際調停裁判所に事件を付託することが出来る。と定められてゐる。

再審府はスイス国内機関であつて、三名のスイス判事より構成しその審理は行政処分形式により行われることに定められており、その決定は一応最終的効力を有するものとされてゐる。

国際調停裁判所は複合裁判所及び単任裁判所に区別され、複合裁判所は連合二ヶ國を指せるもの一名、スイスに指名せらるもの一名及び四ヶ國を指名せらるもの一名より構成し、単任裁判所は四ヶ國を指名したものの一名を以て構成することに定められてゐる。

国際調停裁判所は協定の解釈に関する問題に付管轄権を有するものがあるが、之が審理に當りては提出された証拠のみならず一切の事実問題及び法律問題についても審査する権限を有すると定められており事件受理に當つては重要事項については複合裁判所に於て審理決定し、重要なうごむ事項については単任裁判所に於て審理決定することから出来ること定められてゐる。

尚、裁判所の決定は最終的効力を有し、又その費用は在スイス独乙財産売却代金より優先的に支出することに定められてゐる。

八、無体財産権の特別取扱

スイス國に在ける独乙人所有の特許権、商標権、著作権、著作権等の無体財産権については、賠償事務局並に合同委員会承認する場合にのみ譲渡、売却し得ることとし、本協定による処分対象より除外されたり、スイスカ之等権利につき規定する多過的國際條約に參加するまで之が処分を禁止することに定められてゐる。

尚、独乙人所有の特許権の取扱については、その右列に連合各國間に於て「ドイツ所有の特

6)

許権の取扱に關する協定」が締結され、独乙人所有の許権にして消滅していきないうち及び公用されたいないものに對しては一定條件の下に公用並みに公共使用に供することが取極められてゐる。

九 略奪金の処理

本協定は更に戦時中独乙が連合各国から略奪しスイスへ搬入した金一億金については連合国の返還要求に對しスイスは善意の取引であるを主張して之を返還を拒否していた一の処分方法を決定してゐる。

即ちスイスはニューヨークに於て要求する方法で、二五〇、〇〇〇千スイスフランを連合三ヶ國に提供し、連合國は右金額の受領により独乙が連合各國より略奪しスイスへ搬入した金に對する請求権一國家及び發券銀行の請求権等一放棄すると定めてゐる。

右金額一五〇、〇〇〇千スイスフランは連合國によりパリ賠償協定に基き、金庫未画に分割配分される模様である。之により戦時中独乙による略奪金中スイス國にあるものに關する限り、その所有権は法的にスイスに帰属するものと成り、連合國の請求権は一五〇、〇〇〇

千スイスフランを以て打切られることになつたものと見ることが出来る。

一〇 結 び

スイスが独乙に有する債權の処理については融此といふので、其の処理が如何になされたいどうか一切不明である。スイス所在の独乙財産の処分は、頗る政治的に解決されてゐる。然し本協定を通じて戦時中中立國所在財産の処分方針は推察することが出来る。

吾國が在外財産でスイス國に所在する財産は独乙の場合と異りその比重に於ては頗る低いものであるが連合國のこの取扱は吾國の泰國所在財産の取扱等に關連しかなり参考となるものと思はれる。

（昭和三十二年一月一日）

終

⑦

在スイス独乙財産ノ処分ニ関スルスイス代表团申入書

(註) 本申入書はスイス側より書翰ヲありて此ニ対スル連合國側ノ返翰を欠
キ、ニクヒウニ該立したカドシカテ爾ノ疑向テあるガ感ハクは該立したマテは
なリカト思ハれる

一九四六年五月廿五日

在ワシントン、スイス公使館

スイス代表団

詳啓

連合國政府はさきに行われた協議に於て、スイス國の主權に對シ十分敬意を払い、獨
乙國ノ降伏に基き且つその独乙國內に於ける最高權限ヲ行使したリは、在スイス國獨乙財産に
對する權利を要求し、且つ、戰時中独乙國によつて連合國より不法に沒收され、スイス國へ搬
入されたモノと認められ、全ク返還を求めた。

スイス國政府は之に對シ此等ノ要求の法的根拠と認めずと強モ、此れが危廢せる地域に
對する物資ヲ供給等ヨリロツバリ平和と復興とに寄与せんことを企圖するものなることを用隊

⑧

した、町から芬蘭風の下に於て守るスイス代表団以下、如き協定を予へる。

スイス国駐領事務局は在他乙國領土への所管レヌマ管理する在スイス国駐在一切につき調査を行ひ、その処分をなすものとす。本規定は本國へ送還されし他乙人ノ財産に対スル適用されるものとす。

本規定により損害を蒙れる他乙人は、本規定に基きスイス國に於て処分された財産に対し、他乙債權を以て補償を受けらるものとす。この場合、換算は孰れも同一の貨幣相場を適用するものとす。

スイス國政府は同國が他乙國に於て所有する資金中より本協約の目的に必要なる他乙債權の半額を供するものとす。

スイス國駐領事務局は合同委員会と共同にその委任された職務を遂行せんとす。合同委員会は連合三ヶ國(米・英・佛)政府並びにスイス國政府の代表各一名を以て構成するものとす。合同委員会は凡そその利害關係ある者と同じく、スイス國駐領事務局の決定に對して、訴權を有するものとす。

スイス國政府は他乙財産の管理並びに処分に関する一切の費用を負担するものとす。

在他乙國領土への在スイス國駐在の処分代金の内半額はスイス國政府に帰屬し、他ノ半額は連合國に帰屬するものとし、後者は罹災國民に對する物資の供給等戦争により荒廢に拂し決まらざる各該國の復興に充てらるものとす。

スイス國政府は連合三ヶ國政府の間に、ニューヨークに於て要求する方法を以て、ニ五〇、〇〇〇、〇〇〇のスイスフランの金を提供す。連合國政府は同金額を領受は各該國政府並びに當該國各銀行の名に於て、戦争中他乙國よりスイス國へ搬入せる金に關するスイス國政府並びにスイス國立銀行に對する一切の請求權を放棄することを聲明するものとする。この種金に關する一切の問題は右の方法に依り解決されたるものとす。

本協定の適用に關する細目は附屬文書中に記載するものとす。

アメリカ合衆國政府は在合衆國スイス領事館と連絡を保持す。右に關する必要なる手續は

遅滞なく終わるべきものとす。

又、連合国は違停なく、ゴブラツク、リストによりスイスに關する條項を削除するものとす。

(五) 下記スイス国代表は同時にリヒテンシュタイン公を代表するものなることを聲明する。

(六)

若し万一本協定の適用乃至解釈に關し見解の相違を生ぜる場合他に解決の途なき時は調停手続に附せらるるものとする。

(七)

本協定並に附屬文書はスイス議会の協賛を至て効力を発生する。本協定並に附屬文書は英、佛ニテ國語を以て書かれ、各同一効力を有するものとする。

敬具

スチエツキ

在ワシントン

連合國代表團長殿

附屬文書

(一)

A 下記第四條中に規定される意義に於ける在独乙國籍乙人の在スイス財産(以下單に独乙財産と稱す)は以下に如き方法により処分されるものとする。

a. スイス國に在る者が在独乙國籍乙人に対して賠償を有するものは、その賠償額をスイス國賠償事務局名義のスイス國立銀行勘定に払込むものとし、右に依りその債務は消滅せらるるものとする。

b. 凡そ在スイス自然人並びに法人にして何等かの形式に於て独乙財産を管理するものは、右の財産一切を賠償事務局に譲渡するものとし、右に依りその責任は消滅するものとする。賠償事務局は当該財産を処分しその売上金を上記の中記載の勘定に払込むものとする。

c. 賠償事務局は在スイス企業又は団体に対し在独乙國籍乙人の所有する一切の持分を取得しこれを処分するものとする。処分した金は上記の中記載の勘定に払込むものとする。

d. 賠償事務局は同様に他の一切の独乙財産を清算し売却するものとする。

e. 合同委員会はスイス法に基き取得せしめ、現在スイス國に所在する財産にしてその所

有権が独乙人と結婚し独乙國に在留するスイス國生れの婦人に属するものにつき賠償事務
局より注意と喚起した場合は特に事情を斟酌し考慮するものとする。

B. 賠償事務局は合同委員会を援助の下に独乙財産を隠蔽するため債入、担保差入、抵当権設
定其の他の方法により行われざる不正取引を繰くため最善の努力を為し且つ、その無効を主張
するものとする。

C. 賠償事務局は合同委員会に対し各独乙財産の処分により取得した金額並ひにその財産所有
者の住所氏名を通知し、独乙國に於ける適當なる機関に連絡方を求めるものとする。独乙國
に於ける当該機関は処分財産の独乙人所有者がその処分財産につき同一為替相場により換算
されたる独乙貨幣定代価を受取る権利を記録されるため必要なる処置を執るものとする。独
乙人所有者に帰属すべき補償金額の中間に相当する金額は在ベルリン清算金庫に於ける
スイス國政府を義方協定より借方に移しかえられるものとする。本手続は如何なる場合
に於ても今後不協定当事國の孰れによるもの。スイス國の独乙國に對する請求権処理
のたりの前例として適用されることなるべく且つ又これにより是合國政府が上記協定
に關してスイス國の処分権を認容するものとして適用されることなきものとする。

(二)

A. 賠償事務局は独乙財産の摘発、取得、処分権を有するものとする。

B. スイス國政府は本協定をアメリカ合衆國、フランス並ひにイギリス國政府の協力により履
行するものとする。本目的遂行の爲にベルリン又はナユーリッヒに前記四ヶ國政府の代表と
ルマ協議し、多數決により議決する合同委員会を組織する。合同委員会の職能は以下に掲げ
るものによる。

C. 賠償事務局並ひに合同委員会は不協定より効力発生後速にその活動を開始するものとする。

D. 賠償事務局は合同委員会と協力しその職能を遂行するものとする。賠償事務局はその活動
に關し合同委員会に對して定期的に報告し且つ、その一般目的に關し合同委員会により提呈
されたる質問例えは独乙財産の摘発、登録及び処分に關し回答をなすものとする。賠償事務
局は重要な決定をなす場合は事前に合同委員会に協議するものとする。賠償事務局並ひに
合同委員会は一切の情報及び記録を相互に交換しその目的達成の便宜に供するものとする。

E. 賠償事務局は是迄と同じく独乙財産又は独乙財産を没収するものとして賠償事務局に
送附されたる財産又は賠償事務局に送附されたる財産を没収するものとする。或はスイス
國人並に所有につき没収又は没収するものとして賠償事務局に送附されたる財産又は賠償事務局

債権により同事務局に對してかく報告せられたる財産の所在地及び状態につき調査をなすものとす。

F. 賠償事務局は独乙財産売却処分條件については出来るだけ右國政府並みにスイス経済の利益を圖り得せて最高価格による売却及び取引の自由の機会を十分得るため一徹的に又は同様の場台につき、台同委員會と協議の上決定するものとす。非独乙國籍人に對して之に關し十分なる証明と有する者のみ財産売却処分へ参加を許されるものとし且つ、独乙人に對する私力防止の爲には最善の方策を講ずるものとす。

(三)

台同委員會が賠償事務局と協議したる後、同事務局の決定に同意し得ざる場台又は關係当事者が希望する場台には事案を一ヶ月以内にスイス國再審理庁へ提出しその決定を仰ぐものとす。再審理庁は三名を以て構成し一名の判事を其の長とする。本再審理は行政処分形式に依りて行はるるものとす。手続は迅速且つ、簡潔なるべきものとす。賠償事務局或は事案の提出を受けたる場台に於ける再審理庁の決定は又々最終的の効力あるものとす。

但し、台同委員會が再審理庁の決定に同意せざる場台には、エ、國政府は一ヶ月以内にその

見解の相違に對して以下に如き調停手続を要求することを出来るものとす。即ちその相違が本協定、附屬文書又はその解釈に關する場台には、若し是台國政府が希望するならば之を國際調停裁判所へ提出する。本裁判所は連合三國政府、指名する者一名、スイス國政府、指名する者一名及び前記四ヶ國政府の指名する他の一名を以て構成する。重要なるものは見解の相違は台同委員會及び賠償事務局の同意する時は、四ヶ國政府の協定により指定された國際裁判所構成委員の下へ提出するものとす。この場台石、構成委員は本國際調停裁判所として決定となすものとす。國際調停裁判所は提出された証拠の性質又は信憑性その他の制約せらるることなく提出された一切事實の並みに法律的向題の審理に付権限を有するものとす。

(四)

A. 本協定並みに附屬文書に採用される「財産」なる用語は、一八四八年一月一日以前に取得された一切の財産及び財産に對する一切の權利又は利益を包括する。本協定に關してはスイス國在住人に依りて獨乙、賠償事務局に對して之を以て之が所有は之に關するべき金額はこ

昭和二十三年五月

スイス国にあるドイツ人の資産の処分に関する一方
フランス国、連合王国及びアメリカ合衆国の政府と
他方スイス国政府との間の協定

一九四六年五月

一九四六年五月二十五日署名

英文は、一九四六年六月三十日附の
ステート・デパートメント・ビュレ
ティンによる。

條約局 條約課

詳悉 同盟国政府は、並べの商議においてスイス國の主権を完全に認めつつも、ドイツ國の降伏及びドイツ國における最高權力の行状を理由として、スイス國にあるドイツ人の財産に対する権限を主張し、且つ、戰爭中に占領された地方からドイツ國が不当に取得したスイス國に引き渡したと称される金やスイス國から戻還を求めた。

スイス國政府は、これ等の要求が法的根拠を承認することはできないが、荒廢地或は必需品の送付も含め、ヨーロッパの平和及び再建のため充分の寄与をすることを希望する旨を述べた。

右の如き事情によつて、われわれは、次の協定に達した。

- 一 スイス國補償事務局は、ドイツ國內のドイツ人が所有し又は支配してゐるスイス國にある一切の種類や財産の調査を継続してこれを完了し、且つ、右財産を清算しなければならぬ。
- 二 この規定は、米國に送還されるドイツ國籍を有する他國者の財産にも同様に適用される。
- 三 この指置の適用を受けたドイツ人は、この協定に従つてスイス國で清算された財産に対し、ドイツ國連年ご補償を受ける。これらの各々の場合において同一の為替比率が適用される。

なければならぬ。

三 スイス国は、右の目的のために必要なるドイツ国通貨の半分を、ドイツ国にある留置のため
に使用し得る資金の中から供給するものとす。

四 スイス国補償事務局は、三同盟国政府の各一名の代表者及びスイス国政府の一名の代表
者から構成される共同委員会と緊密に協力し、同局に委任された任務を實施しなければな
らぬ。共同委員会は、利害関係のあるすべての私人と同様に、スイス国補償事務局の決定
に対して控訴権を有する。

五 スイス国政府は、ドイツ人の財産の財産の管理及び清算の費用を負担するものとする。

二

一 ドイツ国内のドイツ人のスイス国にある財産の清算による所得金のうち、五割はスイス国
政府に帰属し、他の五割は不足に苦む人民への物品の送付を合りて戦争によつて荒廢レヌ
は窮乏した地方の復興のため同盟国の処分に委される。

二 スイス国政府は、ニューヨークにおける金による一億五千万スイス・フラン
金額を、三同盟国政府の処分に受けることを約束する。同盟国政府は、この金額を

結ぶることにより、スイス国が戦争中にドイツ国から得た金に利息するスイス国政府及びス
イス国立銀行に対するすべての請求権を同盟国政府の右と百圓兌換銀行の名とにおいて放棄
するものと宣言する。右の金に關するすべての問題は、これによつて解決されるものとす。

三

この協定の適用に關する手続は、附屬書に掲げらる。

四

一 同盟国政府は、同盟国内のスイス人の資産の凍結を解除するものとす。これに必要なる手
続は、遅滞なく決定するものとす。

五

二 同盟国は、スイス国に關する限り、「アラソク、リスト」を遅滞なく廃止するものとす。
スイス国政府の下名代表者としては、自己がロヒテンシエイン公口のために行動して
いることを宣言する。

六

この協定の適用又は解釈について意見の相違が生じ、それが他ういかなる方法によつても解

次で取得をかつたときは、仲裁裁判所によらなければならぬ。

七

この協定及び附屬書は、スイス国議会の承認を待たず、効力を発生する。この協定及び附屬書は、イギリス語及びフランス語で作成され、原本は同等の効力を有す。

政 吳

十七百三十六年五月二十五日

ワシントンにおいて

スイス国代表 駐 ストワツキー

ワシントン

同盟国代表団主席閣下

附 属 書

い 後記四に定義されているドイツ国内のドイツ人のスイス国にある財産（以下「ドイツ人の財産」という。）は、左の方法で清算されるべきでない。

ロ ドイツ国内のドイツ人に債務を有するスイス国内の人は、スイス国立銀行におけるスイス国補償事務局名義の勘定にその債務を支拂うことを要請され、かくしてその債務を免除される。

ハ いずれかの形式においてドイツ人の財産を管理しているスイス国内の一切の自然人及び法人は、補償事務局にこれら財産を引渡すことを要請される。この行為によつてかかる責任は終了するものとする。補償事務局は、財産を清算しその先得金を(1)に掲げられた勘定に支拂うものとする。

ニ 補償事務局は、スイス国の企業又は団体への参加権であつてドイツ国内のドイツ人に属するものをすべて取得し、且つ、これを清算しなればならない。清算による先得金は、(1)に掲げられた勘定に支拂われる。

(二) 補償事務局は、同様にして他方となるドイツ人の財産の清算をも行う。

(三) 共同委員会は、スイス国内にあるスイス系財産であつたドイツ人と結婚し且つ、ドイツ国内に居住するスイス国生れの人に入居してゐるものに属する事柄につき、補償事務局から注意を喚起された場合には、同情ある考慮を拂うものとす。

補償事務局は、莫、担保、抵当によると又は他方方法によることを同わす偽装的性質を有するすべからず取引であつたドイツ人の財産を隠匿してゐるものを摘発するために、共同委員会の援助を得て、あらゆる努力を払い、且つ、右の取引を確実に無効ならしめる。

補償事務局は、ドイツ人の財産の各々の場合において清算によつて得た金額を、右財産のドイツ人所有者の姓名及び住所の細目とともに、ドイツ国内の権限ある官吏に伝達するたに、共同委員会に通告する。ドイツ国内の権限ある官吏は、清算された財産のドイツ人所有者が、一定の割合比率において算定された、ドイツ国債幣による対価を受けることに對する権利を記録するために必要な措置をとるものとする。ドイツ人所有者が与えらるる補償金の総額を二分の一に等しい金額がベルリンの「清算金庫」におけるスイス国政府名義の東方助定から渡される。この取極におけるいかなる事柄も、今後、ドイツ國に對するスイス國の責

求償解決の先例として、この協定の一方又は他方当事國によつて採用されるはならないし、又、これによつて同盟國政府が、スイス國側に前記の雙方協定を処分するたりの權利を認められたものと主張されるはならない。

二

い 補償事務局は、ドイツ人の財産を摘発し、これを取得し且つ、清算する権限を与えらるる。スイス國政府は、アメリカ合衆國、フランス國及び連合正國の政府の協力を得て、この協定を執行する。この目的のために四國政府の各々の代表者から構成され、多數決によつて行動する共同委員会が、ベルヌ又はチューリッヒに置かれる。共同委員会の任務は、後に列挙される。

付 補償事務局及び共同委員会は、この協定を実施後なるべく速かにその活動を開始する。補償事務局は、共同委員会の協力を得てその任務を遂行する。補償事務局はその活動について共同委員会に定期的に報告する。補償事務局は、共同目的をなわらドイツ人の財産の摘発、調査及び清算に關して共同委員会によつて提出された照会に回答する。補償事務局は、重要を決定を行う前に共同委員会と協議する。補償事務局及び共同委員会は、その業務の進

改定容易にさせるものと認められる一切の債権及び証憑書類は互に利用させなければならぬ。
補償事務局は、ドイツ人の財産であるもの、若しくはそれを含むと推せられるもの、ある
いは、善意のスイス人の所有権があるか否か疑わしいか若しくは譲渡の余地のあるもの、又
はこのように信ぜられるものであるとして、補償事務局が疑をかけたか又は共同委員会から
そのように右事務局に通報された財産の個別の所在及び地位を従来通り調査しなればならぬ
ない。補償事務局の誌論は共同委員会との間に協議される。
補償事務局は、最も有利な価格を獲得し且つ、通商の自由を助長する機会と若し国政府及
びスイス国経済の国家的利益とを適当に考慮して、ドイツ人の財産の売却条件を、共同委員
会と協議して、一般的に又は個々にいつて決定する。ドイツ以外の国籍を有するものであつ
て適當な保証を提供することのできるもののみがかかる財産の買入れに参加することと許さ
れ、又右財産のドイツ人への再売却を防ぐためにありゆる可能な措置が取られるものとする。

三

共同委員会が、補償事務局と協議した後には右事務局の決定に同意できないか、又は附
着がこれを欲するときには、事件は、一個月以内にスイス国再審裁判所に提出される。こ

附は、三人が成員で構成され且つ、一人が審判長として司会を執る。この評議は、評議の
形式として行われ、之の決定は、迅速に且つ簡單に行われなければならない。補償事務局の
決定、又は事件が再審裁判所に提出される場合には再審裁判所の決定は、最終的のものとする。
しかしながら、共同委員会が再審裁判所を決定に異議を有する場合には、三同盟国政府は、
右の紛争を次の仲裁裁判所に付託することに一月以内を要するものとすべき。すなわち右
の紛争が二つの協定及び附屬書に含まれる事項又はその附帯に關するものである場合、同盟国政
府が希望するときは、右の紛争は之を仲裁裁判所に付託することとすべき。この裁判所は、三
同盟国政府によつて任命される一人の委員とスイス国政府によつて任命される一人の委員と、右
の四国政府によつて任命される第三の委員とによつて構成される。このように紛争のうち最高
の重要性を持たないものは、共同委員会及び補償事務局が同意する場合には、これを四国政府
の合意によつて任命された裁判所に委員の判決に付託することとすべき。この場合には、右委
員は仲裁裁判所として行動するものとす。
仲裁裁判所は、自己に提出された証拠の性質又は立証力に關して制限を受けるものとす。且つ付託された一切の事実問題又は法律問題を審議する完全な権限を有するものとす。

仲裁の判断の判決は最終的のものである。
中裁の判断の費用はドイツ人の財産の清算による先得金によつて、その分配に充立つる負担
を此處で此處にならぬ。

四

い この協定及び附屬書に使用される「財産」という語は、あらゆる種類の財産及び財産に関
して千九百四十八年一月一日以前に取得されたあらゆる種類の権利又は利益を含む。この協
定の適用上、ドイツ国とスイス国との間の清算手続を通じてスイス国内の者によつて支拂わ
れたか又は支拂われるべき金額は、ドイツ人の財産とみなされる。
ろ 「ドイツ国内のドイツ人」という語は、ドイツ国内に居住するすべての自來人及びドイツ
国内に設立された若しくは事業の場所を有し又はその他の方法でドイツ国内において組織され
たすべての法人を意味する。但し、如何なる種類の法人であつてもその所有権又は管理権が
ドイツ國籍を有しない者に属するものはこの限りではない。ドイツ国内に居住するドイツ
人がこの法人の団体を通じてスイス国内に得たる利益を清算するに於て、ドイツ人
の利益の實質的利益であつて清算されるおとれがあるもその安全を保証するに、適當な

段が認められるものとす。

千九百四十八年一月一日以前に帰國したドイツ人又はこの日以前にスイス國籍を有するスイ
ス國から帰國したくはならぬ旨の決定を下されたドイツ人は、「ドイツ国内のドイツ人」
という語に該当するものとみなされる。

五

スイス國政府は、特別の情況の存在することを認め、三同盟國政府に対しドイツ人の財産
の清算による先得金の中からその分前として五千万スイス・フランに到るまでの金額を區方に
引き出すことを許可することを約束する。この前払金は避難民政府國際委員會を通じて、帰國
不可能なドイツ人の行為の犠牲者及び安堵のために充當されるものとする。

六

い 三同盟國政府がスイス國政府にも加入を招請する意圖を有する多數國間の取極の締結に到
るまでの間、又かかる取極にスイス國政府が参加を見るまでの間、ドイツ人の所有するスイ
ス國內の特許権は、補償事務局及び共同委員會が同意するしに売却され又はその他の方法に
よつて譲渡されるものではない。

20

ドイツ人所有する商標又は商作標口、補償事務局及び共同委員会が同意を以て売却され又は譲渡されてはならぬ。

七

以上の規定は、ドイツ国中央銀行及びドイツ国鉄道が財産を含むスイス国内にあるドイツ国所有財産には適用されない。

一九四六年五月二十五日

ワシントンにおいて

ストウツキ

昭和二十六年六月八日

昭和二十二年八月二十九日

終戦連絡中央事務局次長

大蔵次官 殿

連合国 中立国 敵国 特殊地位国並に地位未定国の定義に関する件

八月四日附、総司令印覚書に依り、昭和二十二年十月三十一日附、総司令印覚書第一七号連合国、中立国並に敵国の定義、関する件は廢棄せられ新しい内容の定義を指示せられたが右覚書英文テキスト並に簡略書と重要な相異点を別添送附する。

なお、本覚書の内容に就ては總管下務課へも送るべく即連絡方印願います。
本信足附先 内務官房次長、各省次官、衆、参両院事務総長

一 連合国とは一九四二年一月一日の連合国宣言の署名国又はその右に国際連合憲章に参加した国とせられ、簡略書記載の四十九ヶ国に更に次ぐ六ヶ国が追加せられているアフガニスタン、アルゼンチン、白ロシア、ソヴィエト社会主義共和国、シヤム、瑞典、ウクライナ、ソヴィエ

21

ト社会主義共和国

ニ、中立国としてネパール、エーメン両国が追加せられている。

三、前章中「戦争の結果その地位を変更した国」なる分類に代りに「特殊地位の国」なる分類を設け、オーストリア、エストニア、フィンランド、イタリ、朝鮮、ラトヴィア、リトニア、シヤム等の八国が挙げられている。

四、前章中「戦争の結果その地位を変更した国」なる分類に代りに「特殊地位の国」なる分類を設け、オーストリア、エストニア、フィンランド、イタリ、朝鮮、ラトヴィア、リトニア、シヤム等の八国が挙げられている。

五、最後にアルバニア一國は石何れも臨時にも属しないものとせられ、地位未定一國として扱われる。

現在までに発せられた指令書命令中に「戦争の結果その地位を変更した国」なる分類がある際はこの地位を「特殊地位の国」に代える。

現在までに発せられた指令書命令中に「戦争の結果その地位を変更した国」なる分類がある際はこの地位を「特殊地位の国」に代える。

地位別國家一覽表

(一) 管理 局 総務 課
ニニニ六、ニ一 現務 課

地位別	國	家	名
ノ	アフガニスタン國	46	テンマーク國
ニ	アルゼンティン國	47	トミニカ共和國
ヨ	オーストリア國	48	エックアドル國
タ	ヘルギール國	49	エジプト國
デ	ボリヴィア國	50	サルワドル共和國
ク	ブラジル國	51	エタイオピア國
ク	ビルマ國	52	フランクス國
ク	ビルマ國	53	ガリシヤ國
ク	ビルマ國	54	グアテマラ國
ク	ビルマ國	55	ハイチ共和國
ク	ビルマ國	56	ホンデュラス共和國
ク	ビルマ國	57	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	58	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	59	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	60	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	61	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	62	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	63	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	64	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	65	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	66	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	67	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	68	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	69	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	70	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	71	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	72	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	73	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	74	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	75	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	76	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	77	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	78	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	79	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	80	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	81	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	82	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	83	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	84	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	85	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	86	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	87	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	88	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	89	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	90	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	91	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	92	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	93	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	94	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	95	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	96	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	97	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	98	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	99	アイスランド共和國
ク	ビルマ國	100	アイスランド共和國

- | | |
|---|--|
| 5. Bolivia | 33. Mexico |
| 6. Brazil | 34. Netherlands |
| 7. Byelorussian Soviet Socialist Republic | 35. New Zealand |
| 8. Canada | 36. Nicaragua |
| 9. Chile | 37. Norway |
| 10. China | 38. Panama |
| 11. Colombia | 39. Paraguay |
| 12. Costa Rica | 40. Peru |
| 13. Cuba | 41. Poland |
| 14. Czechoslovakia | 42. Republic of the Philippines |
| 15. Denmark | 43. Saudi Arabia |
| 16. Dominican Republic | 44. Siam |
| 17. Ecuador | 45. Sweden |
| 18. Egypt | 46. Syria |
| 19. El Salvador | 47. Turkey |
| 20. Ethiopia | 48. Ukrainian Soviet Socialist Republic |
| 21. France | 49. Union of South Africa |
| 22. Greece | 50. Union of Soviet Socialist Republics |
| 23. Guatemala | 51. United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland |
| 24. Haiti | 52. United States of America |
| 25. Honduras | 53. Uruguay |
| 26. Iceland | 54. Venezuela |
| 27. India | 55. Yugoslavia |
| 28. Iran | |
| 29. Iraq | |
| 30. Lebanon | |
| 31. Liberia | |
| 32. Luxembourg | |

Basic: Memorandum for the Japanese Government
 from G.H.Q. SCAP, file AG 312.4 (4 Aug 47)
 DS (SCAPIN: 1757).
 Subject:

備考	地位未定国	特殊地位国	敵国	中立国													
				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
前西配布の一覧表と引換られたし。	ノアルバニア人民共和国	3 セイロン	2 ブルガリア国	1 オーストリー国	ノトイツイツ国	3 ネパール国	エアイレルランド国	ノアフガニスタン国	15 チェコスロヴァキア国	14 キュバ共和国	13 コスタリカ共和国						
		6 ハンガリー国	5 ファインランド国	4 エストニア国	2 日本	6 スウェーデン国	5 スパイン国	4 ノルウェー国	30 イラーク国	29 イラン国	28 インド						
		7 ラトヴィア国	8 朝鮮	7 イタリア国			8 イエメン国	7 スイス連邦	6 サウジアラビア王国	27 フリピン共和国	26 ノーランド国						
	12 シンヤムーシ国	11 ルーマニア国	10 リスアニア国														18 エリトリア共和国

5. The nations named below will not be treated as falling into any of the three categories referred to in paragraphs 2, 3 and 4, unless such a classification of one or more of them is specified. They will be referred to collectively as "Special Status Nations".

- | | | |
|--------------|--------------------|------------|
| 1. Austria | 2. Estonia | 3. Finland |
| 4. Italy | 5. Korea | 6. Latvia |
| 7. Lithuania | 8. Siam (Thailand) | |

Although Siam has now adhered to the United Nations, it is also listed under this paragraph.

In any order, memorandum or directive issued up to the present time using the term "Nations whose Status has Changed as a Result of the War" the term "Special Status Nations" shall be substituted therefor.

6. The nation named below will not be treated as falling within any of the categories referred to in paragraphs 2, 3, 4 and 5, and will be referred to as "Undetermined Status Nation":

Albania

For The Supreme Commander

R. M. Levy
Colonel, Agd.
Adjutant General.

AG 312.4 (4 Aug. 47) DS
(SCAPIN 1757-A)

APC 500
4 August 1947.

(23)

Memorandum For : Japanese Government
Through : Central Liaison Office, Tokyo.
Subject : Definition of United, Neutral, Enemy, Special Status and Undetermined Status Nations.

1. SCAPIN No. 217 of October 31, 1945 (File No. AG 12.4 31 October 1945) is hereby rescinded.

2. Whenever reference to the "United Nations" is made in an order, memorandum, or directive, that term, in the absence of indication to the contrary, shall be taken as meaning and including the following nations which are Signatories to the United Nations Declaration of 1 January 1942 or later adherents to the United Nations Charter:

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. Afghanistan | 3. Australia |
| 2. Argentina | 4. Belgium |

"Definition of United, Neutral, Enemy, Special Status and Undetermined Status Nations".

24

3. Whenever reference to "Neutral Nations" is made in any order, memorandum or directive, that term, in the absence of indication to the contrary, shall be taken as meaning and including the following nations:

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. Afghanistan | 5. Spain |
| 2. Ireland (Eire) | 6. Sweden |
| 3. Nepal | 7. Switzerland |
| 4. Portugal | 8. Yemen |

Not having been belligerents, Afghanistan and Sweden are also classified as "Neutral Nations" although now adherents to the United Nations Charter.

4. Whenever reference to "Enemy Nations" is made in any such order, memorandum or directive, that term, in the absence of indication to the contrary, shall be taken as meaning and including the following nations:

- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| 1. Bulgaria | 3. Hungary | 5. Roumania |
| 2. Germany | 4. Japan | |

保存
文書

0000 0530